

春 日 市 こ ど も 計 画

令和8年3月

春日市

はじめに

本市では、我が国における核家族化の進展や就労形態の多様化などを背景とした「こども・子育て支援」の重要性を踏まえ、令和2年3月に「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」を策定いたしました。同プランのもと、安心して子育てができる環境づくりの推進と「こども・子育て」を社会全体で支えるまちの実現を目指して、これまで認可保育所の保育料引下げや高校生世代までの医療費無料化をはじめ、様々な子育て支援施策の充実に取り組んでまいりました。



しかしながら、全国的には少子化の加速に加え、後を絶たない児童虐待やいじめの問題、不登校の増加、さらにはこどもの貧困や孤立、心の健康の問題など、こどもを取り巻く状況は一層複雑かつ深刻化しており、その社会的対応が急務となっています。

こうした状況の中、国においては令和4年6月に「こども基本法」を制定するとともに、令和5年4月には「こども家庭庁」を発足させ、こども・子育てを社会全体で支える施策を総合的かつ強力で推進しております。

これらの社会情勢を踏まえ、本市におきましては、このたび、「こども基本法」に基づくこども・若者・子育て分野の総合的な計画として、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする「春日市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、「春日市子ども・子育てすくすくプラン」の理念を継承しつつ、こどもやその家庭の状況に応じたより細やかな支援に努めるとともに、地域・学校等の関係機関・行政が社会全体で築いてきた緊密なネットワークを維持・発展させながら、こどもたちが笑顔で暮らせるまちの実現を目指して取り組んでいくことにしています。

併せて、新たに「こどもが持つ権利の保障」を基本目標に位置付け、こどもの視点と最善の利益を尊重しながら、こどもたちが健やかに成長できるよう各種施策を展開してまいります。

これらの取組を通して、未来の社会を担うこどもたちのためのまちづくりを一層推進してまいりますので、市民の皆様には、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート等を通して貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、活発にご審議いただきました「春日市子ども・子育て会議」の委員、関係団体並びに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

春日市長 井上澄和

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 対象とする「こども」の範囲	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制	4
6. 計画の進行管理・点検	5
第2章 春日市のこども・若者・子育て世帯を取り巻く現状	6
1. 統計から見る現状	6
2. アンケート調査結果から見る現状	11
3. 「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」の振り返り	23
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
2. 基本目標	27
3. 施策の体系	28
4. SDGsとの関係	29
第4章 施策の展開	31
基本目標1 こどもの権利を保障する	31
基本目標2 こどもと親が共に成長し、自立する	38
基本目標3 支援を要するこどもや家庭をみんなで支える	54
基本目標4 地域の人々と家庭が共に寄り添う	66
基本目標5 多様な暮らし方に合わせた環境をつくる	75
巻末資料	82
1. 第3期春日市子ども子育て支援事業計画（第3章抜粋）	82
2. 第3期春日市子ども子育て支援事業計画 代用計画	117
3. 委員名簿	118
4. 春日市子ども・子育て会議条例	120
5. 計画の策定経過	122

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 市町村子ども計画の策定に向けて

令和5年4月1日に「子ども基本法（令和4年法律第77号）」が施行され、市町村に新たに「市町村子ども計画」策定の努力義務が課されました。また、令和5年12月22日には、子ども政策を総合的に推進するために政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」が閣議決定されました。

「市町村子ども計画」は、この「子ども大綱」を勘案しながら、自治体における子ども施策や地域資源、子どもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものとされています。

計画の策定に当たり、市町村が併せて勘案すべき「福岡県子ども計画」が令和7年度にスタートすることを踏まえ、本市においては、「市町村子ども計画」を令和7年度に策定し、令和8年度から推進することとしました。

(2) 春日市子ども・子育てすくすくプランの継承

本市では、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に定める市町村行動計画（以下「次世代育成支援行動計画」という。）として、「春日市子ども・子育てにこにこプラン」を平成22年度に策定し、取組を推進してきました。

平成27年3月には、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」の制定を受け、次世代育成支援行動計画に加えて、同法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画を主軸とした「春日市子ども・子育てすくすくプラン」に移行し、令和2年3月には、第2期プランを策定しました。第2期プランにおいては、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」に加えて、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」に基づく市町村計画（以下「こどもの貧困対策計画」という。）についても一体的に策定しています。

今後は、これまでの春日市子ども・子育てすくすくプランの理念等も継承しながら、この度策定した本計画を軸に、子ども施策を総合的に推進していきます。

なお、市町村子ども計画を令和8年度から開始する方針を踏まえ、「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」における「次世代育成支援行動計画」及び「こどもの貧困対策計画」については令和7年度まで計画期間を1年間延伸し、「子ども・子育て支援法」で5年に1度の策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」のみ、令和6年度に第3期計画として個別に策定し、令和7年度より開始しています。

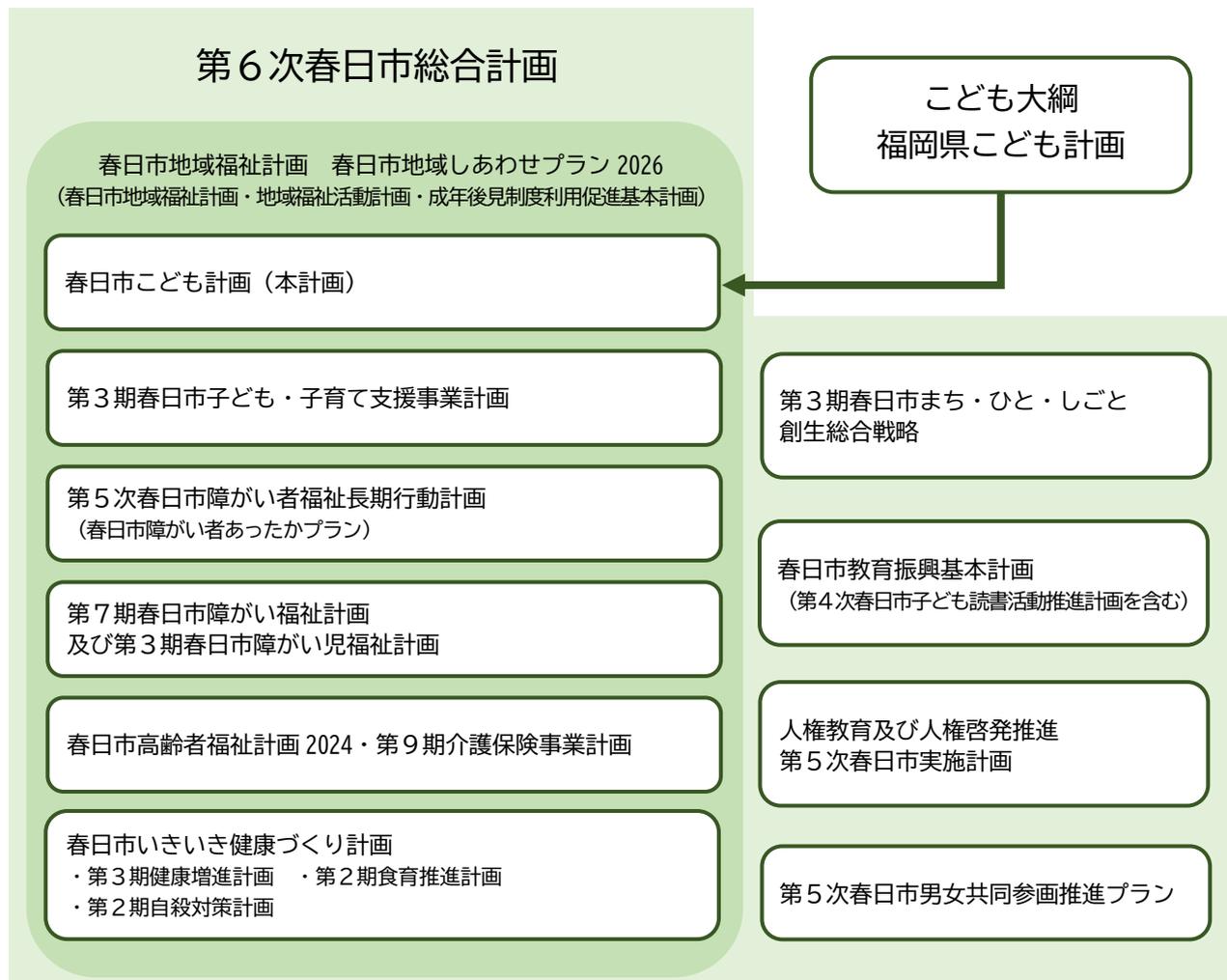
2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として策定しました。国の「こども大綱」及び「福岡県こども計画」を勘案しつつ、春日市のこども・若者・子育て分野の総合的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

また、同条第5項に規定されているとおり、本計画は、以下のこども施策に関する計画と一体的に策定しています。

- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく市町村計画（こどもの貧困対策計画）
- ・子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項の規定に基づく市町村子ども・若者計画

※子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については先述の通り、先行して「第3期春日市子ども・子育て支援事業計画」として策定しています。



3. 対象とする「子ども」の範囲

本計画における「子ども」とは、子ども基本法第2条第1項に規定された定義に合わせ、「心身の発達過程にある者（おおむね30歳までを想定）」とします。

なお、「子ども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の文書からの引用や他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる必要がある場合

子ども基本法では、「子ども」を「心身の発達の過程にある者」としています。

その発達の段階については、子ども大綱で以下のように区分されており、本計画でも発達の段階に応じた子どもへの支援を実施していくことを想定しています。

なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、子ども大綱と同様に、思春期及び青年期に該当する者を想定しています。

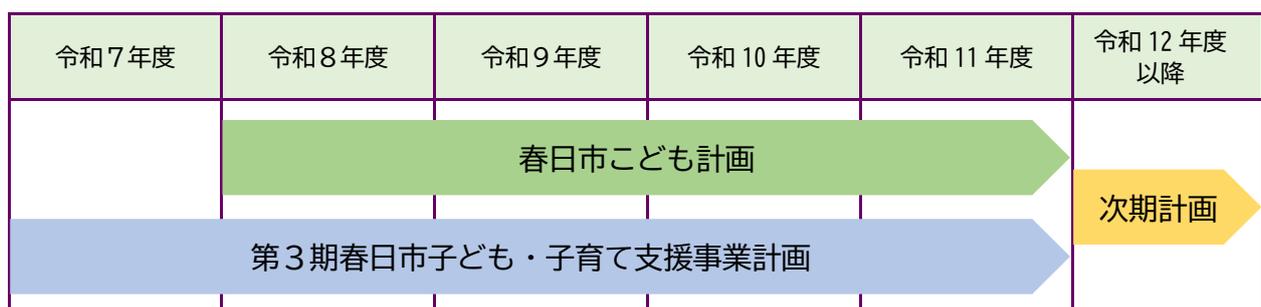
- (1) 乳幼児期：義務教育年齢に達するまで
- (2) 学童期：小学生年代
- (3) 思春期：中学生年代からおおむね18歳まで
- (4) 青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満



4. 計画の期間

本計画は、次回見直し時に「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含することを想定し、「第3期春日市子ども・子育て支援事業計画」と計画最終年度を合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間としています。

なお、本計画と一体的に取り組むべき計画として、本計画の末尾に「第3期春日市子ども・子育て支援事業計画」の第3章部分を掲載しています。



5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議での意見聴取

保護者、事業者、学識経験者などから構成する「春日市子ども・子育て会議」において、慎重に協議を重ね、本計画を策定しました。

(2) 第3期春日市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケートの実施

春日市に居住する子育て当事者を対象に、令和6年1月にアンケートを実施しました。

<調査の目的>

子育て家庭の実態や意識、保育や子育て支援の現在の利用状況及び今後の利用希望を把握する。

<調査対象>

①就学前児童の保護者：本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出

②小学生の保護者：本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

<調査方法>

郵送による配布、郵送による回収又はアンケートフォームによるオンライン回答

<調査期間>

令和6年1月5日（金）～ 1月26日（金）

※令和6年2月9日（金）到着分までを集計に含む

<配布及び回収数>

調査対象	配布数	有効回収数			回収率
		紙	ウェブ	合計	
就学前児童の保護者	2,000 件	664 件	275 件	939 件	47.0%
小学生の保護者	2,000 件	741 件	269 件	1,010 件	50.5%

(3) こども・若者アンケートの実施

春日市に居住するこども・若者を対象に、令和7年6月にアンケートを実施しました。

<調査の目的>

こどもや若者の意識や生活の実態等を把握することにより、今後のこども・若者施策の充実に生かすとともに「春日市こども計画」策定の基礎資料とすることを目的として、こども・若者アンケートを実施しました。

<調査対象>

①学童期（小学4年生～6年生）、②思春期（中学生）、③思春期（高校生年代）、

④青年期（大学生年代以上）※おおむね30代まで

<調査方法>

アンケートフォームによるオンライン回答

- ①・② 春日市立学校内で一人一台端末を活用した実施
春日市立学校以外の児童生徒については、自宅へのチラシ郵送での依頼
- ③・④ チラシ郵送での依頼（無作為抽出）、市報での周知
市公式LINEでの周知、市ウェブサイトでの周知

<調査期間>

令和7年6月9日（月）～ 6月30日（月）

<配布数及び回収数>

調査対象	配布数	有効回収数	回収率
学童期（小学4年生～6年生）	3,612件	2,826件	78.2%
思春期（中学生）	3,969件	3,154件	79.5%
思春期（高校生年代）	1,200件	286件	23.8%
青年期（大学生年代以上）	1,000件	186件	18.6%

※配布数は学校内での実施及びチラシ郵送での依頼の件数

(4) こども・若者意見聴取の実施

本計画の構想案を用いて、市内学校等でのワークショップ、市ウェブサイトでの意見提出用電子フォームの設置により、こども・若者を対象とした意見聴取を実施しました。

(5) パブリック・コメントの実施

本計画を広く公表し、市民から意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

募集期間	令和7年12月22日（月）～令和8年1月19日（月）
資料の公表場所	市ウェブサイト、情報公開コーナー（市役所1階）、こども未来課（市役所2階）
提出方法	・市ウェブサイトから電子フォームにより提出 ・郵便、窓口、ファックス、電子メールにて、こども未来課に提出

6. 計画の進行管理・点検

計画書に掲げる行政の具体的な施策・事業については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

また、次回計画の見直し時期には、各種アンケートやこども・若者からの意見聴取等を実施し、春日市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

第2章

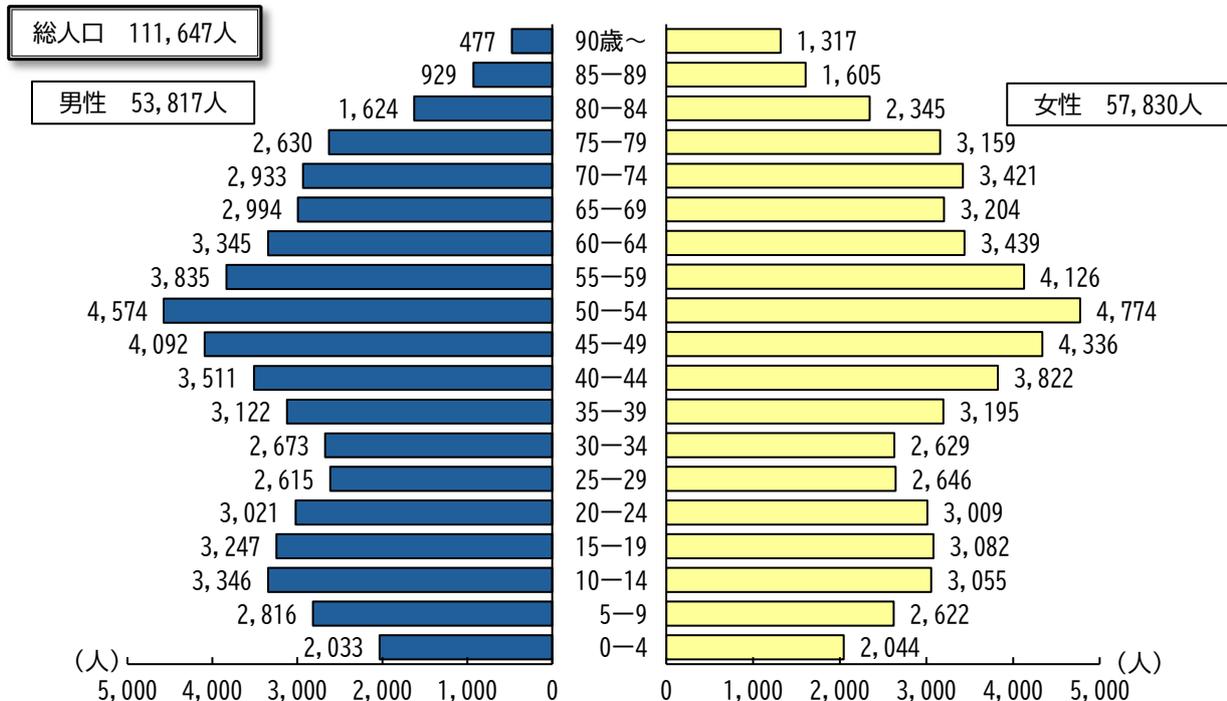
春日市の子ども・若者・子育て世帯を取り巻く現状

1. 統計から見る現状

(1) 人口構造

本市の令和7年4月1日現在の総人口は、男性 53,817 人、女性 57,830 人の計 111,647 人です。人口ピラミッドを見ると、男女共に団塊ジュニア世代に当たる 50 代前半の人口が最も多く、30 代に向かって人口が少なくなっています。また、30 代後半に比べ、30 代前半と 20 代後半の人口が少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

【人口ピラミッド】



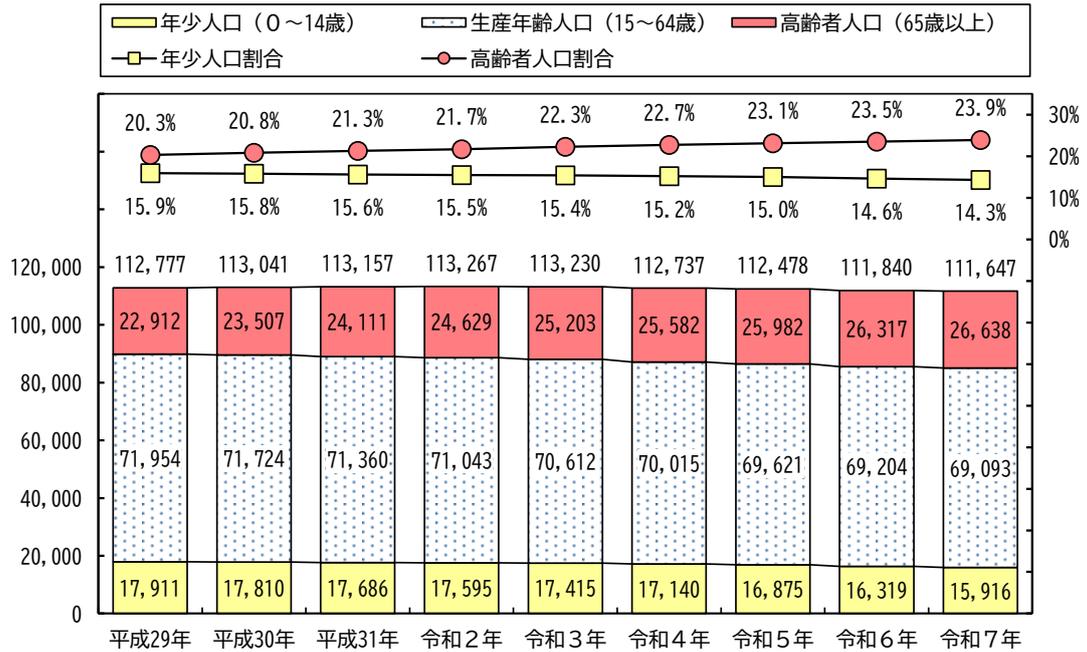
(令和7年4月1日現在)

資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口及び年少人口等の推移

本市の総人口は、令和2年をピークに減少に転じています。人口を0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口に分けた年齢3区分別に見ると、年少人口が減少を続ける一方で、高齢者人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることが分かります。また、これに伴い、総人口に占める年少人口の割合は低下し、高齢者人口の割合は上昇を続けています。

【年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移】



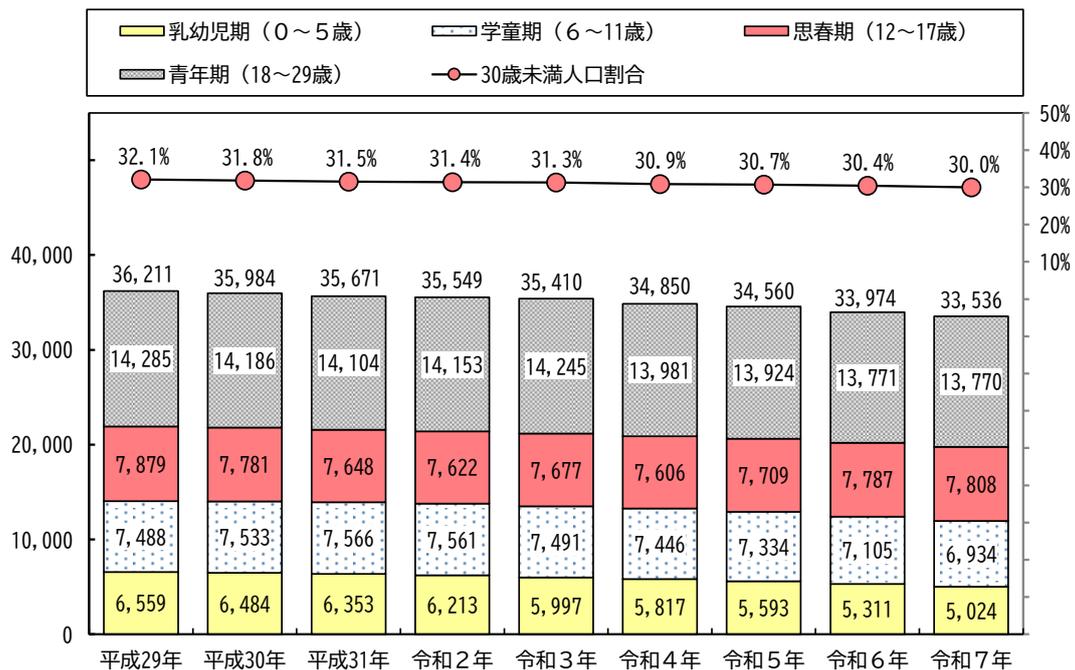
(各年4月1日現在)

資料：住民基本台帳

(3) 30歳未満人口及び人口割合の推移

本市の30歳未満人口は、減少を続けており、総人口における割合も減少しています。人口を0～5歳の乳幼児期、6～11歳の学童期、12～17歳の思春期、18～29歳の青年期の年齢別に分けたライフステージ別に見ると、特に乳幼児期の減少が急激に進んでおり、令和3年以降は学童期についても減少幅が大きくなっています。

【30歳未満人口及び人口割合の推移】



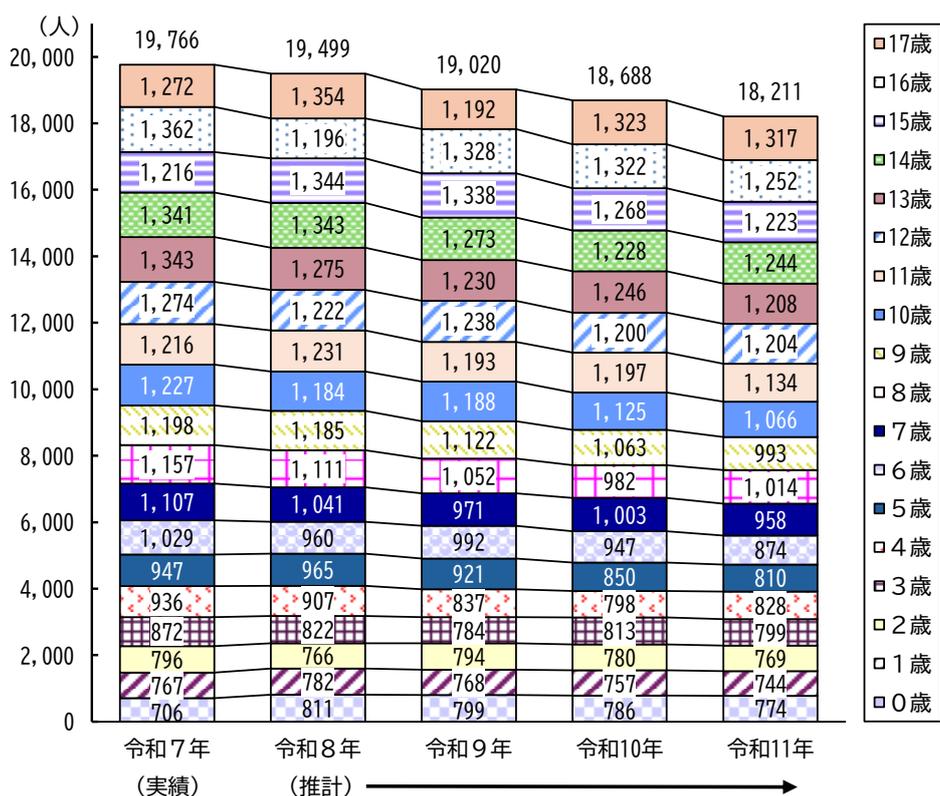
(各年4月1日現在)

資料：住民基本台帳

(4) 計画期間中の児童（18歳未満）の各歳別人口推計

住民基本台帳の年齢別人口統計に基づき、コーホート変化率法^{※1}によって本市の18歳未満の将来人口を推計しました。18歳未満の児童数は、令和7年実績で19,766人でしたが、令和11年には18,211人となる見込みで、1,555人（7.9%）の減少となっています。

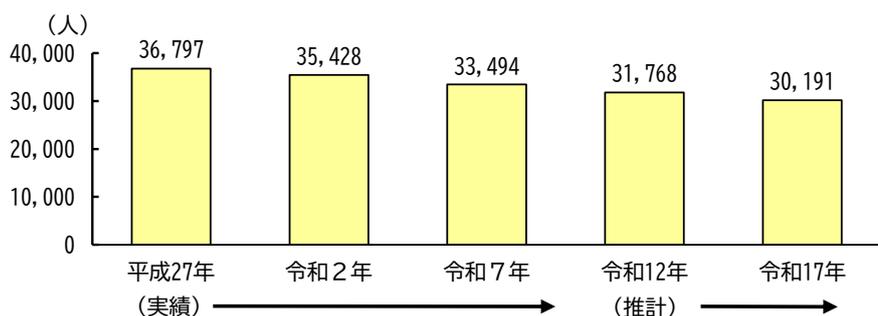
【児童の各歳別人口推計結果】



(5) 30歳未満人口の推計

第3期春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略における分析・推計結果を参考に、本市の30歳未満人口を推計しています。30歳未満人口は、平成27年実績で36,797人でしたが、令和17年には30,191人となる見込みで、6,606人（18.0%）の減少となっています。

【30歳未満人口の推計】

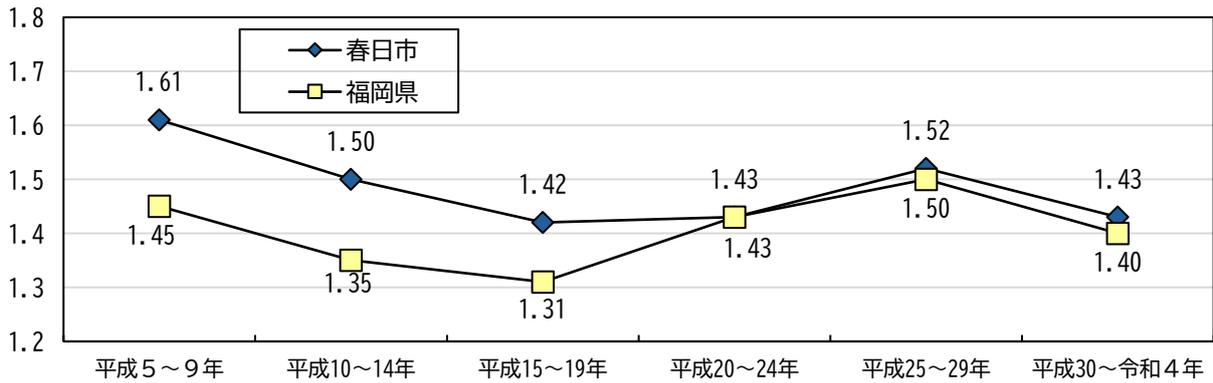


※ 実績値は9月末時点の数値

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産むこどもの数の平均を指す指標です。福岡県の合計特殊出生率と比較すると、平成15～19年までは県数値よりも高い傾向にありましたが、平成20年以降は近い数値で推移しており、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である2.07を大きく下回っています。

【合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移】

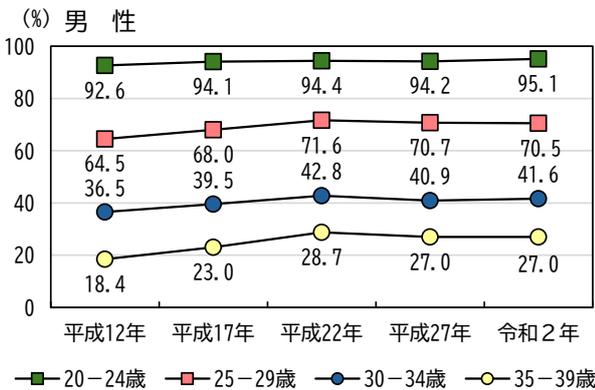


資料：人口動態保健所・市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）

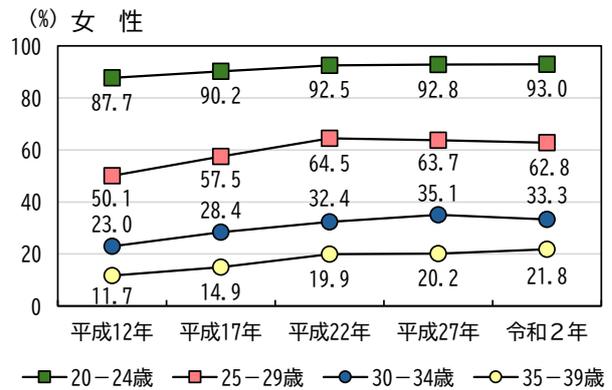
(7) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、男女とも平成27年以降は上昇が鈍化又は微減していますが、依然として晩婚化・非婚化の傾向が続いています。

【未婚率の推移】



資料：国勢調査



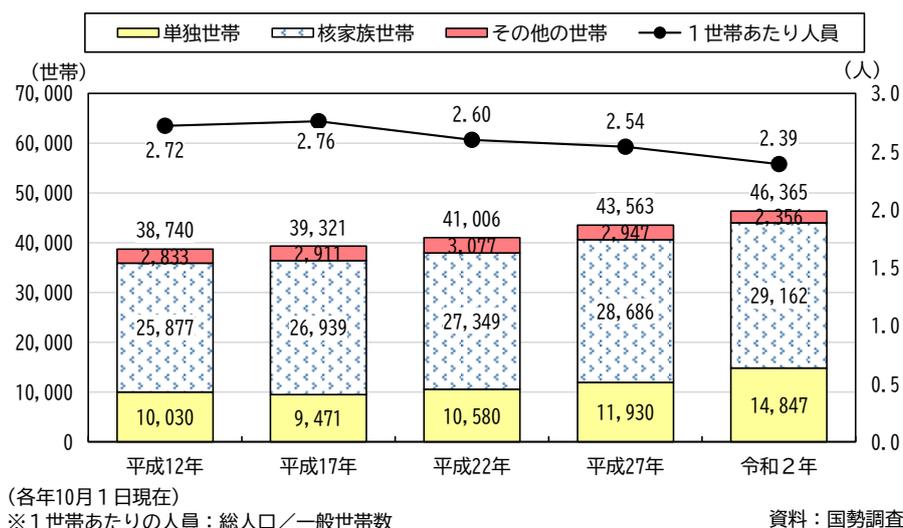
資料：国勢調査

※1 過去の人口動態の実績に基づいて各年齢層の増減率を算出し、その変化傾向が将来にわたり一定程度継続するものと仮定して将来人口を推計する手法

(8) 一般世帯数の推移

総世帯数から施設等の世帯数を除いた一般世帯数は一貫して増加傾向にあります。一般世帯数の内訳を詳しく見ると、核家族世帯数と単独世帯数は増加し、三世帯家族等であるその他の世帯数は減少しています。そのため、1世帯あたりの人員数は減少が続いており、令和2年は2.39人となっています。

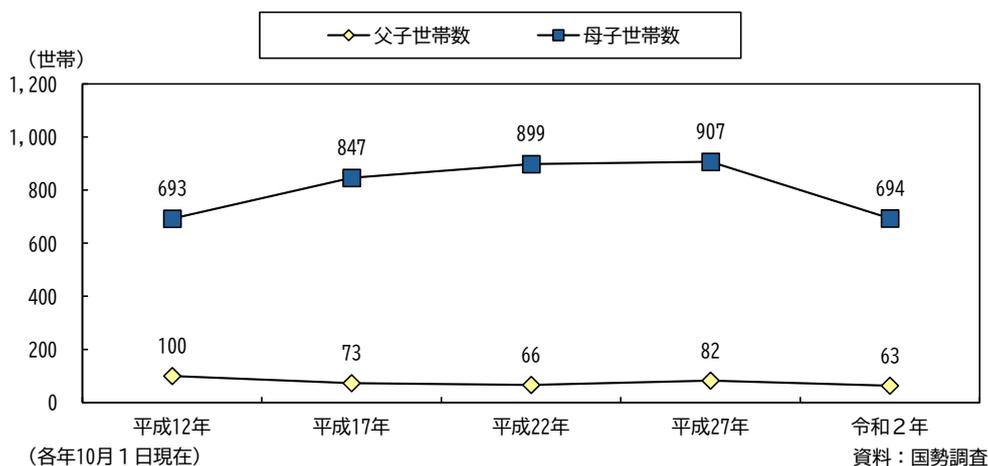
【一般世帯数の推移】



(9) 母子・父子世帯数の推移

母子世帯数は、平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年は694世帯と減少しています。一方、父子世帯数は、母子世帯数に比べると少なく、年によって多少のばらつきはありますが、おおむね横ばい傾向にあり、令和2年は63世帯となっています。

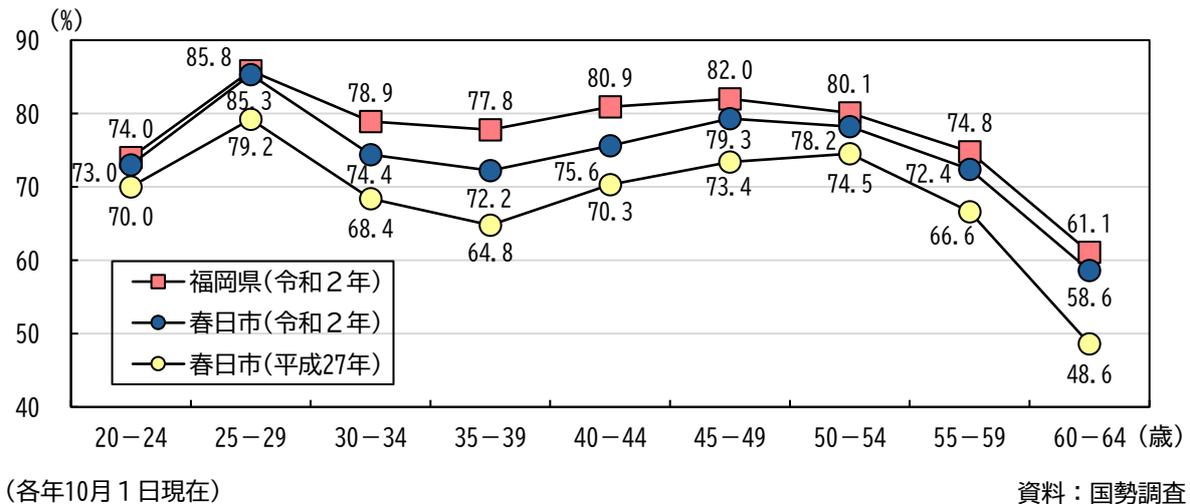
【母子・父子世帯数の推移】



(10) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率（人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）を年齢階層別にグラフ化すると、「M字カーブ」を描くことが知られています。本市の令和2年の労働力率は、平成27年と比較すると、いずれの年代でも増加しており、「M字カーブ」も緩やかになっていることがわかります。一方で、福岡県の労働力率と比較すると、30代前半での落ち込みが大きく、結婚や出産を機に仕事を離れる女性の割合が高いことがうかがえます。

【女性の年齢階層別労働力率の推移と県との比較】



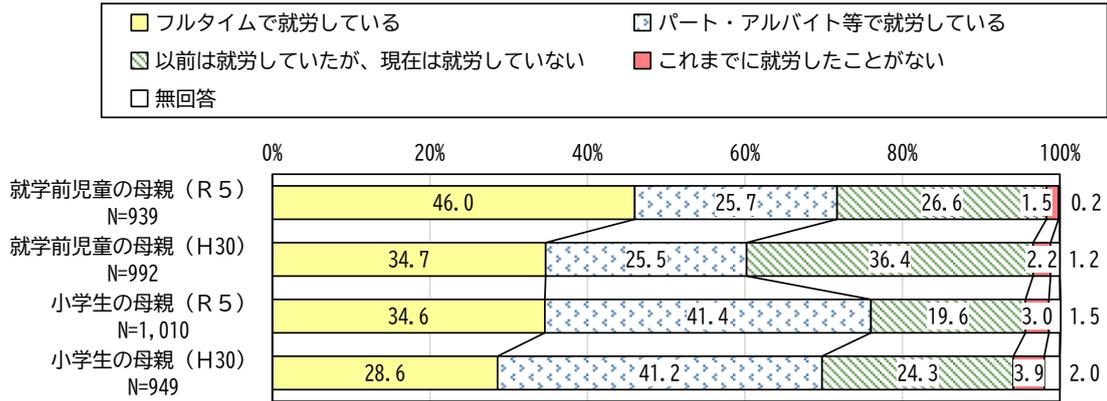
2. アンケート調査結果から見る現状

(1) 第3期春日市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート（令和5年度）

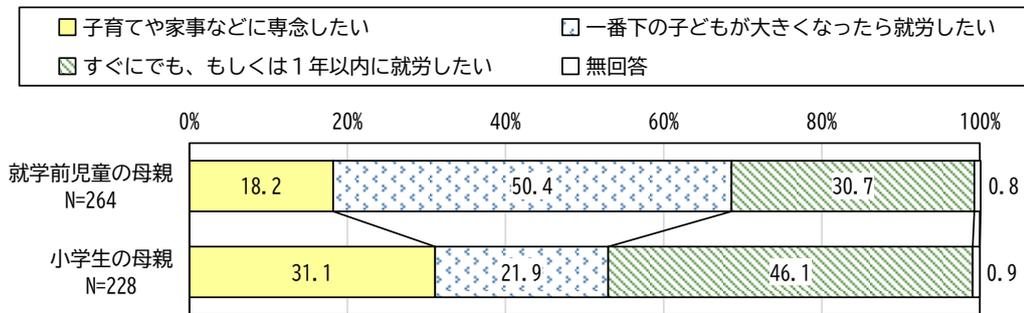
① 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で71.7%、小学生の母親で76.0%の人が働いており、いずれも5年前に比べ割合が高くなっています。また、現在就労していない母親についても、就学前児童の母親の81.1%、小学生の母親の68.0%が「すぐにも、若しくは1年以内に」又は「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えています。

【母親の就労状況】



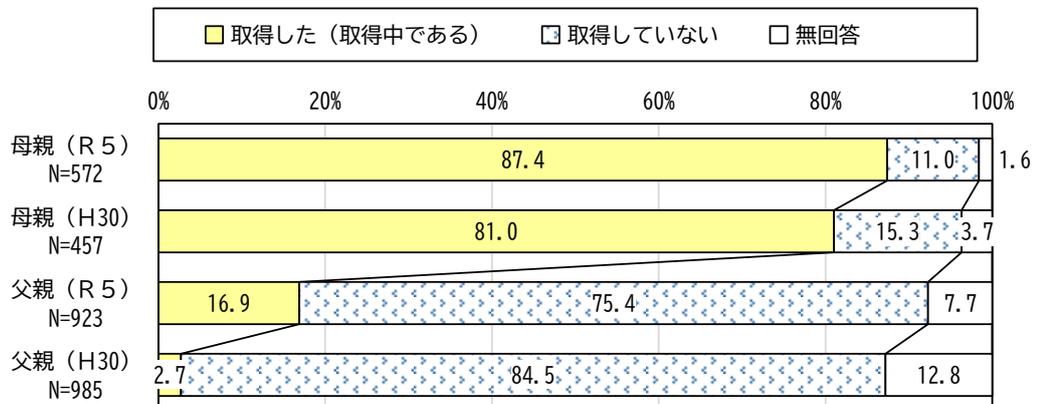
【現在働いていない母親の就労希望】



② 育児休業の取得状況

就学前児童の保護者（働いていなかった人を除く）の育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で87.4%、父親で16.9%となっており、5年前には2.7%であった父親の取得率も上がっていることが分かります。

【就学前児童の保護者の育児休業の取得状況】



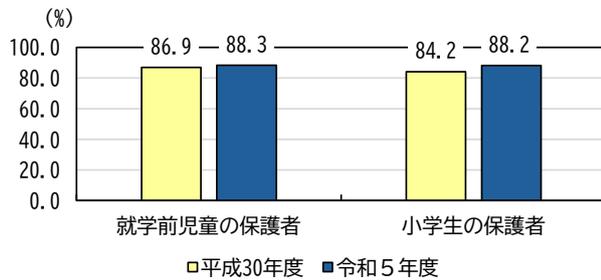
③ 子育ての様子について

・子育てに対する気持ち

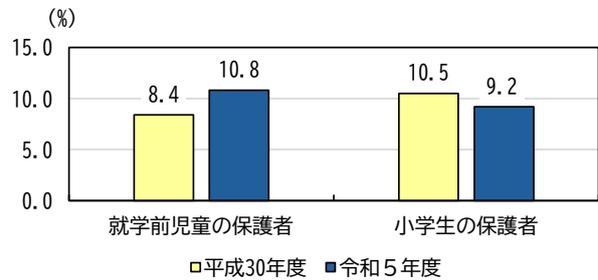
子育てを「楽しい」「楽しいことが多い」と感じる保護者の割合を見ると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、前回調査よりも割合が微増し、9割弱となっています。

一方で、子育てに不安や負担を感じる保護者の割合については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに1割前後で、小学生の保護者では微減したものの、就学前児童の保護者では微増しています。

【子育てを「楽しい」「楽しいことが多い」と感じる保護者の割合】



【子育てに不安や負担を感じる保護者の割合】

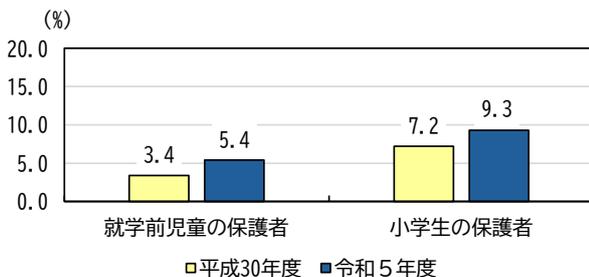


・子育てにおける相談や協力の状況

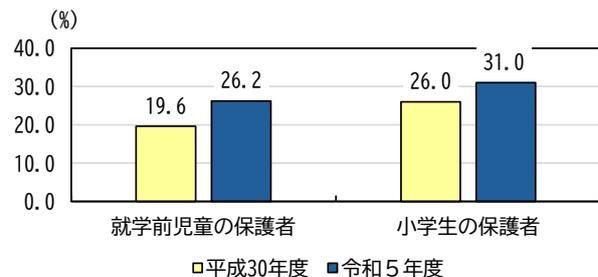
子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所がない保護者の割合を見ると、就学前児童の保護者が5.4%、小学生の保護者が9.3%と、前回調査よりも割合が微増しています。

また、日頃、子どもを見てもらえる親せき・知り合いがいない保護者の割合については、就学前児童の保護者が26.2%、小学生の保護者が31.0%と、前回調査よりも割合が高くなっており、子育てにおける保護者の孤立が進んでいることが分かります。

【子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所がない保護者の割合】



【日頃、子どもを見てもらえる親せき・知り合いがいない保護者の割合】



・子育てに関する悩み

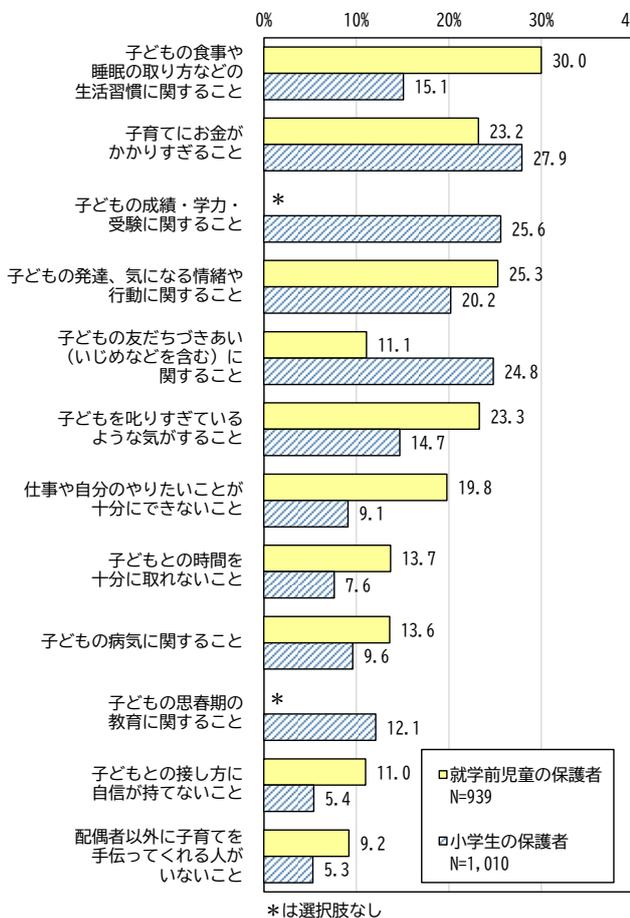
子育てに関する悩みとして回答割合が高かった上位3項目は、就学前児童の保護者では、「子どもの食事や睡眠の取り方などの生活習慣に関すること」(30.0%)、「子どもの発達、気になる情緒や行動に関すること」(25.3%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(23.3%)、小学生の保護者では、「子育てにお金がかかりすぎる」(27.9%)、「子どもの成績・学力・受験に関する」(25.6%)、「子どもの友だちづきあい(いじめなどを含む)に関する」(24.8%)となっています。

④ 子どもを健やかに生み育てるために、市に期待すること

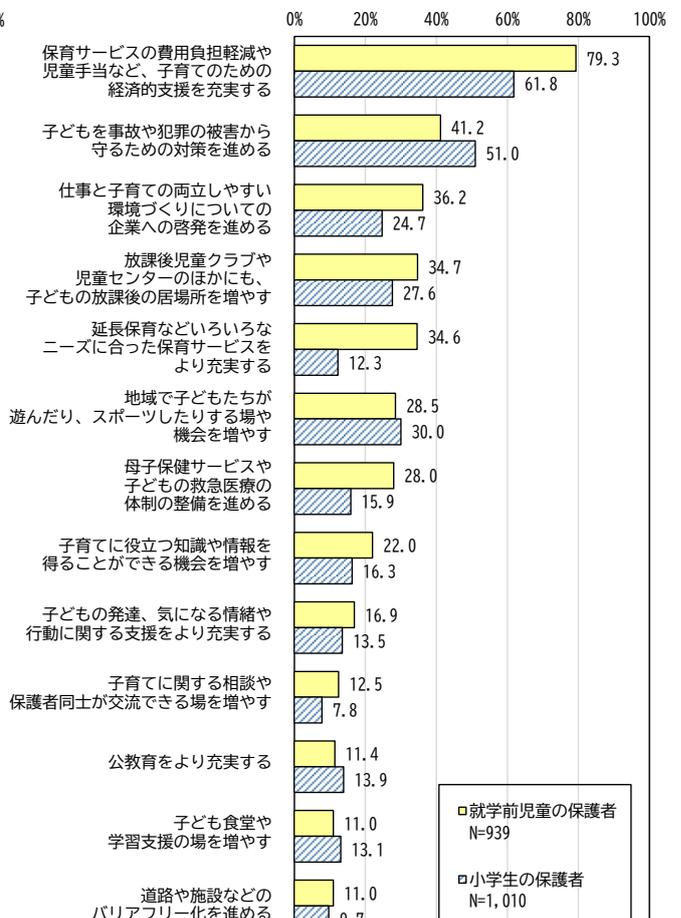
子どもを健やかに生み育てるために、市に期待することとしては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援を充実する」(就学前：79.3%、小学生：61.8%)が最も多く、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(就学前：41.2%、小学生：51.0%)がそれに続いています。

【子育てに関する悩み（上位12項目抜粋）】

【子どもを健やかに生み育てるために、市に期待すること（上位13項目抜粋）】



※就学前児童の保護者の上位12項目



※就学前児童の保護者の上位13項目

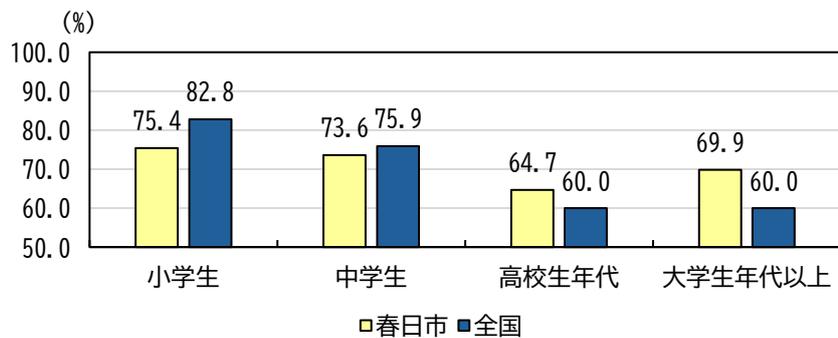
(2) 子ども・若者アンケート（令和7年度）

① 自己肯定感

「今の自分が好きだ」と回答した子ども・若者の割合を見ると、小学生と中学生では7割台、高校生年代と大学生年代以上では6割台となっており、全国調査（令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査）と比較すると、小学生と中学生では全国より低いものの、高校生年代と大学生年代以上では全国より高くなっています。

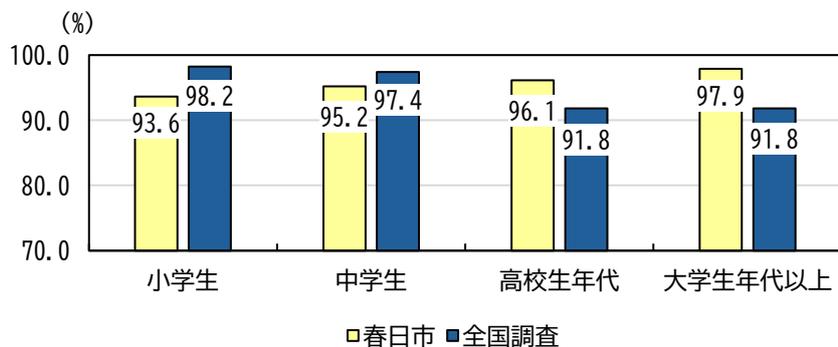
また、自分の親（保護者）から愛されていると思う子ども・若者の割合は、小学生～大学生年代以上全てにおいて9割以上となっています。全国では年代が上がるにつれて割合が下がる一方で、春日市では割合が上がる傾向にあり、高校生年代と大学生年代以上では全国より高い割合となっていますが、小学生と中学生では全国より低い割合となっています。

【「今の自分が好きだ」と回答した子ども・若者の割合】



※1 全国調査は「令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査」
 ※2 全国調査は高校生年代以上は15～39歳が対象

【自分の親（保護者）から愛されていると思う子ども・若者の割合】



※1 全国調査は「令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査」
 ※2 全国調査は高校生年代以上は15～39歳が対象

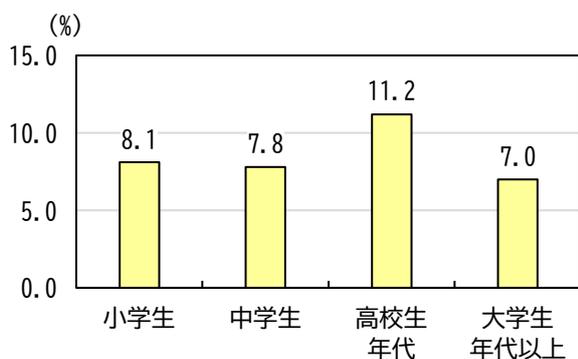
② 相談相手の有無

困り事や悩み事を相談できる相手がない・相談したくないこども・若者の割合を見ると、小学生～大学生年代以上の全てにおいて1割前後となっており、一定数のこども・若者が困り事や悩み事を相談できていないことが分かります。

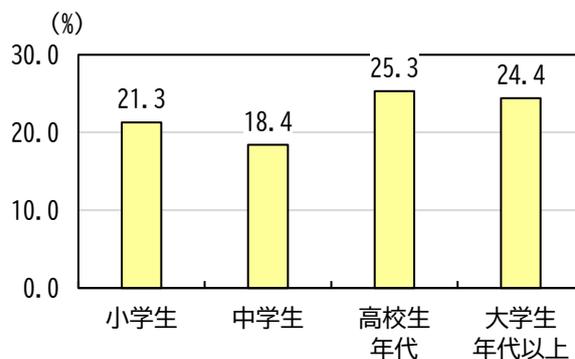
③ 通学の状況

学校に行きづらいつと感じることがある・学校に行けていないこども・若者の割合を見ると、小学生～大学生年代以上の全てにおいて、2割弱～2割半ばとなっており、一定数のこども・若者が不登校のリスクを抱えていることが分かります。

【困り事や悩み事を相談できる相手がない・相談したくないこども・若者の割合】



【学校に行きづらいつと感じることがある・学校に行けていないこども・若者の割合】

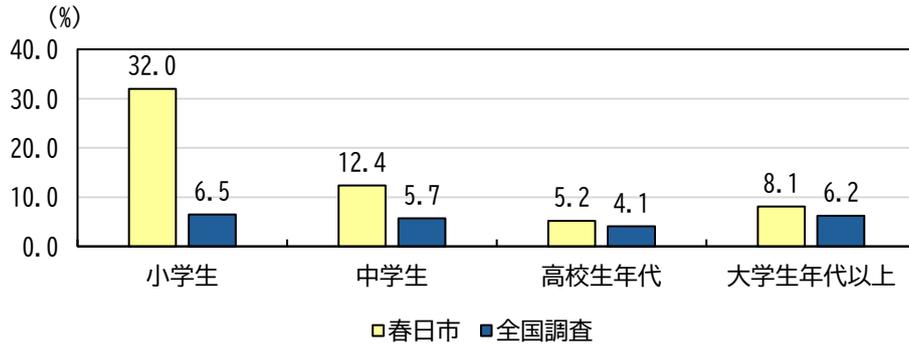


④ 家族の世話の状況

家族の世話をしているこども・若者の割合は、小学生では 32.0%、中学生では 12.4%、高校生年代では 5.2%、大学生年代以上では 8.1%と、年代が上がるにつれて低くなる傾向にあります。小学生と中学生では全国調査（令和2年度・令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究）と比較して大幅に高い割合となっていますが、これは、負担の軽いお手伝いも回答に含まれているものと考えられます。

家族の世話を1日7時間以上しているこども・若者の割合は、全ての年代で1割未満であり、全国調査と比べて低い～同程度となっています。また、家族の世話によりやりたいけれどできないことのあるこども・若者の割合は、小学生では 7.7%と、全国調査と比べてやや高い結果となっていますが、その他の年代では全国調査と比べて同程度となっています。

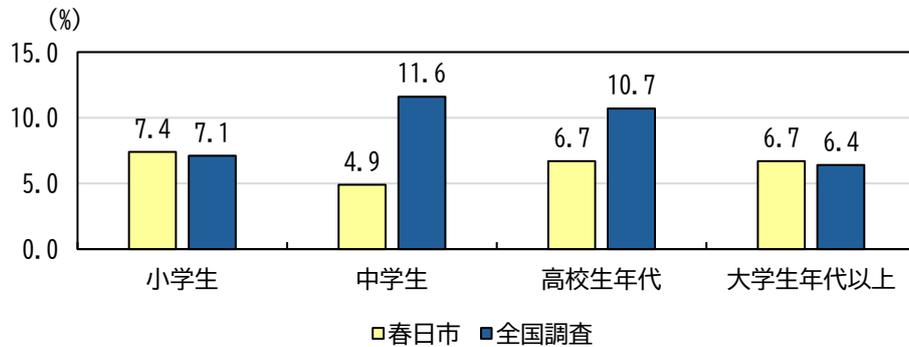
【家族の世話をしている子ども・若者の割合】



※1 全国調査は「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(小学生・大学生年代以上 ※大学生年代以上は大学生)

※2 全国調査は「令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(中学生・高校生年代 ※高校生年代は全日制高校生)

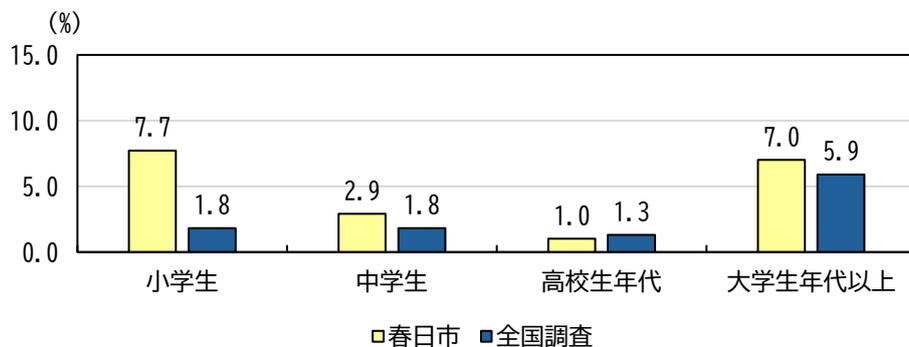
【家族の世話を1日7時間以上している子ども・若者の割合】 ※家族の世話をしている人が分母



※1 全国調査は「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(小学生・大学生年代以上 ※大学生年代以上は大学生)

※2 全国調査は「令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(中学生・高校生年代 ※高校生年代は全日制高校生)

【家族の世話によりやりたいけれどできないことのある子ども・若者の割合】



※1 全国調査は「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(小学生・大学生年代以上 ※大学生年代以上は大学生)

※2 全国調査は「令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(中学生・高校生年代 ※高校生年代は全日制高校生)

⑤ 家庭類型や暮らし向きによる影響

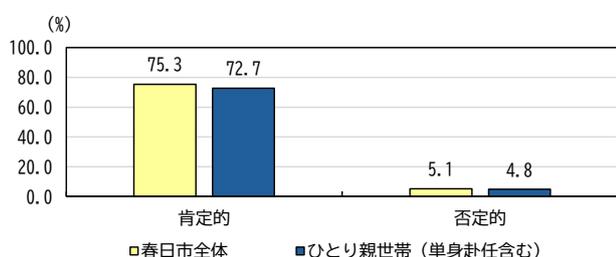
健康状態について、家庭類型や暮らし向き別に見ると、ひとり親世帯や暮らし向きの良くない世帯の子どもの方が、肯定的な回答（「よい」「まあよい」）の割合が低くなっている一方で、否定的な回答（「あまりよくない」「よくない」）の割合が高くなる傾向にあります。特に中学生以上においてその傾向が強く見られます。

中学生の食事を毎日食べる割合について、全国調査（令和2年度子供の生活状況調査）と比べてやや低い結果となっていますが、さらに家庭類型や暮らし向き別に見ると、ひとり親世帯や暮らし向きの良くない世帯の子どもの方が、食事の頻度が低くなっています。

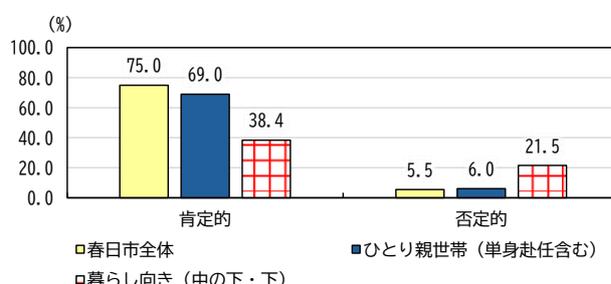
小学生と中学生の放課後や休日に一人で過ごす割合について、家庭類型や暮らし向き別に見ると、ひとり親世帯や暮らし向きの良くない世帯の子どもの方が、一人で過ごす割合が高くなっています。小学生と比べて中学生の方が、差が大きくなっています。

中学生における大学又はそれ以上への進学を希望する割合について、同じ全国調査と比べるとほぼ同水準ですが、家庭類型や暮らし向き別に見ると、ひとり親世帯や暮らし向きの良くない世帯の子どもの方が、低くなっています。その理由について見ると、「家にお金がないと思うから」と「早く働く必要があるから」の割合が高い傾向があり、特に暮らし向きの良くない世帯の子どもにおける「早く働く必要があるから」の割合が高くなっています。

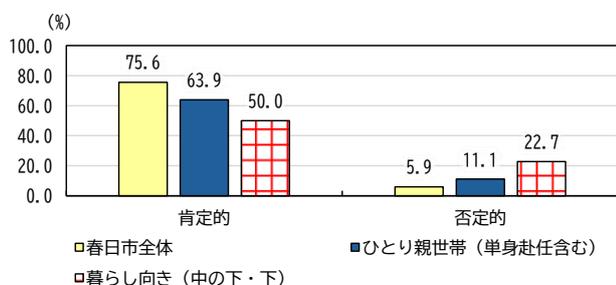
【健康状態（小学生）】



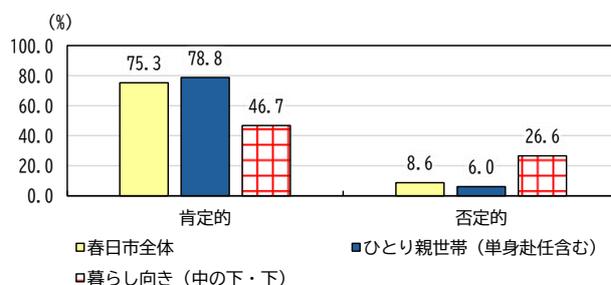
【健康状態（中学生）】



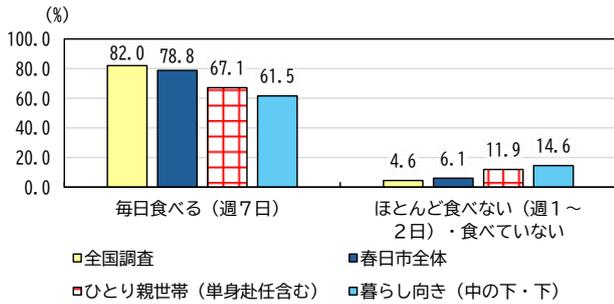
【健康状態（高校生年代）】



【健康状態（大学生年代以上）】

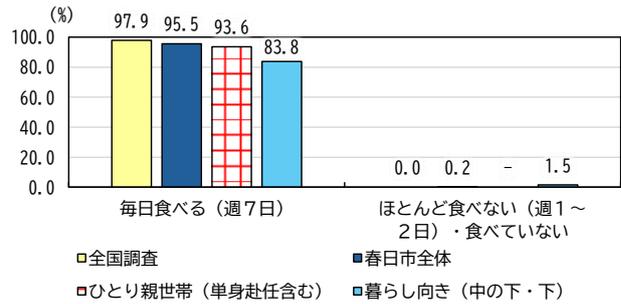


【朝食の頻度（中学生）】



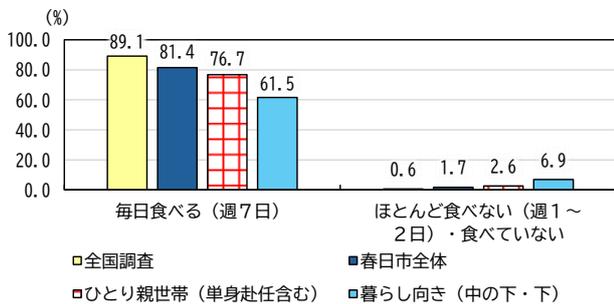
※ 全国調査は「令和2年度子供の生活状況調査」

【夕食の頻度（中学生）】



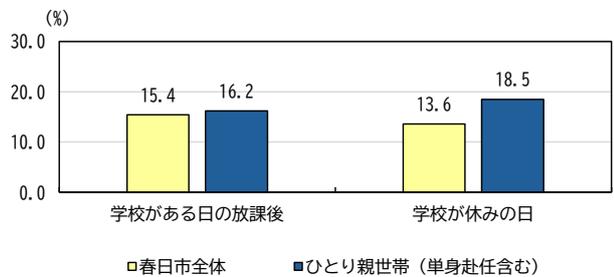
※ 全国調査は「令和2年度子供の生活状況調査」

【長期休み期間の昼食の頻度（中学生）】

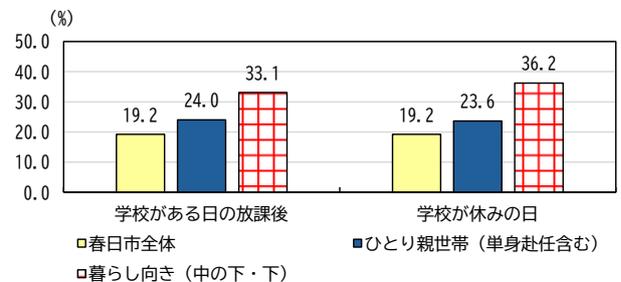


※ 全国調査は「令和2年度子供の生活状況調査」

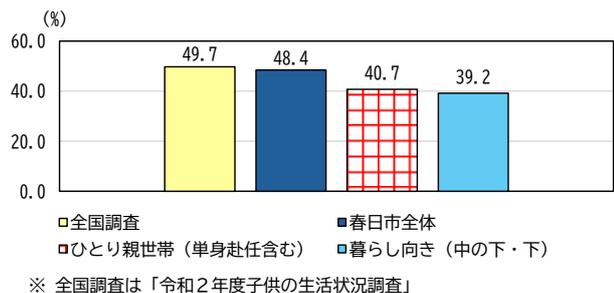
【一人で過ごす割合（小学生）】



【一人で過ごす割合（中学生）】

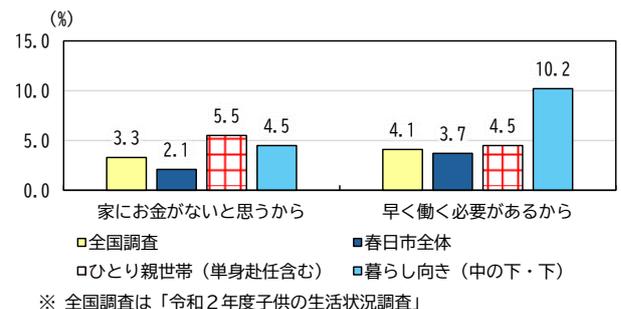


【大学又はそれ以上への進学を希望する割合（中学生）】



※ 全国調査は「令和2年度子供の生活状況調査」

【進学希望の理由（中学生）】

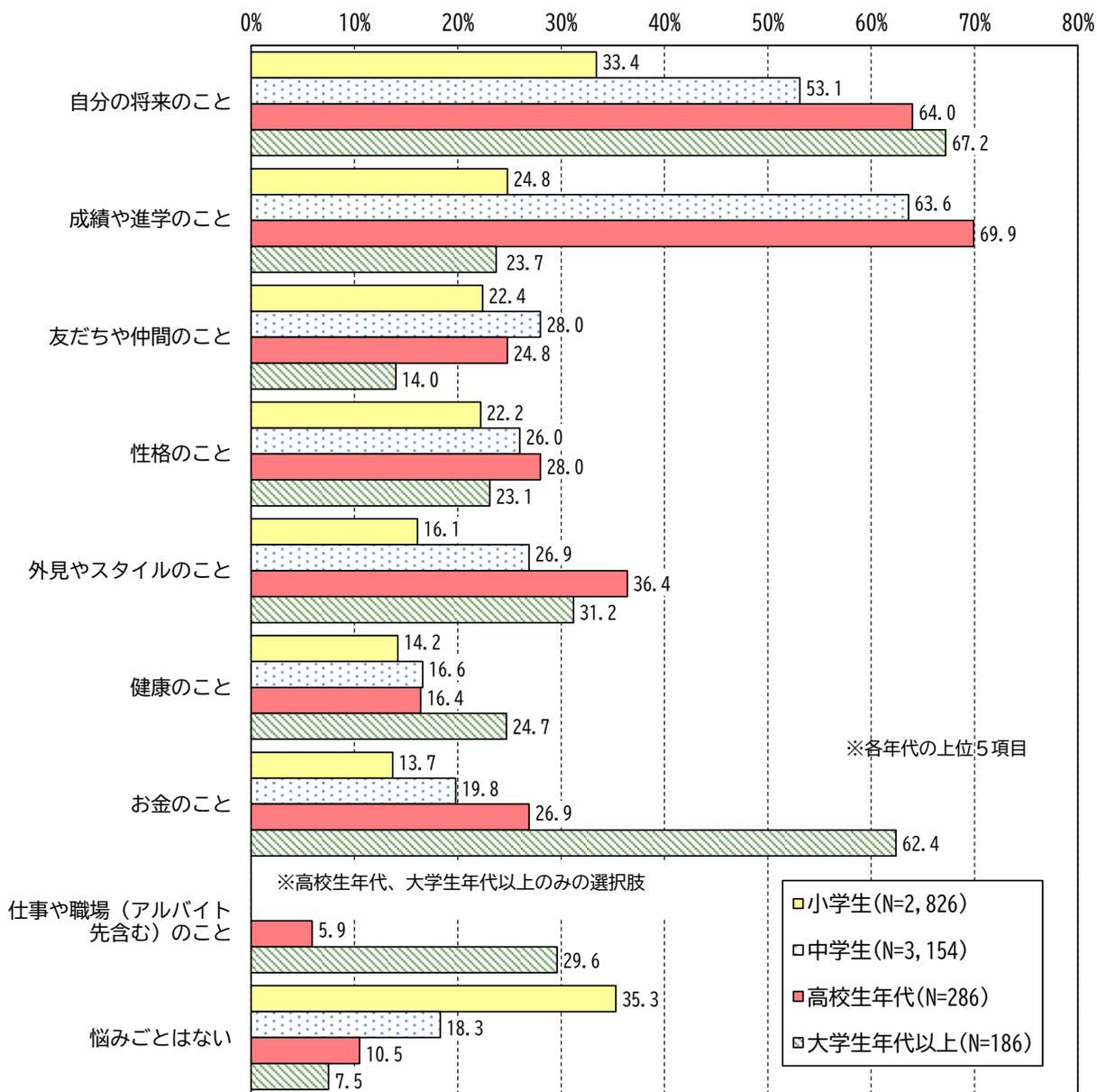


※ 全国調査は「令和2年度子供の生活状況調査」

⑥ 日頃の悩み

日頃の悩みを見ると、小学生～大学生年代以上の全てにおいて、「自分の将来のこと」の割合が高く、小学生～高校生年代では「成績や進学のこと」、大学生年代以上では「お金のこと」の割合も高くなっています。

【日頃の悩み（上位5項目抜粋）】



⑦ 将来の希望

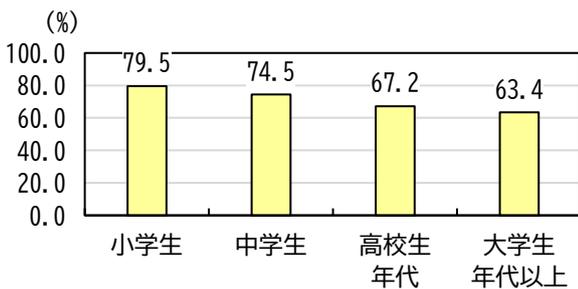
将来に明るい希望を持っている子ども・若者の割合を見ると、小学生 79.5%、中学生 74.5%、高校生年代 67.2%、大学生年代以上 63.4%と年代が上がるにつれて下がっています。

一方で、高校生年代以外の年代では、全国調査（令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査）と比べて割合が低く、特に小学生では 8.1 ポイント差となっています（全国小学生 87.6%、全国中学生 78.3%、全国 15～39 歳 66.5%）。

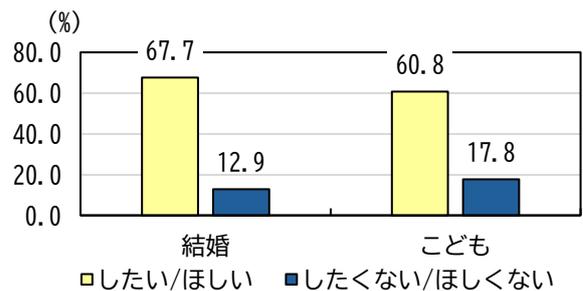
⑧ 結婚・子育ての意向（大学生年代以上）

結婚の意向を見ると、67.7%が結婚したいと考える一方で 12.9%が結婚したくないと考えています。子育ての意向を見ると、60.8%が子どもをほしいと考える一方で 17.8%が子どもは欲しくないと考えています。

【将来に明るい希望を持っている
子ども・若者の割合】



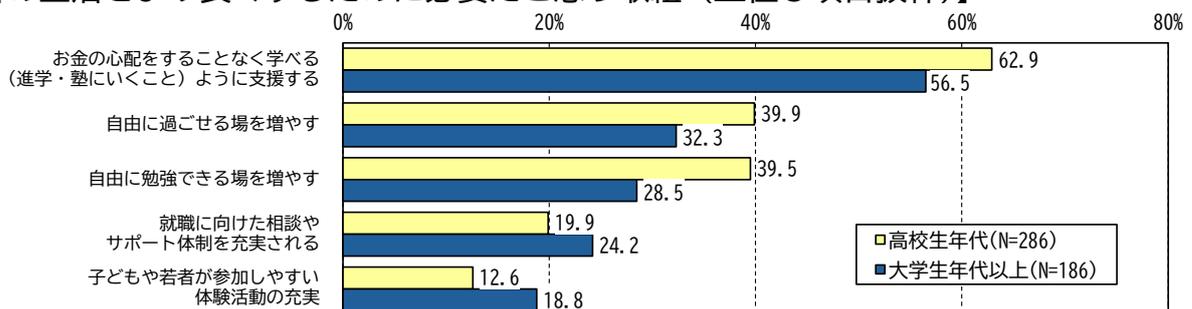
【結婚・子育ての意向（大学生年代以上）】



⑨ 若者の生活をより良くするために必要だと思う取組（高校生年代以上）

若者の生活をより良くするために必要だと思う取組を見ると、高校生年代と大学生年代以上ともに「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」の割合が最も高くなっています（高校生年代：62.9%、大学生年代以上：56.5%）。次いで「自由に過ごせる場を増やす」（高校生年代：39.9%、大学生年代以上：32.3%）、「自由に勉強できる場を増やす」（高校生年代：39.5%、大学生年代以上：28.5%）の割合が高くなっています。

【若者の生活をより良くするために必要だと思う取組（上位5項目抜粋）】

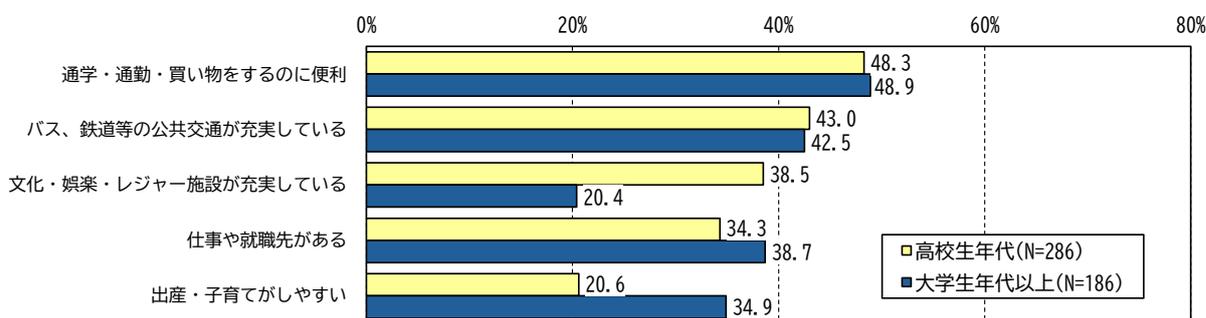


⑩ 今後も春日市で暮らし続けるために整える必要があると思う環境（高校生年代以上）

今後も春日市で暮らし続けるために整える必要があると思う環境を見ると、高校生年代と大学生年代以上のいずれも「通学・通勤・買い物をするのに便利」の割合が最も高く、次いで「バス、鉄道等の公共交通が充実している」が続くなど、住環境の整備が重要視されています。

一方、両年代で大きく差がある上位項目として、高校生年代では「文化・娯楽・レジャー施設が充実している」の割合が38.5%と高いのに対し、大学生年代以上では「出産・子育てがしやすい」の割合が34.9%と高くなっており、自身の立場による世代間のニーズ差もうかがえます。

【今後も春日市で暮らし続けるために整える必要があると思う環境（上位5項目抜粋）】

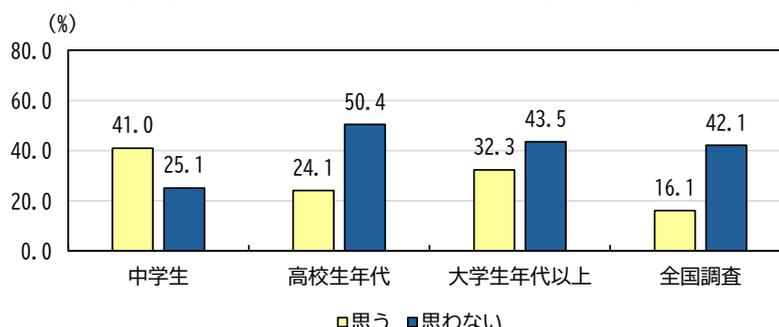


⑪ こどもの意見の反映（中学生以上）

こどもの政策に自分の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合を見ると、中学生では41.0%、高校生年代では24.1%、大学生年代以上では32.3%となっています。一方で、聴いてもらえていないと思うこども・若者の割合は、中学生では25.1%、高校生年代では50.4%、大学生年代以上では43.5%となっています。

全国調査（令和5年度こども政策の推進に関する意識調査。調査対象は16～49歳）と比べると、高校生年代・大学生年代以上では、自分の意見が聴いてもらえていると「思う・思わない」のいずれにおいても、全国調査より高くなっています（全国：聴いてもらえていると思う16.1%、聴いてもらえていないと思う42.1%）。

【こどもの政策に自分の意見が聴いてもらえていると思うか】



※1 全国調査は「令和5年度こども政策の推進に関する意識調査」
 ※2 全国調査は16～49歳が対象

3. 「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」の振り返り

「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」では、基本目標ごとに評価指標と目標値を設定しました。本計画の策定に先立ち、「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」の評価指標の目標達成状況を確認しました。

基本目標1 子どもと親が共に成長し、自立する

評価指数		令和元年度 基準値	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値	評価
1 子育てを「楽しい」「楽しいことが多い」と感じる親の割合	就学前	86.9%	88.3%	90.0%	↑
	小学生	84.2%	88.2%	90.0%	↑
2 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	小学生	65.6%	72.5%	75.0%	↑
3 子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合	就学前	3.4%	5.4%	1.0%	↓
	小学生	7.2%	9.3%	3.0%	↓
4 子育ての悩みとして「子どもとの接し方に自信が持てない」を挙げた親の割合	就学前	14.8%	11.0%	10.0%	↑
	小学生	12.1%	5.4%	10.0%	◎
5 子育ての悩みとして「子育てに関して配偶者などの協力が少ない」を挙げた親の割合	就学前	5.4%	5.8%	5.0%	-
	小学生	9.3%	5.3%	5.0%	↑
6 子育ての悩みとして「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」を挙げた親の割合	就学前	10.8%	9.2%	10.0%	◎
	小学生	6.1%	5.3%	5.0%	-
7 本市の子どもが、学校教育を通じて生きる力を育み、健やかに成長していると感じている市民の割合※		-	77.2%※	80.0%	

* この『すくすくプラン』の振り返りにおいて、「評価」欄は、「◎」：目標達成、「↑」：基準値から1ポイント以上好転、「-」：横ばい、「↓」：1ポイント以上悪化で表示します。

※ 春日市まちづくりに関するアンケート調査（令和4年9月）

評価指標の1番目に掲げられている『1 子育てを「楽しい」「楽しいことが多い」と感じる親の割合』は、令和6年度の目標としていた90.0%にこそ届かなかったものの、その差は2ポイント未満であり、本市において、子育ての喜びを感じている市民の割合が増加していることが見て取れます。また、「2 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合」についても、令和元年度と比較して大幅に増加しています。

第2章 春日市のこども・若者・子育て世帯を取り巻く現状

「5 子育てに関して配偶者などの協力が少ない」「6 配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」と悩む親の割合についても、数値は改善しており、そのうち1つの指標は目標を達成しています。第2期計画策定時には、母親に子育てを任せきりにしている状況について、課題の一つとして挙げられましたが、調査結果を見る限りにおいては改善傾向の兆しがうかがえます。

一方、「3 子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合」については、基本目標1で掲げた指標のうち、唯一数値が悪化しています。相談窓口があってもその存在が十分に認知されていない場合や、敷居の高さを感じる親がいることも踏まえ、次期計画の取組に活かしていきます。

基本目標2 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える

評価指数		令和元年度 基準値	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値	評価
1 子育てに不安や負担を感じる	就学前	8.4%	10.8%	5.0%	↓
	小学生	10.5%	9.2%	7.0%	↑
2 子どもの発達、気になる情緒や行動に関する事で悩んでいるが、誰にも相談していない	就学前	3.4%	7.6%	2.0%	↓
	小学生	6.0%	5.4%	5.0%	-
3 子どもの障がいに関する事で悩んでいるが誰にも相談していない	就学前	14.0%	0.0%	10.0%	◎
	小学生	6.2%	0.0%	5.0%	◎
4 ふだん家族の間で会話などのコミュニケーションがあまりできていない、全くできていない	小学生	9.8%	6.5%	5.0%	↑

「4 ふだん家族の間で会話などのコミュニケーションがあまりできていない、全くできていない」と回答した親の割合は、令和元年度の9.8%から令和5年度では6.5%に改善しており、多くの家族では、親子のコミュニケーションが図られていることが分かります。

一方、「1 子育てに不安や負担を感じる親」が継続して約1割程度存在しており、特に就学前の親に限れば、令和元年度の調査結果(8.4%)よりも数値が悪化し、令和5年度では10.8%となっています。就学前の親については、「2 子どもの発達、気になる情緒や行動に関する事で悩んでいるが、誰にも相談していない」という指標の数値も悪化しており、不安や悩みを誰にも相談することができないまま子育てをしている親も増加傾向にあることが見て取れます。これらの結果は、基本目標1で掲げた指標「3 子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合」の数値が悪化していることとも整合が取れています。

一方、「3 子どもの障がいに関することで悩んでいるが誰にも相談してない」という指標に関しては、令和元年度調査結果から大幅に減少し、令和5年度は0.0%となりました。

子育て中の親が日々感じている様々な不安を解消できるよう、次期計画の取組に活かしていきます。

基本目標3 地域の人々と家庭が共に寄り添う

評価指数		令和元年度 基準値	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値	評価
1 子育てに不安や負担を感じる（再掲）	就学前	8.4%	10.8%	5.0%	↓
	小学生	10.5%	9.2%	7.0%	↑
2 市に期待することとして、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」を選んだ親の割合	就学前	59.5%	41.2%	55.0%	◎
	小学生	61.7%	51.0%	55.0%	◎
3 地域の人から子どものことで声を掛けてもらうことがある	小学生	63.6%	54.8%	75.0%	↓
4 春日市における犯罪認知件数※		600件 (平成30年)	598件 (令和6年)	400件	-
5 若年者が係わる交通事故の発生件数※		242件 (平成29年)	130件 (令和6年)	170件	◎
6 子育てに関して気軽に相談できる先として行政機関や相談窓口を挙げた人の割合	就学前	9.7%	10.9%	12.0%	↑

※ 福岡県警察本部

本市における「5 若年者が係わる交通事故の発生件数」は、平成29年に242件であったのが令和6年には130件となっており、46.3%減少しています。一方で、「4 犯罪認知件数」は、平成30年には600件であったのが令和6年は598件とほぼ同数となっています。第1期春日市子ども・子育てすすすくプラン策定時の平成25年には1,189件であったことを踏まえれば、数値の上では、本市は以前に比べて安全度が増していることが分かりますが、『2 市に期待することとして、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」』を挙げた親は多く、依然として安全面に関する高い期待があることが分かります。

「3 地域の人から子どものことで声を掛けてもらうことがある」小学生の親の割合は低くなっています。地域で気軽に声を掛け合うことは地域の防犯につながると同時に、子育て家庭のみならず、地域で暮らすあらゆる人の孤立を未然に防ぐことにつながります。

第2章 春日市のこども・若者・子育て世帯を取り巻く現状

また、「6 子育てに関して気軽に相談できる先として行政機関や相談窓口を挙げた人の割合」は若干の増加が見られるものの、基本目標1で挙げた指標「3 子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合」の数値は悪化しているため、気軽に相談できる体制づくりに向けて、次期計画の取組に活かしていきます。

基本目標4 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる

評価指数		令和元年度 基準値	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値	評価
1 育児、介護休業制度の整備をしていない市内の業者の割合※	事業者	46.4% (平成29年)	34.5%	45.0%	◎
2 子育てと仕事を両立させる上で、子どもと接する時間が少ないと回答した割合	小学生 (母親)	29.3%	37.2%	25.0%	↓
	小学生 (父親)	34.0%	33.1%	30.0%	-
3 ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間があるか「十分ある」、「まあまあある」と回答した割合(再掲)	小学生	65.6%	72.5%	75.0%	↑

※ 競争入札参加資格審査申請事業者に対する男女共同参画推進状況報告

基本目標1にも掲げられている、「3 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合」の数値は増加していますが、子どもと過ごす時間を確保するためには子育てと仕事の両立が必要不可欠であるため、基本目標4では、「2 子育てと仕事を両立させる上で、子どもと接する時間が少ないと回答した割合」も指標として掲げています。

「2 子どもと接する時間が少ない」と回答した小学生の父親は、令和元年度に34.0%であったのが、令和5年度には33.1%と減少しています。しかし、母親は逆の傾向を示しており、令和元年度に29.3%であったのが、令和5年度には37.2%と大幅に増加しています。働き方改革による時間外労働の減少や在宅勤務の増加、女性のフルタイム就労者の増加といった働き方の変化と回答者自身の実感が調査結果に表れている可能性があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」の基本理念を踏襲し、「寄り添い 分かち合い こどもすくすく みんなにここにこ ~こどもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが~」を基本理念として計画を推進していきます。

基本理念

寄り添い 分かち合い こどもすくすく みんなにここにこ
~こどもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが~

2. 基本目標

本計画は、「第2期春日市子ども・子育てすくすくプラン」の基本体系を踏まえつつ、第3期春日市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート結果、こども・若者アンケート及びこども・若者の意見聴取の結果、国のこども大綱や福岡県こども計画などを勘案し、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 こどもの権利を保障する

こどもを権利の主体として社会全体で認識し、こどもの意見が尊重されながら、その最善の利益や社会参画の機会が確保されるとともに、不当な扱いを受けないよう守られることによって、こどもが持つ権利を保障する。

基本目標2 こどもと親が共に成長し、自立する

親が子育てに向き合うことができる環境を整え、親子の愛着形成を支援しながら、その心身の健康を保持する。また、こどもの育ちや学びを支えるための環境づくりを推進し、その健全な成長と将来への希望を育む社会をつくる。

基本目標3 支援を要するこどもや家庭をみんなで支える

家庭、学校、地域、行政などが連携しながら、困難な状況に置かれているこどもやその家庭の孤立を防ぎ、きめ細かく支援することで、こどもたちが安心して学び、生活できる環境を整える。

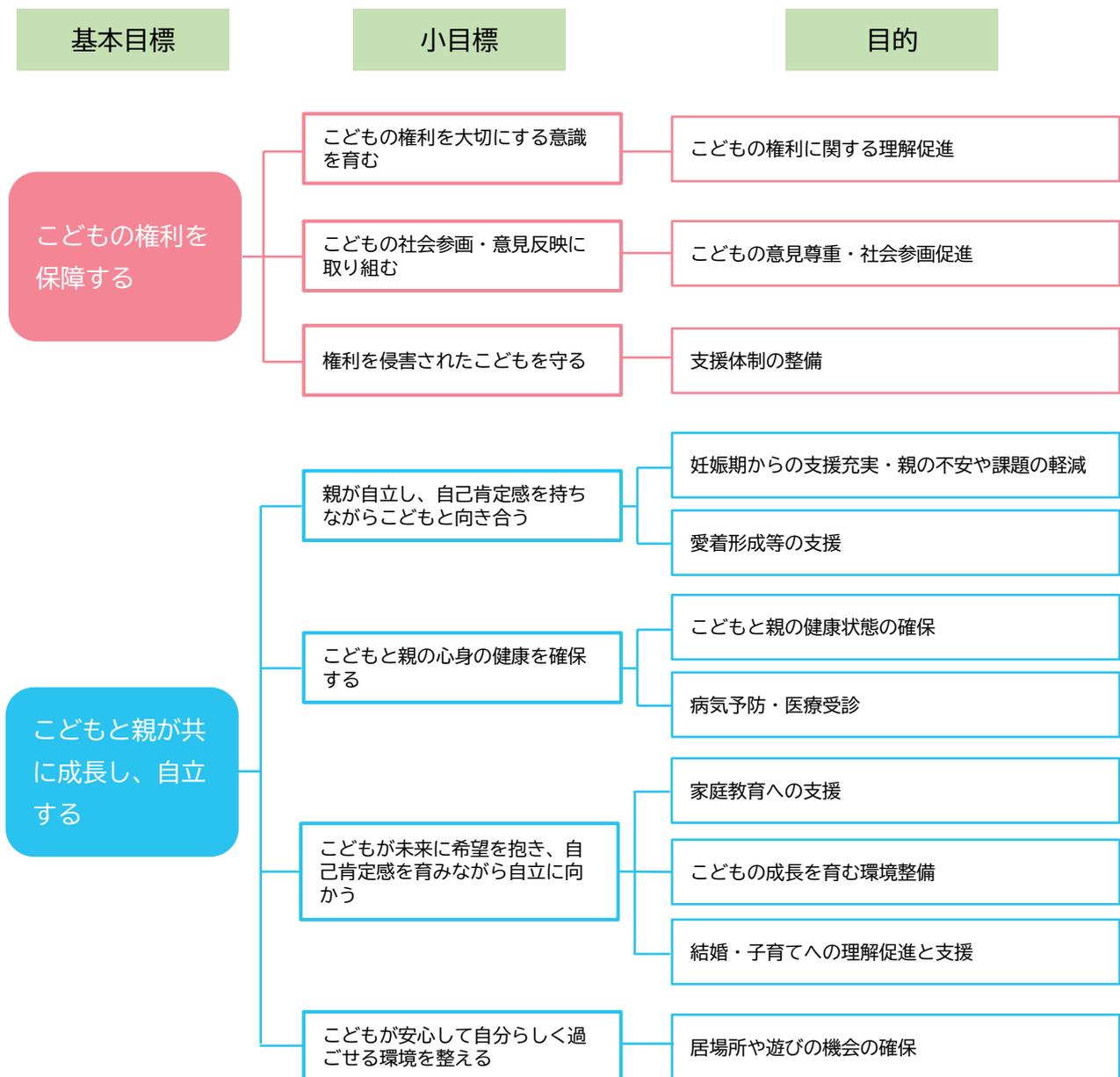
基本目標4 地域の人々と家庭が共に寄り添う

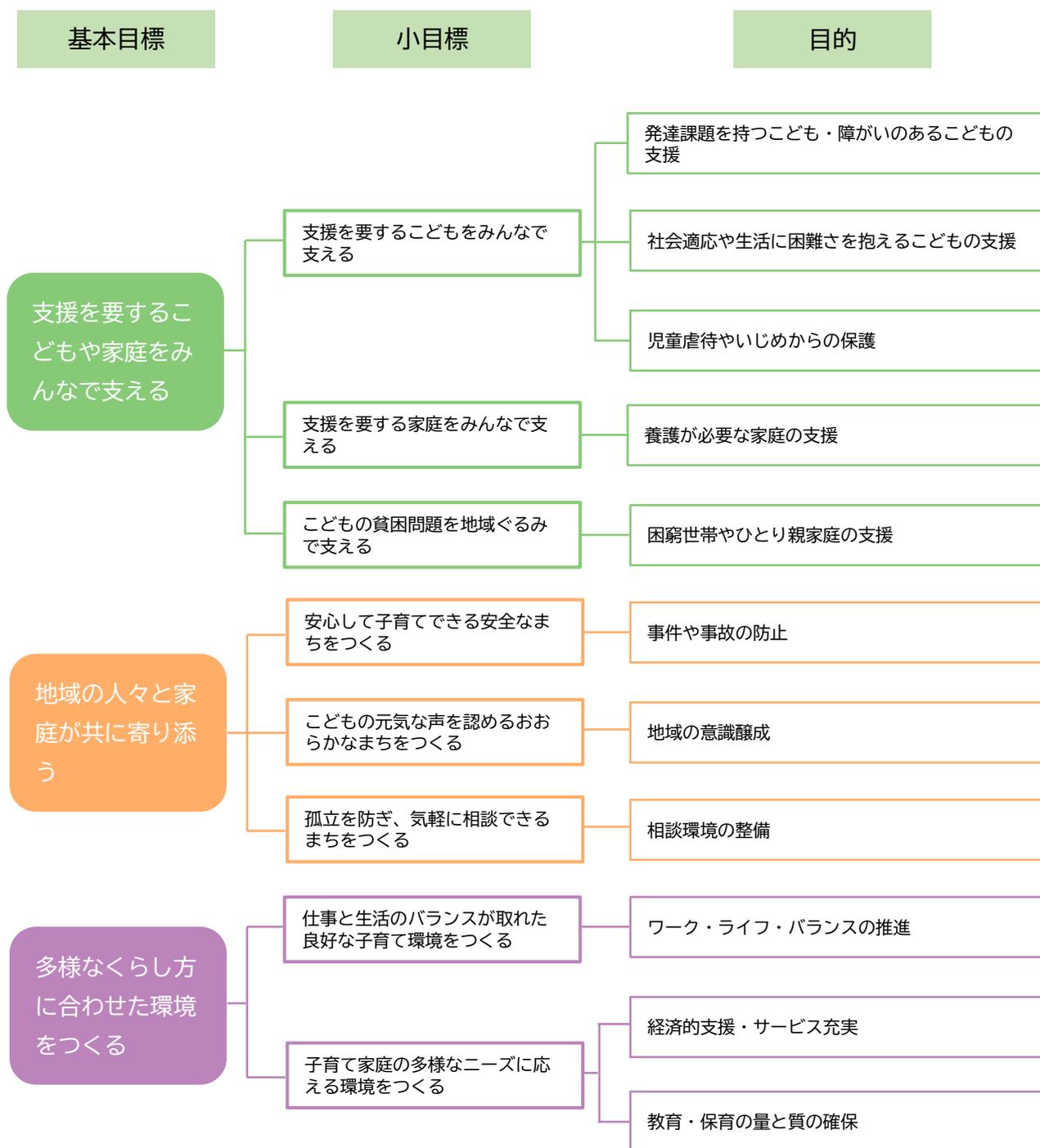
こどもの健やかな成長を支えるために地域全体でこどもの声を温かく受け入れ、子育て家庭が孤立しないよう支援の手を差し伸べることで、地域社会のつながりを深めながら、安心して子育てできるまちづくりを推進する。

基本目標5 多様な暮らし方に合わせた環境をつくる

共働き世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化に対応するため、子育て世帯が直面する課題に柔軟に対応することを目指しながら、地域、企業、行政が連携して、安心して子育てできる環境を整える。

3. 施策の体系





4. SDGsとの関係

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指し、17のゴールで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「子どもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち」の実現に向け施策・事業を進めていくに当たり、欠かせない視点です。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて、各施策に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※本計画の第4章「施策の展開」では、基本目標ごとに、関係するSDGsを表示しています。

第4章

施策の展開

基本目標1 こどもの権利を保障する



「こどもの権利」とは？

全てのこどもが幸せに健やかに成長していくために、生まれながらに持っている権利であり、次の「4つの柱」で表されます。

生きる権利

衣食住が保障され、病気などから命が守られる権利

育つ権利

勉強や遊びを通し、それぞれ能力を伸ばして成長する権利

守られる権利

心や身体を傷つける暴力から守られる権利

参加する権利

自分の意見を自由に言う、話を聞いてもらえる権利

また、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）における、こどもの権利を守るための基本的な考え方は、いわゆる「4つの原則」と呼ばれています。

① こどもの最善の利益

こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最も良いことは何か」を第一に考える

② 命を守られ成長できること

命が守られ、その能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療・教育・生活の支援支援などを受けることが保障される

③ こどもの意見の尊重

こどもは自分に関係がある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮する

④ 差別の禁止

こども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、全ての権利が保障される

小目標1 こどもの権利を大切にすることを意識を育む

【施策体系】

こどもの権利を大切にすることを意識を育む

目的① こどもが権利の主体であることを社会全体で理解する

[現状と課題]

こどもの権利条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために、1989年に国連総会において採択された条約です。こどもの権利条約では、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であると認めています。こどもが大人と同じように、一人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。また、令和5年4月に、日本国憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するために閣議決定された「こども大綱」においても、こどもは生まれながらに権利の主体であると明記され、その権利の保障が求められています。

計画策定に当たって実施した、こども・若者への意見聴取（以下「こども意見聴取」という。）では「こどもの権利のことがよく分からない」との声も挙がっており、こども自身が、こどもの権利について学び、自らが権利の主体であると知る機会を確保していくことが、その権利を守る第一歩につながります。また、こどもだけではなく、社会全体においてもこどもの権利に関する普及・啓発をすることで、社会としてこどもの権利を大切にすることを醸成していく必要があります。

目的① こどもが権利の主体であることを社会全体で理解する

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・こども自身を対象とし、こどもの権利に関する普及・啓発に取り組めます。 ・こどもや子育てに関わる大人をはじめとした、社会全体に対して、こどもの権利に関する普及・啓発に取り組めます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが権利の主体であることを地域全体で共有し、理解の促進を図ります。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者自身がこどもの権利を学び、こどもの成長段階に応じて一緒にこどもの権利について考えていきます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
子どもに対する普及・啓発	子どもの権利についての学習コンテンツや意見投稿機能を備えた「福岡県子どもまんなかポータルサイト」を周知します。また、人権擁護委員による小中学校への人権啓発活動を開催し、子どもの権利に関する普及・啓発に取り組みます。	子ども未来課 人権男女共同 参画課
小中学校における子どもの権利に関する理解促進	子どもの権利に関して、小中学生及び教職員の理解促進を図るとともに、学習指導要領や生徒指導提要に基づいた教育活動を推進します。	学校教育課
社会全体に対する普及・啓発	子どもが権利の主体であることについて、人権週間での街頭啓発など様々な方法で、社会全体に対して普及・啓発を行います。併せて、児童虐待防止のための広報・啓発活動に取り組みます。	子ども未来課 人権男女共同 参画課 子育て支援課

小目標2 子ども社会参画・意見反映に取り組む

【施策体系】

子どもの社会参画・意見反映に
取り組む

目的① 子どもの意見を尊重しながら、社会参画
への意識を育む

[現状と課題]

子どもの権利条約では、子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える「子どもの最善の利益」と、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達段階に応じて十分に考慮する「子どもの意見の尊重」を原則として掲げています。

令和7年6月に実施した子ども・若者アンケート（以下、単に「子ども・若者アンケート」という。）では、「政策に自分の意見が聴いてもらえていると思う」と回答した子どもの割合は、中学生で41.0%、高校生年代で24.1%、大学生年代以上で32.3%となっており、全国調査と比較しても高い割合となっています。一方で、「政策に自分の意見が聴いてもらえていない」と回答した子どもの割合は、中学生で25.1%、高校生年代で50.4%、大学生年代以上で43.5%となっており、特に高校生年代において高い割合となっています。また、全国調査では、「思う・思わない」のいずれかの回答割合が6割未満であったのに対して、本市では、7割近くがいずれかの意思を示し

第4章 施策の展開

ていることも特徴的です（22 ページ参照）。

今後も引き続き、こどもが意見を表明し、社会に参画する機会を確保していくことで、「こどもの最善の利益」と「こどもの意見の尊重」の実現を目指していく必要があります。

目的① こどもの意見を尊重しながら、社会参画への意識を育む

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが自らに関係する施策に対して、意見を表明しやすい環境づくりに努めます。 ・こどもの意見を聴取し、こども施策に反映させるために必要な措置を講じます。 ・若い世代にまちづくりに参画してもらうことで、郷土愛の醸成やまちづくりの担い手としての意識を育みます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関連する行事・イベントや地域課題の解決の場において、こどもの意見を聴くことができるよう努めます。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもに意見表明権があることを保護者自身が知り、こどもの話を聴くことができるよう努めます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
こども施策に対するこどもの意見反映	こどもの意見をこども計画やこども施策に反映させるため、意見聴取や意見募集を実施します。	こども未来課
児童センター（こどもの意見聴取の取組）	こどもの居場所である児童センターで、こどもの意見を企画運営やルールづくりに反映させるため、意見聴取の仕組みづくりを進めます。	こども未来課
春日市六中・生徒会サミット（出前トーク「市長と語る」）	生徒会活動を通して日頃から考えている地域等のことについて、市長等に質疑・意見・提言を行う機会を設けます。	経営企画課
コミュニティ・スクール（自治会との大討論会）	住んでいる地域の課題について、自治会長等に中学生が質疑・意見・提言を行う機会を設けます。	地域教育課
高校生等が行うまちづくりに関する活動への支援	県立春日高等学校との連携協定に基づく事業などを通じて、高校生等が行うまちづくりに関する様々な活動に協力しながら、地域を担う人材の育成に取り組みます。	経営企画課
主権者教育（福岡女学院大学との連携事業）	福岡女学院大学との連携事業として、「若者の主権者意識の醸成と投票行動の促進」というテーマの下、様々な活動に協力して取り組みます。	選挙管理委員会事務局

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
審議会懇談会等への こどもや若者の参画	子ども・子育て会議等において、こども・若者向けの公募選考を実施するなどにより、参画の機会を設けます。	こども未来課 経営企画課

小目標3 権利を侵害されたこどもを守る

【施策体系】

権利を侵害されたこどもを守る

目的① こどもが困難を抱えたときの支援体制を整える

[現状と課題]

こどもの権利条約では、全てのこどもがいかなる理由でも差別されない「差別の禁止」と、全てのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることを保証する「命を守られ成長できること」を原則として掲げています。

差別や暴力などは、こどもの安全・安心な生活を妨げ、権利を侵害するものであり、決して許されません。また、近年こどもの自殺者が全国的に増加傾向にあり、福岡県においても同様となっていますが、こどもの命を守ることは最も重要な権利保障の取組となります。

そのような中、こども・若者アンケートでは、「困り事や悩み事を相談できる相手がない・相談したくない」と回答したこどもの割合が1割前後となっています。また、こども意見聴取では、相談先に対する秘匿性や信頼性、自分のペースで安心して相談できる環境を重視する声が多く、併せて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やメッセージアプリを活用したテキストメッセージのやり取りが、日常的なコミュニケーション手段の中心として浸透・定着している現状が見受けられました。

このため、日常を離れた第三者への対面や電話を中心とした相談手段は、こどもにとって心理的な抵抗感が伴い、加えて、時間的・物理的な制約があることから、こどもが自ら選択しづらいという潜在的な課題を抱えていることも分かりました。

こどもの権利侵害の防止を図るためにも、こどもの孤立を防ぎ、気軽に相談できる環境整備が重要であり、権利の侵害から迅速かつ適切に擁護・救済するための体制づくりが求められています。

第4章 施策の展開

目的① こどもが困難を抱えたときの支援体制を整える

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者が困り事や悩み事を相談しやすい環境を整えます。 ・相談に来たこども・若者に対して、本人の主体性を尊重しながら、必要な助言や支援その他の援助を行います。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の大人がこどもの異変に気付けるよう、こどもも含めた地域コミュニティづくりに努めます。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが権利侵害にあっていないか注意深く見守りながら、適切な支援につなげます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
こども家庭センター	権利を侵害されたこどもや希死念慮 ^{※2} を抱えるこどもの相談に対応し、必要な支援につなげるとともに、孤立感や心理的負担が深刻化することによる自殺リスクの早期発見・予防的支援に取り組みます。また、電話や対面での相談に抵抗感や負担感があるこども・若者世代に対し、相談しやすい環境や関係性づくりを促進します。	子育て支援課
小中学校における相談支援	多くの小中学生の居場所であり、相談できる場所として最も身近な小中学校において、困難な状況に置かれる前から相談につながりやすい環境や関係性づくりを進めます。	学校教育課
こころの健康づくり・自殺予防対策	心の悩みを抱えている18歳以上の市民又はその家族を対象に、精神科医や保健師が心の相談に応じます。また、自殺予防対策として、悩んでいる人のサインに気づき、寄り添い、適切な支援につなげる役割である「ゲートキーパー」の養成に努めます。	健康課
重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を行います。	福祉支援課
若まど（福岡県若者自立相談窓口）の周知・連携	高校中退後進路が定まっていない、又は社会とのつながりが切れてしまった等の悩みを抱える若者とその保護者を支援するため「若まど（福岡県若者自立相談窓口）」を周知するとともに、自立を応援する同窓口との連携を図ります。	子育て支援課

※2 自分の命を絶ちたいと考えたり、死について繰り返し思い悩んだりする気持ちや状態

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
相談場所の周知	困り事や悩み事に応じて相談することができるよう、各種相談窓口をこども・若者に向けて周知します。	子育て支援課

[評価指数と目標]

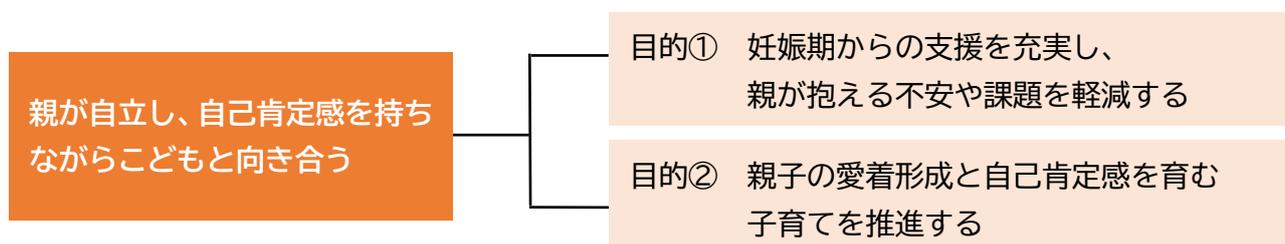
評価指数		前回調査 (令和元年度)	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
1 「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	小学生	-	87.7%	90.0%
	中学生	-	87.7%	90.0%
	高校生年代	-	81.8%	85.0%
	大学生年代以上	-	83.4%	85.0%
2 「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	中学生	-	41.0%	45.0%
	高校生年代	-	24.1%	25.0%
	大学生年代以上	-	32.3%	35.0%
3 困り事や悩み事を相談できる人がいないこども・若者の割合	小学生	-	8.1%	5.0%
	中学生	-	7.8%	5.0%
	高校生年代	-	11.2%	10.0%
	大学生年代以上	-	7.0%	5.0%

基本目標2 こどもと親が共に成長し、自立する



小目標1 親が自立し、自己肯定感を持ちながらこどもと向き合う

【施策体系】



[現状と課題]

こどもにとって「家庭」は最も身近で日常的な環境であり、親（保護者）はこどもの社会性や倫理観などの形成に大きな影響を与えます。こどもは、家庭内での親との触れ合いを通じて社会との接点を見出し、親の行動や言動を学びながら成長していき、親自身も、こどもの成長とともに、試行錯誤を重ねる中で、「親」としての役割について学びを深めていくことになります。

令和6年1月に実施した子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査（以下「保護者アンケート」という）によると、就学前後を問わず、約9割の保護者が子育てを楽しんでいると感じており、多くの保護者が肯定的にこどもと向き合う様子が見て取れます。その一方で、こどもを叱りすぎていると悩む保護者や、こどもとの接し方に自信が持てないと悩む保護者の存在も明らかとなっています。地域社会とのつながりの希薄化や核家族化の進展に伴い、子育てに関する知識や技術の継承が難しくなっている社会環境の中で、親自身が子育てに自信を持てないままでは、親子の自己肯定感の形成や愛着形成を妨げる要因の一つとなりかねません。

こども・若者アンケートでは、「自分の親（保護者）から愛されていると思う」と回答したこどもは9割を超えてはいましたが、全国調査とは逆に、年齢が下がるほど数値が低くなる特徴が見られます。また、「今の自分が好きだ」と回答したこどもの割合も、小学生と中学生では、全国調査の結果と比較して低い傾向にあり、特に小学生でその差が開いています（15 ページ参照）。こども意見聴取の場では、これらの理由として「保護者の不安や悩みがこどもに伝染しているのでは」「（共働きなどで）親子で過ごす時間が減っているのではないか」「大人から感謝の言葉を言われることが少ない」などの声が挙がっていました。

このため、こどもと共に歩み、悩み、考えながら成長する親に対し、妊娠中から切れ目なく、妊娠・出産についての知識や育児手技を学ぶ機会を提供するなど、不安や課題を乗り越えるために必要となる知識や情報を届けながら、適切なタイミングで寄り添い、又は親同士で寄り添え合える環境を整えることで、親がこどもと向き合うための支援を提供することが重要です。

目的① 妊娠期からの支援を充実し、親が抱える不安や課題を軽減する

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中から子育てに必要な情報を提供し、妊娠・出産についての知識や育児手技を学ぶ機会を提供することで、出産後の生活に備えていけるよう支援します。 ・産前・産後の育児支援を行うことで、不安の軽減を図り、子育て世帯の負担を軽減します。 ・こどもの成長段階に応じて、子育てに必要な情報を届けます。 ・子育て中の親が特に意識しないでも必要な情報を受け取れる環境整備に取り組みます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・母体への負担の軽減、事故防止のため、駐車場の優先スペースや妊産婦が休憩できる場所を確保するなど、安全に行動できるよう配慮し、見守ります。 ・妊産婦に優しい職場環境、勤務体制をつくります。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の面談で、妊娠期から出産後までの計画（セルフプラン）を作ります。 ・各教室への参加や、産前・産後に利用できる制度とサービスを活用することにより、楽しみながら子育てを始めます。 ・妊娠期から地域や行政とつながり、出産後や子育て期にかけて切れ目ない支援を受けながら、心身のケアを心がけます。 ・こどもの成長段階に応じて、あらかじめ準備しておくべき事項について、積極的に情報を得るよう努めます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
こども家庭センター	妊娠届出時に保健師等による面談を実施し、出産・子育てに向けて安心して過ごせるよう情報提供を行います。また、必要な手続や出産までに決めておくことなどについて、セルフプランの作成を支援します。	子育て支援課
妊娠中の教室	妊娠中から妊娠・出産・育児について学んだり、相談したりすることができるよう、各種教室（マタニティクラス・パパママ教室・ふたごのつどい）を開催します。	子育て支援課
離乳食教室	6カ月以上児の保護者を対象に、離乳食の進め方の講義や調理実習を行います。	健康課

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を助産師・保健師が家庭訪問し、母子の健康や養育環境を把握し、育児についての相談や赤ちゃんの体重測定、子育てサービスの案内などを行います。	子育て支援課
産前・産後サポート事業	妊産婦家庭を支援するため、家庭に支援員が訪問して育児サポートを行います。	子育て支援課
産後ケア事業	退院直後から産後1年未満の母子に対して、助産師等が心身のケアや育児相談等を実施します。	子育て支援課
子育て情報の提供	こどもの成長段階に応じた子育て情報や各種相談窓口などの情報について、子育てガイドや子育てアプリ、市ウェブサイトを活用して提供します。	子育て支援課
スマートフォンアプリ等を活用した子育て情報配信	子育てアプリや各種 SNS 等のデジタルツールを活用しながら、時期に合った子育て情報や子育て関連のイベントなどについて配信します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業（地域の子育て関連情報の提供）	保育所、幼稚園等に関する子育て情報や乳幼児健診や託児サービスその他の育児支援に関する情報などについて、チラシやパンフレットにより情報提供を行います。	こども未来課

目的② 親子の愛着形成と自己肯定感を育む子育てを推進する

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の親同士の交流や情報交換を促進するための場を提供し、親子が触れ合う機会を提供します。 ・様々な機会を活用して、親子の愛着^{※3}形成と自己肯定感を持つことの重要性を伝え、より良い子育てができるように支援します。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンなどで子育て経験者などが、こどもへの接し方の見本を示し、親子の愛着形成の重要性を伝えます。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもと触れ合う時間をできるだけ多く持ち、親子の愛着の形成に努めます。 ・親自身が自己肯定感を持ちながらこどもと接することで、こどもに安心感を与え、こども自身の自己肯定感も高めていきます。

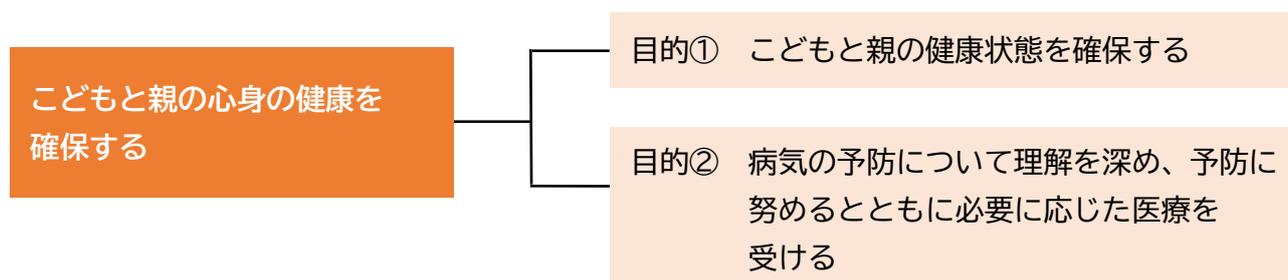
※3 こどもが保護者や養育者との安定した関係の中で育む、安心感や信頼感に基づく情緒的な結びつきを意味する。愛着の形成は、こどもの心身の発達や社会性の基盤として重要とされている。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
地域子育て支援拠点事業（交流の場の提供・講習等）	おおむね3歳未満の乳幼児及びその保護者に対し、相互に交流できる場の整備を図るとともに、子育て・子育て支援に関する講習などを実施します。	こども未来課
児童センター（乳幼児向け遊びの広場事業）	児童センターで、保護者間の交流促進・親子の触れ合いを目的として、触れ合い遊び、運動遊び、製作、読み聞かせ等を乳幼児の成長に応じて実施します。	こども未来課
市報等を活用した啓発	こどもの成長段階に応じて必要となる知識、こどもの適切な関わり方などについて発信し、親子が共に安心して成長できる環境に向けて啓発を行います。	子育て支援課

小目標2 こどもと親の心身の健康を確保する

【施策体系】



[現状と課題]

こどもの病気の予防には、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見や予防接種が有効なため、保護者の理解を深めることが重要です。また、こどもの心身の健康の維持には、食事・睡眠・運動といった身体面のケアに加え、親や周囲の大人との安定した関係や安心できる環境が不可欠です。特に幼少期には、こどもが自己の感情を表現しながら、周囲と共感的に関わることができる環境が、その心の成長につながります。

加えて、こどもの成長は親の心身の状態に大きな影響を受けるため、親自身の健康管理と心の安定がこどもにとっての安心感や健全な発育を支える基盤となります。そのため、親が子育ての負担を一人で抱え込むことなく、地域の支えや行政の支援を活用し、心身のケアを心がけることが大切です。特に、産後間もない時期はホルモンバランスの乱れからメンタル不調に陥り、育児疲れを来しやすいため、妊娠期から地域や行政とつながり、出産後や子育て期にかけて切れ目ない支援を受けながら、子育てが楽しいと感じる時間を増やしていくことが重要となります。

第4章 施策の展開

近年では、デジタルメディア使用の低年齢化により、親子の愛着形成や運動機能の発達、コミュニケーション能力の発達などへの影響が懸念されています。さらに、こどもの思春期には、過度のダイエットやスマホ依存などの新たな健康課題が現れることもあります。その危険性や思春期の健康管理の大切さ、人との付き合い方などをこどもたちに伝え、見守ることが、次世代を担うこどもたちのプレコンセプションケア（男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すこと）にもつながります。

保護者アンケートによれば、子育てに関して配偶者や周囲の協力が少ないと悩む親の割合は減少してきており、従来課題とされていた母親に子育てを任せきりにする状況は改善の兆しがうかがえます。今後も、家庭、地域、学校、行政が連携し、こどもと親の双方が心身の健康を維持できる支援体制を整えることが重要となります。

目的① こどもと親の健康状態を確保する

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・ こどもの成長発達に応じ、適切な時期に健康診査を受けることにより、疾病の早期発見に努め、必要時に適切な対応が取れるよう支援します。・ こどものデジタルメディアの使用について、保護者等への啓発を強化します。・ 親の心身の健康状態を確認し、疾病の早期発見に努め、必要時に適切な対応が取れるよう支援します。・ 妊娠中や授乳中の喫煙・飲酒による母子への影響を回避するため、適切な行動が取れるよう正しい情報を提供します。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none">・ 受動喫煙を防止するため妊婦の周囲では喫煙を控えます。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none">・ 妊娠中の母体と胎児の健康管理を速やかに開始するため、妊娠 11 週までに、母子健康手帳（親子健康手帳）を受け取ります。・ 母体及び胎児の健康状態等の確認、疾病の早期発見のため週数に応じた頻度で妊婦健康診査を受けます。また、胎児の成長に影響しないように、妊娠中の服薬は、医師や薬剤師の指導に従います。・ 妊娠中の喫煙・飲酒をやめるとともに、家族は妊婦の周囲での喫煙を控えます。・ こどもの疾病の早期発見、発達状態の確認のため、乳幼児健康診査を受けさせます。・ こどもの年齢に応じた適切なデジタルメディアの使用に努めます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
妊娠届出時の面談	妊娠届出書の回答内容に基づく面談や保健指導を行い、母子健康手帳を交付します。併せて、子育て支援サービスや保健事業の紹介など情報提供を実施します。	子育て支援課
妊婦健康診査	妊娠期間中の適切な時期に必要な健康診査を実施し、健康状態の把握及び保健指導を実施します。	子育て支援課
妊娠7か月アンケート	不安なく出産・産後を迎えられるよう、妊娠7か月の妊婦を対象にアンケートを送付し、希望者には保健師が面談を行います。	子育て支援課
産婦健康診査	産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施します。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業（産後うつスクリーニング）	乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）時に母の産後うつのスクリーニング（EPDS）※4を実施します。	子育て支援課
乳幼児健康診査等	身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等を目的とした、乳幼児への健康診査等を行います。併せて、3歳児健診での問診や冊子配布などにより、デジタルメディアの使用啓発を行います。また、子育てアプリを活用したデジタル問診票への回答など、受診しやすい環境を整えます。	子育て支援課
就学时健康診断	翌年4月に小学校入学予定の児童を対象に、法律に基づき入学予定校で健康診断を実施し、児童の健康状態を把握して保健上の助言を行います。また、就学に関する相談も受け付けます。	学校教育課

目的② 病気の予防について理解を深め、予防に努めるとともに必要に応じた医療を受ける

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種について正しく理解し、適切な接種につながるよう支援するとともに、妊娠期の母親や乳児等への感染症予防に努めます。 ・ こどもの疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの特性に応じて適切な医療が受けられるようにかかりつけ医を持つことを推進します。 ・ 緊急時に安心して医療が受けられる体制を整えます。 ・ 過度のダイエット、スマホ依存の危険性や性に関する正しい知識等を身に付け、将来を見据えた健康管理ができるように支援します。

※4 出産後の母親の抑うつ症状の有無や程度を早期に把握するために、質問票（EPDS）を用いて確認すること。

第4章 施策の展開

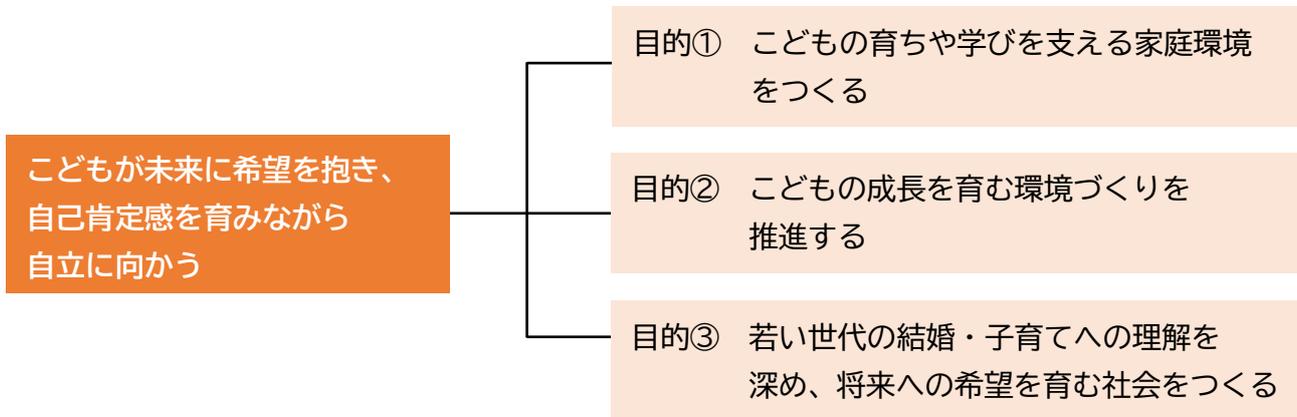
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンなどで、親同士がこどもの病気の予防や医療などについて情報交換する機会などをつくれます。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症などの予防、重篤化の防止のため、適切な時期に予防接種を受けます。 ・永久歯にも影響を及ぼす乳歯の虫歯をつくらないように、こどもの歯磨き管理をします。 ・こどもの特性に応じて、適切な医療が受けられるように、こどものかかりつけ医を持ちます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
予防接種	こどもの予防接種を実施します。また、子育てアプリを活用したデジタル予診票への回答など、接種しやすい環境を整えます。	子育て支援課
こども医療費支給制度	高校生世代までのこどもが医療機関を受診したときの医療費について、健康保険適用後に自己負担する一部負担金額を支給します。	国保医療課
未熟児の養育医療給付	未熟児(出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱)で、医師が入院養育を必要と認める乳児に必要な医療の給付を行います(先天性疾患に起因するものを除く)。	国保医療課
かかりつけ医の推進	こどもの健康や成長を継続的にサポートするかかりつけ医を持つことを推進します。	子育て支援課
小児科休日・夜間救急診療	平日の夜間や休日に急に発病したこどもたちのため、小児科救急診療を行います。	健康課
次世代の親づくり教育支援事業	中学3年生を対象に実施する助産師による授業において、心身ともに大人へと成長する思春期の健康管理などを伝え、将来に向けた自身のライフデザインを考える機会とします。	子育て支援課

小目標3 こどもが未来に希望を抱き、自己肯定感を育みながら自立に向かう

【施策体系】



[現状と課題]

子育ての目的の一つは、こどもが将来、周囲の助けを借りつつも、自らの力で社会を生き抜くことができるようになることです。自立とは、他者と協力し、必要な支援を受けながら課題を解決していく力を身に付けることを意味し、家庭や地域社会、学校といった多様なつながりの中で、自ら判断し、行動する力を育てていくことが大切です。

こどもが成長する過程で最も身近な場所は家庭であり、親は、こどもが安心して自己を表現できる環境を整えながら、基本的な生活習慣の確立や社会生活でのルールを示す役割を担いますが、そのためには、周囲からの適切な支援も欠かせません。

春日市まちづくりに関するアンケート調査結果によると、「学校教育を通じて生きる力を育み、健やかに成長している」と感じている市民の割合は約8割に達しており、着実な成果が見られます。一方で、こども・若者アンケートでは、日頃の悩みとして「自分の将来のこと」と回答した割合が年代を問わず高い状況ですが、「自分の将来について明るい希望を持っている」と回答したこどもの割合は、年代が上がるにつれて数値が低くなる特徴が見られる中、最も数値が高い小学生が8割を下回っています（20～21 ページ参照）。

こどもが自らの将来を早い段階から考えることは意義深いことですが、成長に伴い変化していく将来への不安や悩みを軽減するための取組を進めていくことも必要です。こども意見聴取では、SNSの発達の中で他人との比較に目が向きやすいと実感しながらも、身近な人の体験談や様々な職業を知ること、自分自身に意識を向ける時間を増やすことなどが、前向きに将来について悩むことにつながるなどの意見がうかがえました。

全ての年代のこどもが、自己肯定感を高めながら希望を持って将来に向かっていくためには、家庭・幼児教育施設・学校・行政などが連携しながら、こどもの育ちや学びを切れ目なく支え、可能性を最大限に引き出すための包括的な支援体制を構築していくことが重要となります。

目的① こどもの育ちや学びを支える家庭環境をつくる

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での教育や育成について、幼児教育指針に掲げる「育てたい子ども像」を基盤としながら、こどもの発達段階に応じた支援を実施します。 ・家庭の教育力を充実させるために、保護者の学びの機会や交流の機会の充実を図ります。 ・家庭の役割、家庭教育の重要性について、情報発信の充実に努めます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら、こどものより良い成長環境づくりに努めます。 ・幼児教育施設等において、家庭との連携を図りながら、こどもに望ましい生活習慣が身に付くよう支援します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの姿を受け入れながら、こどもが安心して自己を表現できるよう環境を整えます。 ・親自身が手本となる姿をこどもに示しながら、こどもの社会性や倫理観などを育みます。 ・家庭内でこどもの基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、挨拶や社会生活でのルールを手本を示しながら教えていきます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
こども・子育て支援拠点整備事業※ ⁵ （育成支援）	いきいきプラザに整備予定である「こども・子育て支援拠点」を活用しながら、こどもの発達段階に応じた遊びや学び、こどもとの適切な関わり方などをサポートします。	こども未来課
ブックスタート事業	4か月児健診時に絵本の読み聞かせを行いながら乳児一人一人に絵本を手渡すことで、絵本を通じた親子の絆づくりや本に親しむきっかけづくりをサポートします。	文化スポーツ課
幼児教育施設における家庭教育連携への援助	幼児教育施設等の職員を対象に保護者支援に関する研修を行うなどにより、家庭教育との連携を援助します。	こども未来課
親が子育てを学ぶ機会の提供	乳幼児等の保護者が、こどもへの肯定的な関わり方を学ぶことができるペアレント・プログラム等の講座や、子育てのコツを学べるリーフレットの配布を実施します。	子育て支援課

※5 この事業に伴う具体的な施設整備の内容は、本計画の一部として位置付ける「こども・子育て支援拠点整備基本構想」及び関連設計を参照

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
親子料理教室・食育講演会	親子で参加する料理教室を開催し、講義や調理実習を通して食の大切さを学びます。また、食育講演会を行い、家庭での食育の推進を図ります。	健康課
かすが家庭教育学級	中学生以下の保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、様々な子育てのヒントを学んだり、情報共有や交流ができる「かすが家庭教育学級」を実施します。	地域教育課
子育て講演会	市民を対象とした子育て講演会を実施するとともに、小学校、中学校で家庭教育について学ぶ子育て講演会を実施します。	地域教育課
家庭教育に関する情報の提供	市のウェブサイトで家庭教育に関する情報や動画を公開し、学習の機会を設け家庭教育支援を行います。	地域教育課

幼児教育指針（育てたい子ども像）と幼保小連携

春日市では、幼児教育指針の中に、目指す共通の姿として「育てたい子ども像」を定め、幼児に関わる大人が共通認識の下で、その教育を進めていくことを目指しています。

『夢中になって遊び よく考える子ども』

育てたい子ども像

「育てたい子ども像」を実現する、3つの柱

育ちに必要な3つの力



「育てたい子ども像」を実現するために、春日市の幼児教育指針では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」をもとに、育ちに必要な3つの力として、「健やかな体」「豊かな心」「前向きな意欲」を位置づけています。

5歳児から小学1年生へ、学びをつなぐ「架け橋期」

幼児期の終わり（5歳児）から小学校入学後の1年間（小学1年生）にかけての約2年間の「架け橋期」と位置付け、遊び中心の学びから教科中心の学びへ、無理なく円滑に移行できるよう、幼稚園・保育園と小学校の連携を進めます。

第4章 施策の展開

目的② こどもの成長を育む環境づくりを推進する

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校就学前後の「架け橋期」を切れ目なく支えるため、幼稚園や保育所、小学校が研修や交流を通じて連携・協働できるよう支援します。 ・ 全中学校で、多くの事業所の協力の下、職業体験を実施し、就業について学ぶとともに、将来について考える機会を提供します。 ・ 将来に向けて、子どもたちが自ら意欲的かつ主体的に活動を行えるよう支援します。 ・ こどもの非行防止や健全育成のための環境整備に取り組みます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期の教育に関わる場において、幼児教育指針に掲げる「育てたい子ども像」の実現に向けて取組を進めます。 ・ 自治会行事などを通じてこどもに役割を与えることにより、社会との関わりについて学び、体験する機会をつくります。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもと親の関係を徐々に家庭の外の世界へつなげていくことで、こどもの成長を促します。 ・ こどもが多様な経験を通して心を動かしながら、将来に向けて自ら選択する力を育むための環境づくりに努めます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
幼保小連携事業・幼児教育指針の展開	こどもの成長の基礎となる幼児教育の成果を小学校教育に活かすため、小学校就学前後の「架け橋期」における円滑な接続を推進します。	こども未来課 学校教育課
児童センター（児童の健全育成に関する事業）	児童の健全育成に資する適切な遊びや各種活動の提供、スポーツ等の指導などを行います。また、行事の企画・実施などで学生ボランティアの活躍の場を設けます。	こども未来課
職業教育（職業体験）	自らの将来について考える力を育むため、学校内での教育活動にとどまらず、多様な年齢や立場の人々との交流や、社会・職業に関わる様々な現場体験の機会を設けます。	学校教育課
春日市六中・生徒会サミット（研修会・実践発表会）	春日市青少年育成市民会議が主催する市立中学校生徒会の交流事業について、講義やディスカッションによる研修会、1年間の生徒会活動の実践発表会の開催等を支援します。	地域教育課

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
子ども会インリーダー・ジュニアリーダー研修の支援	春日市子ども会育成会連絡協議会が主催する「インリーダー研修」「ジュニアリーダー研修」の事業実施を支援します。	地域教育課
有害凶書等排除の推進	立入調査員（福岡県から併任辞令を受けた市職員）により、県から指定された時期に、立入調査実施対象事業者への立入調査を実施します。	地域教育課
薬物乱用防止・非行防止に関する取組	春日市青少年育成市民会議が各小中学校に行う薬物乱用防止・非行防止啓発事業を支援します。	地域教育課
少年補導員の見守り	春日警察署から委嘱され、青少年非行防止推進のために地域に密着した活動を行う「少年補導員」による巡回・声かけなどを実施します。	地域教育課
地域の青少年育成活動の支援	春日市青少年育成市民会議の運営を支援し、青少年の健全な育成を推進します。また、春日市子ども会育成会連絡協議会の会議等での情報提供等を通じて、同連絡協議会の活動及び子ども会活動を支援します。	地域教育課

目的③ 若い世代の結婚・子育てへの理解を深め、将来への希望を育む社会をつくる
[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児等との交流を通じて、命の大切さや子育てについての学びを支援します。 ・将来に向けた自身のライフデザインを考える機会を提供します。 ・出会いの機会の提供を支援し、独身者の出会い・結婚を応援します。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・親子イベントや世代間交流などの活動を通じて、こどもたちが家族や親の大切さを実感できるよう援助します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭という最も身近な環境を通じて、こどもたちに子育ての大変さや苦労だけでなく、その喜びや楽しさも伝えていきます。 ・家族の中で協力し合う大切さや家族への感謝などについて、日常のコミュニケーションを通じて伝えながら、家庭内の絆を深めていきます。 ・親自身が結婚生活や子育てにおける協力・愛情・責任感をこどもに見せることで、将来の家庭像の学びにつなげていきます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
乳幼児ふれあい体験の促進	「中高生と乳幼児のふれあい体験支援事業（県事業）」を活用しながら、こども・若者が乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を促進します。	こども未来課
コミュニティ・スクール（異年齢交流体験の実施）	小中学校の授業において、幼稚園、保育所等関係団体との連携の下、小中学生が乳幼児と交流する機会を提供します。	地域教育課
次世代の親づくり教育支援事業	中学3年生を対象として、将来に向けた自身のライフデザインを考える機会を提供するため、助産師による授業を実施します。	子育て支援課
出会い・結婚応援事業（県事業）の周知	県が実施する「出会い・結婚応援事業」について、若者への認知度を向上するため、様々な広報媒体を使用して、周知を行います。	こども未来課

小目標4 こどもが安心して自分らしく過ごせる環境を整える

【施策体系】

こどもが安心して自分らしく
過ごせる環境を整える

目的① 居場所や遊び・体験活動などの機会を
確保する

[現状と課題]

近年、こども自身の個性や家庭の環境など、様々な要因がこどもの成長に影響を与える中で、こどもたちの育成環境や個々の成長過程が多様化してきています。また、同じ「こども」と言えども、新生児から学生までの各年代には、それぞれ特有の課題やニーズが存在しています。このため、こどもが成長する上でそれぞれのライフステージで直面する課題にも目を向けながら、こども一人一人が個々の状況に応じて自分らしく成長できる社会環境を整備していくことが求められています。

一方で、地域のつながりの希薄化、少子化、都市化の進展により、こども同士が自由に遊び、育ち、学び合う機会や場所が全国的に減少しており、「こどもが地域コミュニティの中で育つ」ことが難しい時代となっています。このため、政府は「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら将来にわたって幸せな状態で成長できる環境づくりを実現することを目指しています。

本市においても、保護者アンケートから、多くの保護者が「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」ことや「こどもの放課後の居場所を増やす」ことを望んでいることが分かりました。また、こども・若者アンケートにおいても、高校生年代の4割程度、大学生年代以上の3割程度が、若者の生活を良くするためには、自由に過ごせる場や勉強できる場を増やす必要があると考えており、こども意見聴取の場でも「お金がかからずに過ごせる場所」「自由に過ごしたり遊んだりできる場所」「落ち着ける場所や安心できる場所」「勉強できる静かな空間」「地域の施設で勉強できる場所」など、家庭・学校以外の「第三の居場所」への声が多数挙がっています。

こどもが自らの個性を受け入れ、周囲と共に成長していくためには、地域社会全体で子どもたちの多様性を理解し見守る文化を醸成することが必要です。地域住民や学校、行政が協力し、子どもたちが安心して自分らしく過ごせる社会環境を整えることが、子どもたちの持つ潜在的な能力を最大限に引き出し、未来への可能性を広げる基盤となります。

目的① 居場所や遊び・体験活動などの機会を確保する

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者が自らの意思で自由に過ごすことができる居場所づくりを推進します。 ・地域の人材をこどもの健全育成に活用できる体制を強化していきます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中でも、こども・若者の居場所づくりを推進するよう努めます。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育所、幼稚園だけでなく、様々な第三の居場所を活用しながら、こどもの体験活動の場を広げていきます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
児童センター（地域拠点）	地域、団体、企業等と連携・協働しながら、こどもが自由に過ごすことができる地域拠点である児童センターを管理運営します。また、経年等に伴う施設整備において、次世代育成支援対策施設整備交付金も活用しながら、「こどもの居場所」としての機能強化を図ります。	こども未来課
放課後子供教室（アンビシャス広場）事業	小中学生を対象に、地域住民参画の下、放課後など（週末や長期休業期間を含む）に体験活動や交流活動の場を提供します。また、活動者の情報交換の場を提供します。	地域教育課

第4章 施策の展開

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
こどもまんなか公園づくり整備事業	こどもの遊び場の確保を目的に、広場やフェンスの改修工事を行い、安全にボール遊びのできる公園整備を実施します。	都市計画課
こども・子育て支援拠点整備事業※ ⁵ （学習スペースの整備）	こども・若者の居場所として、個別学習の場や話しながら学習する場、交流可能な休憩スペースなど、多様なニーズに対応した学習スペースを整備します。	経営企画課 こども未来課

[評価指数と目標]

評価指数		前回調査 (令和元年度)	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
1 子育てを「楽しい」「楽しいことが多い」と感じる親の割合	就学前	86.9%	88.3% (令和5年度)	90.0%
	小学生	84.2%	88.2% (令和5年度)	90.0%
2 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が「十分ある」「まあまあある」と回答した親の割合	小学生	65.6%	72.5% (令和5年度)	75.0%
3 子育ての悩みとして「子どもを叱りすぎているような気がする」を挙げた親の割合	就学前	33.3%	23.3%	15.0%
	小学生	27.9%	14.7%	10.0%
4 子育ての悩みとして「子どもとの接し方に自信が持てない」を挙げた親の割合	就学前	14.8%	11.0%	10.0%
	小学生	12.1%	5.4%	5.0%
5 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合	小学生	-	75.4%	80.0%
	中学生	-	73.6%	75.0%
	高校生年代	-	64.7%	65.0%
	大学生年代以上	-	69.9%	70.0%

※5 この事業に伴う具体的な施設整備の内容は、本計画の一部として位置付ける「こども・子育て支援拠点整備基本構想」及び関連設計を参照

評価指数		前回調査 (令和元年度)	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
6 「自分の親（保護者）から愛されている」と思う子ども・若者の割合	小学生	-	93.6%	98.0%
	中学生	-	95.2%	98.0%
	高校生年代	-	96.1%	98.0%
	大学生年代以上	-	97.9%	98.0%
7 本市の子どもが、学校教育を通じて生きる力を育み、健やかに成長していると感じている市民の割合※6		78.9% (平成26年度)	77.2% (令和4年度)	80.0%
8 「自分の将来について、明るい希望を持っている」と思う子ども・若者の割合	小学生	-	79.5%	80.0%
	中学生	-	74.5%	75.0%
	高校生年代	-	67.2%	70.0%
	大学生年代以上	-	63.4%	65.0%
9 結婚したい・既に結婚している若者の割合	大学生年代以上	-	75.8%	80.0%
10 子どもが欲しい・既に子どもがいる若者の割合	大学生年代以上	-	67.8%	70.0%
11 今後も春日市で暮らし続けたいと考える子ども・若者の割合	高校生年代	-	73.1%	75.0%
	大学生年代以上	-	73.1%	75.0%

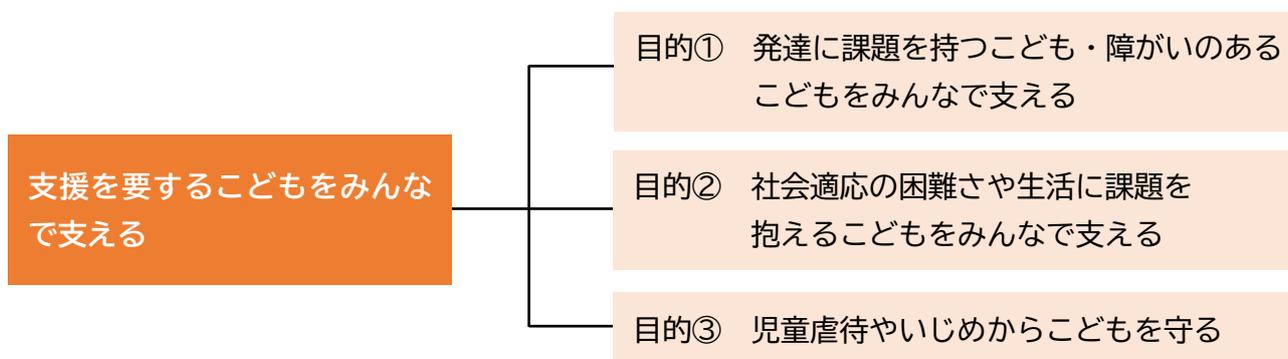
※6 「春日市まちづくりに関するアンケート調査」の調査項目

基本目標3 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える



小目標1 支援を要する子どもをみんなで支える

【施策体系】



[現状と課題]

令和5年4月に施行された「子ども基本法」では、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。本市においても、子どもの利益を最優先に考えた支援の取組を進めることを重点課題と捉えています。

「発達障がい等」に関する認知が高まり、特に早期発見や早期支援を求める傾向が強まっています。一方で、保護者が子の発達障がい等を受容するまでの経過は個人差があり、保護者や本人が必要と感じるタイミングで支援につなぐことができるよう、乳幼児期だけでなく、就学後も継続した支援が必要です。令和3年度に開設した「春日市子ども発達支援室」を中心に、引き続き切れ目ない支援体制を強化する必要があります。

また、全国的にいじめの認知件数や小・中学校における不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。本市においても、いじめを含む、子どもの友達づきあいに悩む保護者の存在が保護者アンケートから分かっており、市立小中学校においても不登校の状態となった児童生徒の数は増加・低年齢化の傾向にあります。さらに、本市が令和6年度に虐待を把握した子どもの数は210人であり、近年は福岡県内においても虐待による死亡事例が発生していることから、引き続き、地域社会全体で早期発見、未然防止に取り組んでいかなければなりません。

加えて、こども・若者アンケートでは、2割程度のこどもが「学校に行きづらいと感じることがある・学校に行けていない」と回答しており、また、「家族の世話により、やりたいけれどできないことがある」と回答したこどもも、少なからず存在しています。

全てのこどもが心身ともに健やかに成長できる社会を実現するためには、家庭、学校、地域、行政が一体となり、連携して支援体制を強化していくことが不可欠です。こどもたち一人一人に対して、適切な支援を提供し、安心して学び、生活できる環境を整備することが、誰もが孤立せず、支援が必要なときに手を差し伸べられる社会の実現につながります。

目的① 発達に課題を持つこども・障がいのあるこどもをみんなで支える

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・発達に課題を持つこども^{※7}の能力を最大限引き出していけるよう相談支援体制を図り、就学前から就学後まで切れ目ない支援を行います。 ・ノーマライゼーション^{※8}の理念の下、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、児童福祉サービスの充実に努めます。 ・市全体の特別支援教育・保育の質を一層向上させるための取組を進めます。また、そのために保健師や保育士など市の専門職をより活用できる組織・体制の整備を図ります。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会とのつながりが持てるように、発達に課題を持つこどもや障がいのあるこども^{※9}への理解を示し、声掛けや見守りを行い、地域行事等への参加を促します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの能力を最大限に引き出せるよう、こどもの成長発達を正しく理解し、必要があれば、早期療育を受けさせます。 ・障がいのあるこどもが自立した日常生活や社会生活を送れるよう、状況に応じて必要な福祉サービスを受けさせます。

※7 発達障がいの特性があるこどもやその疑いがあるこども又は情緒・行動面で早期からの支援・配慮が必要なこども

※8 障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方

※9 何らかの原因によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けざるを得ない18歳未満のこども

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
子ども発達支援室	15歳までのこどもの発達に関し、就学前から就学後までの切れ目ない相談対応や保健・福祉・医療・教育分野の各機関との連携により、必要な支援につなげます。	子育て支援課
特別支援保育	1年を4期に分け、希望する園を心理師と訪問し、こどもの発達段階や特性に応じた園支援を行います。	こども未来課
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行います。	子育て支援課
担任サポート事業	各小中学校に特別支援教育支援員を配置し、発達障がいの小中学生に対し、学習活動上のサポートを行います。	子育て支援課
児童発達支援（療育）	心身の発達に様々なつまずきを持つ乳幼児を対象に、早期に療育、指導を行うことで、心身の発達を促し、社会生活、集団生活などへの適応能力の向上を図ります。	子育て支援課
各種手当	福祉の増進を図ることを目的として、障がいの状態にある20歳未満の児童の監護者又は養育者に支給される特別児童扶養手当について、適切な情報提供などにより、円滑な申請を支援します。また、障がいの状態で一定の要件に該当するこども等に対し、障害児福祉手当等を支給します。	こども未来課 福祉支援課
障がい児支援制度	障がいのあるこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。また、障がい福祉サービス（「居宅介護」「行動援護」「短期入所」など）や地域生活支援事業による支援（移動支援、日中一時支援など）を提供します。	子育て支援課 福祉支援課
発達障がい者（児）支援センター「Life」（県事業）等の周知	発達障がいのある人やその家族等への専門的な支援を実施するため「発達障がい者（児）支援センター「Life」」を周知します。	福祉支援課 子育て支援課
教職員、保育職員の資質向上	インクルーシブ ^{※10} な支援を推進するため、専門士が、保育所等の施設を訪問し、支援を担当する職員への助言を行うほか、特別支援保育・教育に関する研修を実施し、職員の資質の向上に努めます。	子育て支援課 こども未来課

※10 こどもの背景や特性の違いにかかわらず、全てのこどもが共に学び、育ち、社会に参加できることを大切に考える考え方

目的② 社会適応の困難さや生活に課題を抱えるこどもをみんなで支える

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア^{※11}が必要なこどもへの支援体制を構築し、地域生活支援の向上を図ります。 ・ 不登校状態、ひきこもり状態にあるこどもへの個別支援及び関係機関との連携を強化し、状況の改善に努めます。 ・ 養育環境など様々な課題を抱えるこどもの状態を把握し、家庭内外での支援を行います。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの孤立を防ぐため、地域社会でこどもたちの状況を見守り、気になるこどもがいれば、主任児童委員やこども家庭センターにつなげていきます。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの不登校やひきこもりに関し、その予兆の把握に努めるとともに、適切な関わりができるよう、教育機関や医療機関、福祉機関等と共に状況の改善に向けて行動していきます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアを必要とするこどもを受け入れるため、認可保育所に医療的ケア対応看護師を配置します。	こども未来課
不登校対策	学校に登校できない小中学生や教室に入れられない小中学生に対し、教育支援センターによるマイスクール運営や各校に設置しているスマイルルーム（教育支援室）等への別室登校など、小中学校内外で様々な支援を実施します。また、学校や教育支援センターに、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置します。	学校教育課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、その居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子育て支援課
ヤングケアラー支援	ヤングケアラー ^{※12} の早期発見・対応に向けて、学校等との連携によりヤングケアラーの把握に努めるとともに、こどもの立場に立った支援を実施していきます。	子育て支援課 学校教育課

※11 経管栄養、気管切開部の衛生管理、たん吸引など、日常的・応急的に行う医療行為

※12 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者

目的③ 児童虐待やいじめから子どもを守る

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の早期発見及び未然防止に向けて、児童相談所、保育所、学校などと連携を取りながら、こどもの安全を最優先に考え、支援します。 ・市全体の要保護児童^{※13}対策を一層強化させるために、市の専門職をより活用できる組織・体制の整備を図ります。 ・いじめ防止基本方針に基づいて、こどもをいじめから守り、いじめのないこども社会、「いじめの未発見、未解決ゼロ」の実現を目指します。 ・いじめを生まない教育活動（命の教育、人間関係・集団づくりの推進、体験活動の推進、基本的生活習慣の定着と規範意識の育成）の推進を図ります。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者による暴力やしつけ行動などで権利侵害に遭っているこどもに気付いたときは、すぐに児童相談所やこども家庭センターに連絡します。 ・いじめの場面に遭遇したら、声掛けをし、いじめられているこどもを守るとともに、必要に応じ学校に連絡します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・しつけのつもりが感情的になって虐待行為とならないよう注意し、自分のストレスや感情を適切に管理しながら、言葉で説明することでこどもと接します。 ・児童虐待の予防に向けて、こどもの発達段階や感情の理解、適切なしつけの方法、家庭内の安全確保などの育児に関する知識を深めます。 ・いじめのサインを見逃さないよう、こどもとのコミュニケーションを大切にします。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
こども家庭センター	こども等に関する相談対応や必要な調査、訪問等を通じて、児童虐待への予防的な対応と個々の家庭状況に応じた包括的な支援を継続的に実施します。また、児童虐待に関する通告等を受け付け、こどもの安全確保を最優先に、関係機関と連携しながら家庭への支援を実施します。	子育て支援課
春日市要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会の構成機関で連携しながら、虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護、こどもやその家庭への適切な支援を図ります。	子育て支援課
要保護支援（保育所の緊急入所など）	特段の事情により緊急を要する世帯の場合は、関係機関と連携を取り、措置入所等の対応を行います。	こども未来課

※13 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
いじめ問題対策	春日市いじめ防止基本方針に基づき、学校単位でいじめ問題総合対策計画を定めながら、いじめ問題への組織的指導体制を整え、早期発見、早期対応に取り組みます。	学校教育課
福岡県いじめレスキューセンターの周知・連携	いじめに悩む子どもや保護者を支援するため「福岡県いじめレスキューセンター」を周知するとともに、いじめの解消に向けて学校外の立場から同センターとの連携を図ります。	子育て支援課

小目標2 支援を要する家庭をみんなで支える

【施策体系】

支援を要する家庭をみんなで支える

目的① 養護が必要な家庭をみんなで支える

[現状と課題]

近年、社会情勢や家庭環境の変化に伴い、支援を必要とする家庭の状況が複雑化・深刻化しています。ひとり親家庭や、障がいや病気を抱える家族がいる家庭など、多様な背景を持つ家庭が、それぞれ異なる支援を必要としています。また、育児に関する不安や負担感から親自身の心身の健康状態が悪化し、親子関係に悪影響を及ぼすケースも少なくありません。保護者アンケートからも、子育てに不安や負担を感じる保護者が1割程度は存在しており、また、子育てのストレスにより虐待の兆候を感じながら悩んでいる保護者も少ないながら一定数存在していることが分かっています。実際に、本市のこども家庭センターで、令和6年度中に家庭でのこどもの養育等を支援する必要があると判断したこどもは、384人に及んでいます。

加えて、保護者アンケートによれば、「日頃、子どもを見てもらえる親族・知人がいない」と回答した保護者が、未就学児の場合では四分の一以上、小学生の場合では3割以上いることが分かっています。核家族化や地域交流の希薄化が進展する中で、家庭が抱える問題が周囲から見えずらいことも重なり、支援を要する家庭の孤立が深まっている可能性もあります。育児や家庭に関する問題を抱え込んでしまうことで、支援を必要とする家庭に行政や地域のサポートが届きづらい状況になっていることも課題の一つです。

家庭内で抱える諸課題は、こどもの発育や学業、将来の社会参加にも悪影響を及ぼす可能性があることから、何らかの困難さを抱える家庭について早期の支援につなげていくことは、こどもの育

第4章 施策の展開

ちにとっても重要です。支援を要する家庭が孤立することなく、必要な時に適切な支援が受けられる体制を整備することで、継続的で途切れのないサポートを提供し、家庭の状況に応じた柔軟かつ効果的な支援を行っていくことが、全ての家庭が安心して生活できる社会の実現につながります。

本市においても、令和6年度には、こどもや子育て世帯、妊産婦に対し、母子保健・児童福祉の両側面からの一体的な支援を切れ目なく届けるために「春日市こども家庭センター」を設置しています。同センターを中心に、支援を要する家庭が安心して子育てできる環境を目指し、子育て家庭への支援を強化していきます。

目的① 養護が必要な家庭をみんなで支える

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の課題やニーズをくみ取りながら必要な支援を組み立てるなど、変化する家庭の状況に応じた継続的な支援を実施します。 ・養育に支援が必要な家庭の状況を把握し、関係機関で連携を図りながら、協働して支援します。 ・子育てに困難を抱える家庭に対する支援を拡充し、具体的な支援を届けていきます。 ・DV（配偶者からの暴力）などの影響で、こどもの心身の成長発達が阻害されることがないよう保健福祉環境事務所や警察などと連携し支援します。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の家庭に寄り添い、悩んでいる家庭があれば、必要に応じて、民生委員やこども・子育て相談センターを紹介します。 ・幼児教育施設や学校などのこどもが所属する機関においても、養護が必要な家庭の把握に努め、支援するとともに、必要に応じて教育と福祉の連携を図ります。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに悩んだら、一人で抱え込まず、配偶者や祖父母、友人、また、保育所、幼稚園、小学校、中学校、相談機関などに相談し、解決に向けて行動します。 ・育児に疲れたときや困ったときには、こども家庭センターなどに相談し、地域の子育て支援サービスを活用します。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
こども家庭センター	支援の必要性が高い妊産婦・こども及びその家庭を中心に、自らの課題と支援内容を理解した上で円滑に支援を受けられるよう、その意見やニーズを聴取しながらサポートプランを作成し、継続的な支援を実施します。	子育て支援課

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
春日市要保護児童対策地域協議会	支援の必要性が高い妊産婦・子ども及びその家庭に対し、要保護児童対策地域協議会の構成機関がそれぞれの役割を果たしながら、連携してより良い支援につなげていきます。	子育て支援課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	春日市立小中学校に在籍する小中学生がいる支援が必要な家庭に対して、家庭訪問や面談を行い助言・支援等を行います。	学校教育課
養育支援訪問事業	様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業	家庭における養育が一時的に困難な状況となった児童の養育及び保護を実施します。また、親子入所の活用により、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援を行います。	子育て支援課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において教育・保育施設にて一時的に預かり、必要な保育を実施します。	こども未来課
子育て世帯訪問支援事業	支援が必要な子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家事及び育児に係る援助等の支援を実施します。	子育て支援課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言など必要な支援を実施します。	子育て支援課
DV被害者支援	DV相談に応じる中でこどもの心身への影響が懸念される場合は、必要に応じて関係機関と連携します。また、母子の保護が必要な場合は、母子生活支援施設への措置を検討します。	子育て支援課

小目標3 こどもの貧困問題を地域ぐるみで支える

【施策体系】

こどもの貧困問題を地域ぐるみで支える

目的① 困窮世帯やひとり親家庭を支援し、こどもの貧困問題を地域ぐるみで支える

[現状と課題]

令和6年に、こどもの貧困対策法が改正されました。その名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、「貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする」という目的が明記されています。

貧困状態にあるこどもは十分な食事や生活必需品を確保できないだけでなく、学習環境や進学機会が制限されることが多いため、これが学力や社会的スキルの不足、さらには将来の就労機会の減少といった形で負の連鎖を生み出すとされています。また、経済的な困難が親の心身の健康に悪影響を及ぼすことで、こどもに対して十分な愛情や関心を向ける余裕を奪ってしまい、こどもの心の安定や自己肯定感の形成にも支障が生じる可能性があります。

こども・若者アンケートでは、ひとり親家庭や暮らし向きが良くないと回答したこどもに関して、食事の頻度の低下や、健康状態が良くないと自覚している傾向、放課後や休日に一人で過ごすことが多い傾向が見受けられました。また、ひとり親家庭と回答した中学生について、「大学又はそれ以上」を将来の進学先として回答する割合が少なく、その理由として「家にお金がないと思うから」や「早く働く必要があるから」を選ぶ人も少なくありません。

このことから、本市においても、ひとり親家庭や暮らし向きの良くない世帯のこどもは、相対的に多くの場面で困難を抱えており、貧困がこどもの健全な成長に影響を与えていることがうかがえます。また、高校生年代と大学生年代以上の過半数が、若者の生活を良くするためには、お金の心配をせずに学ぶための支援が必要と回答しており、こども意見聴取においても同様の意見が出ていることから、貧困問題への対応やひとり親家庭への支援が引き続き求められます。

また、貧困は、就労の不安定さ、自身や家族の疾病や障がいなど、いくつもの要因が複合的に絡み合っていることも多くあります。このように、要因が複雑化・複合化すると周囲に助けを求めることが困難になりやすく、社会とのつながりの希薄化に拍車をかけるリスクが高まります。

このような「見えにくい貧困」の増加によって、こどもがその家庭環境によって不利益を被ることを防ぐためにも、経済支援などの各種支援に加えて、異変を察知し、迅速に適切な人や機関、行政窓口につなげられるような、地域の関係性構築も重要となります。

目的① 困窮世帯やひとり親家庭を支援し、こどもの貧困問題を地域ぐるみで支える

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・子育て家庭の生活の安定と自立を図り、家庭の経済状況にかかわらずこどもが健やかに成長できる環境を整備していきます。・生活に困窮する子育て家庭が貧困状態から早期に脱却することを支援するため、世帯の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援、就労支援等を行います。・こどもの貧困問題に関し、ひとり親家庭支援など、既存の関連事業を引き続き着実に実施していきます。

地域住民・団体・事業者等ができること
・こども食堂やフードパントリー※14、学習ボランティアなどを実施する中で、困窮世帯やひとり親家庭を支援します。
家庭ができること
・生活困窮によって子育て環境が悪化しないよう、相談機関を利用し、その解決に努めます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
生活困窮者自立相談支援事業	経済的に困っている人や生活上の様々な悩みを抱えている人を対象に、生活の安定を目指すための相談・支援事業を実施します。	福祉支援課
こどもの学習支援事業	基礎的な学習内容及び学習習慣の定着を目的として、小学校3年生を対象に、放課後に国語・算数の学びの補充を実施します。	福祉支援課 学校教育課
就学援助制度	経済的理由により就学が困難である小中学生の保護者に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費などの一部について助成を行います。	学校教育課
副食費補足給付事業 (未移行幼稚園)	生計の維持が困難な状況にある家庭のこどもが、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園を利用した場合に、副食費の一部を補助します。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭の親やこどもが医療機関を受診したときの医療費について、健康保険適用後に自己負担する一部負担金について支給します。	国保医療課
J R通勤定期の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の人に対し、J R通勤定期券の購入割引が受けられる乗車券購入証明書を発行します。	こども未来課
ひとり親家庭等への子育て・生活支援	ひとり親及び寡婦※15 が、就学や疾病などの事由により生活援助や子育て支援を必要とする場合に支援員を派遣するなど、子育て・生活支援を実施します。	こども未来課
ひとり親家庭への就業支援	ひとり親家庭の自立促進を図るため、就労に必要な知識・技能の習得支援や就労に向けた不安や課題の相談に応じ、保護者の安定した就労につながる支援を実施します。	こども未来課
ひとり親家庭への養育費確保等支援	ひとり親が養育費の確保のため法的手続等を利用する場合に、養育費の不払の解消を図るために補助金を支給するなど、養育費の履行確保等を支援します。	こども未来課

※14 生活に必要な食品を、必要とする人に無償または低価格で提供し、食の支援を行う取組

※15 配偶者がいない女性で、かつて扶養義務者として配偶者がいない状態で児童を扶養していたことがあるもの

第4章 施策の展開

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援を実施し、ひとり親家庭等の自立と生活の安定を支援します。	こども未来課
福岡県ひとり親サポートセンターとの連携	広報媒体を通じて、支援制度や相談窓口、講習会等の周知を行います。また、市とセンター間で支援情報を共有し、円滑な支援につなげていきます。	こども未来課

[評価指数と目標]

評価指数		前回調査 (令和元年度)	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
1	就学までに「子ども発達支援室」が対応したこどもの割合	—	17.9% (令和6年度)	15.0% (令和12年度)
2	「学校に行きづらいと感じることがある」「学校に行けていない」と回答したこども・若者の割合	小学生	—	21.3%
		中学生	—	18.4%
		高校生年代	—	25.3%
		大学生年代以上	—	24.4%
3	家族の世話により、やりたいけれどもできないことがあるこども・若者の割合	小学生	—	7.7%
		中学生	—	2.9%
		高校生年代	—	1.0%
		大学生年代以上	—	7.0%
4	子育てに不安や負担を感じる親の割合	就学前	8.4%	10.8% (令和5年度)
		小学生	10.5%	9.2% (令和5年度)
5	子育ての悩みとして「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」を挙げた親の割合	就学前	10.8%	9.2% (令和5年度)
		小学生	6.1%	5.3% (令和5年度)

評価指数		前回調査 (令和元年度)	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
6 家庭の経済状況が進学希望に影響していることものの割合	中学生	-	2.1%	2.0%
7 「生活に満足している」と思う子ども・若者の割合 ※0～10の選択肢で「7以上」と答えた割合	小学生	-	74.6%	75.0%
	中学生	-	73.2%	75.0%
	高校生年代	-	63.6%	65.0%
	大学生年代以上	-	57.0%	60.0%

基本目標4 地域の人々と家庭が共に寄り添う



小目標1 安心して子育てができる安全なまちをつくる

【施策体系】

安心して子育てできる安全なまちをつくる

目的① こどもが事件や事故に巻き込まれないようにする

[現状と課題]

現在、こどもを事件や事故から守るための対策は着実に進んでおり、防犯対策や交通安全対策の強化など、行政や地域社会が一体となって、様々な取組を行っています。

本市における、こども・若者が係わる交通事故の発生件数は、平成29年に242件であったのが令和6年には130件となっており、46.3%減少しています。特に中学生以下の発生件数は、40件から18件に半減しており、その負傷者数も90人から62人に減少しています。

一方で、本市における犯罪認知件数は、平成30年には600件であったのが令和6年は598件とほぼ同数となっており、空き巣等の窃盗犯罪は減少しているものの、詐欺等の知能犯罪が増加しています。件数に大きな変化はないものの、第1期春日市子ども・子育てすくすくプラン策定時（平成25年）の犯罪認知件数が1,189件であったことを踏まえれば、平成26年4月に春日警察署が開設されたこともあり、以前に比べて安全度が増しているとも言えます。

しかしながら、保護者アンケートにおいて、市に期待することとして、「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」を挙げた子育て中の親は多く、また、身近な地域の人に対しても「こどもが犯罪や事故にあわないよう見守ってほしい」との期待がもっとも大きいことから、依然として、こどもの安全面に関する高い期待があることがうかがえます。

また、近年、こどもに対する性暴力事件が報じられるたびに、社会全体でその問題を深刻に受け止め、対策の強化が進められてきました。令和6年には「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が成立し、令和8年12月から施行される予定であり、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者は、性暴力を防ぐための取組を実施することになります。

安心して子育てできる安全なまちづくりを実現することは、こどもの健全な成長を支えるための基礎となります。これまで培ってきたコミュニティ・スクールでのこどもの見守り体制なども継続しながら、引き続き、より安全で安心できる社会を築くための持続的かつ効果的な対策を地域社会全体で進めることが求められます。

目的① こどもが事件や事故に巻き込まれないようにする

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や自治会等の地域の関係団体と連携し、地域ぐるみでこどもの安全を守るための活動を促進します。 ・こどもの安全が脅かされる情報（不審者情報など）については、速やかに情報提供できるよう努めます。 ・こどもの安全安心なインターネット利用や、交通事故や犯罪から身を守るための啓発や教育を行います。 ・こどもへの性犯罪を防止するための環境整備を推進します。 ・公共施設、道路、公園などの生活環境の整備については、こどもやこども連れの保護者への配慮に努めます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの事故防止に注意を払いながら、通学路の安全確保への協力、定期的な防犯パトロールなどにより、地域でこどもを見守ります。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こども連れの深夜外出を控えるとともに、深夜にこどもが無断外出しないよう注意します。 ・いざというときに助けを呼べるよう「こども110番の家」の場所を親子で確認します。 ・安全な登下校のために、家庭でも交通ルールや防犯について話し、通学路の危険箇所の確認をこどもと一緒にいきます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
青パト隊事業	青パト隊による夜間パトロール活動を実施し、地域の安全確保を図ります。	安全安心課
ついで隊	市内居住者又は通勤・通学者に対し、日常生活の「ついで」に個人で行う防犯ボランティア「ついで隊」への加入促進に取り組みます。	安全安心課
こども110番の家	児童が身の危険を感じたときに安心して駆け込むことができる「こども110番の家」の推進に向けて、自治会連合会や市内小学校 PTA と連携して取り組みます。	安全安心課

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
通学路交通安全プログラム	関係機関（学校関係者、道路関係者、警察）と連携して、定期的な情報交換や協議、合同点検の実施など、通学路の安全対策を実施します。	地域教育課
コミュニティ・スクール	各校のコミュニティ・スクールの取組として、登下校時の見守り活動や事件・事故に巻き込まれないような授業を実施します。	地域教育課
防犯関連情報の発信	市内における不審者情報や詐欺の発生情報などに関する情報について、市公式LINEにより随時配信します。	安全安心課
防犯教育	中学生を対象とする犯罪被害の防止のため、警察署と連携しながら講座を開催し、性犯罪を含む犯罪被害防止のための注意喚起を行います。	安全安心課
交通安全啓発	市内小中学校において、自転車交通安全教育や模擬交通安全事故体験（スクエアドストレート方式）による交通安全教室などを実施します。	安全安心課
性被害の防止	こども性暴力防止法の義務対象施設となる公営施設において、特定性犯罪前科の有無の確認等必要な措置を適切に講じることにより、こどもへの性暴力を防止します。併せて、その他の義務対象施設及び認定対象施設に対し、積極的に情報の周知を行い取組を促進します。	こども未来課
歩道整備、公園整備におけるこどもの安全の確保	合同点検や地元、学校からの要望等に基づき安全に通行できる歩道整備を計画・実施します。また、公園内の樹木の剪定を実施し、園内の見通しを確保するとともに、防犯性の向上を図ります。	道路管理課 都市計画課

小目標2 こどもの元気な声を認めるおおらかなまちをつくる

【施策体系】

こどもの元気な声を認める
おおらかなまちをつくる

目的① 赤ちゃんの泣き声やこどもの元気な声を大切に
する地域の雰囲気醸成する

[現状と課題]

こどもが健やかに育つためには、自由に遊び、のびのびと自己を表現できる環境が必要です。地域社会全体がこどもの元気な声や遊ぶ姿を温かく受け入れることが、こどもが安心して過ごせる環

境をつくる基盤となります。しかし近年、都市化の進行や生活環境の変化により、こどもの声などが騒音として捉えられ、活動を抑制されるケースも出てきています。こうしたこどもへの制約は、結果として、その成長や心の発達に悪影響を及ぼす可能性があります。

本市においても少子高齢化や核家族化が進む中、地域社会の中で子育て家庭の減少が進行しており、住環境の変化や隣接する住戸間での生活音に対する感覚の違い、若い地域住民同士の交流機会の減少なども相まって、子育て家庭が周囲の目を気にして萎縮してしまう状況が生まれやすい環境となっています。

かつては地域全体でこどもを見守り、育てていましたが、保護者アンケートでも、「地域の人からこどものことで声を掛けてもらうことがある」と回答した保護者の割合は減少しています。これらの状況が進行し、「子育て」に対する社会の受容力が低下してしまうと、子育て家庭がますます地域社会から孤立し、安全性や周囲の目を気にしてこどもの自由な活動をより一層制限してしまうことにもつながりかねません。

このような状況を改善し、こどもが元気に遊び、自由に声を上げられる「おおらかなまち」を実現するためには、あらためて地域全体で「こどもの声は健全な成長の証であり、社会にとって大切なものである」という共通認識を醸成するとともに、こどもと親が積極的に地域社会に参画することができる環境を整えることが重要です。

本市では、学校・家庭・地域による「共育」の取組であるコミュニティ・スクールを基盤に、各地域の中で多彩なこどもの健全育成活動が行われており、また、こどもや子育てに関連する様々な団体等が活発に活動していることで、こどもたちと地域の関係は強いものになっています。こども意見聴取では「地域の人たちと関わりを持つことが大切」や「ボランティアなどで地域イベントに積極的に関わると良い」との意見もあり、この強みを活かしつつ、こどもの元気な声を「まちの活力」として捉え、地域全体でこどもたちを温かく見守るおおらかなまちづくりを進めていくことが大切です。

目的① 赤ちゃんの泣き声やこどもの元気な声を大切にする地域の雰囲気醸成する
[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや子育てに関する情報発信等を通じて、「子育て」に対する地域社会の受容拡大に努めます。 ・コミュニティ・スクールの取組により、学校・家庭・地域の三者が一体となって、こどもを育みます。 ・こどもと子育て家庭を地域と共に支えながら、こどもの成長の喜びを分かち合える子育てしやすい地域を目指します。 ・ファミリー・サポート・センター事業（79 ページ参照）の周知を図り、子育て経験者による子育て支援を推進します。

第4章 施策の展開

<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子と子育てに関連する活動や支援が、日常的につながりやすい環境を整備します。 ・こどもや子育てに関連する様々な団体や機関と連携を強化し、子育て支援ネットワークの構築を目指します。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親に対して温かな目で見守りながら、困っている状況を見かけたら気軽に声を掛け、手助けできる旨を伝えていきます。 ・地域の大人がこどもにとって安心できる存在となるよう、日頃から良好な関係性づくりを意識します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関して周囲への配慮を意識しながら、場面に応じた対応についてのマナーやモラルの向上に努めます。 ・こどもと一緒に地域の活動等に積極的に関わりながら、地域内でのコミュニケーションを図ります。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
「子育て」に関する情報発信	市報や市公式 LINE など様々な媒体を活用しながら、社会に向けた「子育て」に関する情報発信に努めます。	子育て支援課
子どもを育む活動情報紙「らいん」の発行	自治会、PTA、子ども会育成組織、放課後子供教室などが行う小中学生の体験活動や居場所づくりについて、それらの活動取材し、情報紙を発行します。	地域教育課
コミュニティ・スクール	市内全小中学校にてコミュニティ・スクールを展開し、学校・家庭・地域の三者が一体となって校区の中でこどもを育む取組の充実を図ります。	地域教育課
地域で子どもを育てる交流会	学校・家庭・地域の三者が日頃の取組の成果や情報を共有して、三者のつながりを深める交流会を実施します。	地域教育課
地域子育てサロンへの支援	各自治会等が実施する子育てサロンの要望に応じて、子育てに関する制度や施策の情報提供や、市が把握する地域資源等との連携支援を実施します。	子育て支援課
赤ちゃんの駅の募集・周知	子育てを地域社会全体で支援していくため、公共・民間施設において「赤ちゃんの駅」への協力施設を募集し、周知します。	子育て支援課
児童センター（地域コミュニティ交流活動促進事業）	児童に係わる地区の行事に協力・参加するとともに、団体やサークルに対して事業の企画・実施のノウハウの提供等の支援を行います。	こども未来課
市民図書館における参加型事業	市民図書館において、児童を対象に絵本の読み聞かせとわらべうたの紹介を実施します。	文化スポーツ課

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
子育て応援の店推進事業（県事業）の周知	安心して子育てができるように、子育て応援の店の情報について、各種広報媒体を利用して周知していきます。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業の周知	子育ての手伝いをしたい人と、子育ての手伝いをしてほしい人との相互援助活動を周知し、地域の子育て経験者による子育て支援を推進します。	子育て支援課
こども・子育て支援拠点整備事業※ ⁵ （子育て支援のための活動場所の整備）	子育て支援のための活動場所を整備し、子育てに関する課題を抱えた人が、子育て支援団体や行政のネットワークにつながりやすい環境を整えます。	経営企画課 こども未来課
こども食堂ネットワークへの支援	こども食堂ネットワークに対し、国や県の事業等の情報提供や新規運営事業者の参加を促し、地域における連携体制の充実を図っていきます。	こども未来課

小目標3 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

【施策体系】

孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

目的① 孤立を防ぎ、気軽に相談できる環境づくりを推進する

[現状と課題]

かつて当たり前存在していた親族や近隣住民とのつながりが減少し、育児や生活に関する悩みを抱えたときに相談できる相手がない子育て家庭が増えています。

本市においても、保護者アンケートにおいて、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がない親の割合が増加していることから、「孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる」ことを重点課題と捉えています。

現代の子育て家庭は、共働きや転勤、引っ越しといった社会活動が活発なため、こどもがいない時期から地域コミュニティとのつながりが希薄であり、妊娠・出産を迎えることで社会との接点が切断されやすく、出産後も少子化の中で同じ境遇や悩みを持つ人とつながりにくい、といった特徴を抱えています。また、プライバシー保護を重視する傾向も重なり、家庭環境が閉鎖的で孤立につ

※5 この事業に伴う具体的な施設整備の内容は、本計画の一部として位置付ける「こども・子育て支援拠点整備基本構想」及び関連設計を参照

第4章 施策の展開

ながりやすい状況となっています。

こうした家庭環境においては、孤立感や不安を感じながらも「他人に迷惑をかけたくない」「相談することで自分の育児の失敗を指摘されるのではないか」「家庭の中を必要以上に詮索されたくない」という思いから、支援を求めることをためらいがちです。また、地域交流が少ないことで、親同士が情報を共有し、助け合える機会が少なくなっており、実際に保護者アンケートにおいても、気軽に相談できる先として隣近所の人を挙げた親は減少しています。

加えて、同アンケートで気軽に相談できる先として行政機関や相談窓口を挙げた親は微増しているものの、依然として少数にとどまっています。これは、相談窓口の存在を十分に認知していなかったり、認知していたとしても相談に踏み出せずにいる子育て中の親が一定数いることを示しています。

このため、こうした親に対しても適切な対応ができるよう、アウトリーチ^{※16}による取組や敷居の低い相談窓口の整備、効果的な相談先の周知を進めるなど、気軽に相談できる体制を構築していく必要があります。

孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちを実現することは、子育て家庭が安心して暮らせる社会の基盤を築くだけでなく、地域住民全体のつながりや支え合いを強化し、地域社会全体の活力を高めることにもつながります。子育て家庭が一人で悩みを抱え込むことなく、地域全体で安心して子育てできる環境を整備することが今後の大きな課題といえます。

目的① 孤立を防ぎ、気軽に相談できる環境づくりを推進する

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・子育てに不安を感じたときに、すぐに相談できる窓口を充実させます。・身近なところで子育てに関する相談や支援が受けられるよう環境整備を図ります。・相談に至らず、孤立しがちな市民に対し、相談しやすい環境を整備します。・必要な相談先につながるができる情報の周知に努めます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none">・子育て家庭が地域で孤立しないように、近所同士がお互いに声を掛け合います。・利用者以外の子育て中の保護者等からも相談を受けるなど、幼稚園や保育所でも子育て支援を実施します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none">・不安なこと、困ったことがあれば、一人で抱え込まず、身近な人や幼稚園・保育所・学校、行政の窓口などに相談します。・幼稚園の未就園児教室や保育所の園庭開放、児童センター、公園などに出かけ、子育て中の保護者との交流を積極的に図ります

※16 支援を必要とするこどもや家庭に対し、支援機関が訪問や連絡などで積極的に働きかける取組

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
こども家庭センター	こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援員による当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。また、様々な専門の資格を持つ職員が、相談内容に応じて必要な支援につなげるなど、安心して妊娠・出産・子育てができるよう相談支援を実施します。	子育て支援課
地域子育て相談機関	気軽に立ち寄れる身近な場所で子育てなどに関する相談ができるよう、公立保育所等に地域子育て相談機関を設置します（令和7年4月1日から昇町保育所に地域子育て相談室を設置）。	子育て支援課 こども未来課
地域子育て支援拠点事業（相談支援）	子育ての知識と経験を有する子育て支援員を配置し、課題を有する子育て親子への積極的な声かけ等により、相談しやすい環境の整備を行い、育児不安等の解消に努めます。	こども未来課
地域支援（園庭開放など）	各保育所で地域の子育て家庭との交流を通じて、子育てに関する相談や支援を行います。また、その一環として、就学前の児童とその保護者を対象に園庭開放を実施します。	こども未来課
すくすく育児相談	保健師・管理栄養士による離乳食、育児、予防接種などの育児相談を実施します。	子育て支援課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期に渡り、面談等により切れ目ない伴走型相談支援事業 ^{※17} を実施します。	子育て支援課
健診未受診者等訪問	乳幼児健診未受診者を把握し、保健師が家庭訪問を行います。	子育て支援課
未就園児等全戸訪問事業	所属のない未就学児等に対して家庭訪問を実施し、子育てガイドすくすくを手交して悩みや困り事の相談先について情報提供します。	子育て支援課
相談場所の周知	市ウェブサイト、SNS、子育てアプリによるプッシュ型 ^{※18} の配信など様々な媒体を活用し、相談窓口を周知します。	子育て支援課

※17 妊娠期から面談を通じて、情報提供や出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ事業

※18 申請や相談を待たず、行政が主体的に対象者へ必要な情報提供や支援の案内を行う取組手法

第4章 施策の展開

[評価指数と目標]

評価指数		前回調査 (令和元年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1 春日市における犯罪認知件数 ^{※19}		600件 (平成30年)	598件 (令和6年)	500件
2 こども・若者(24歳以下)が係わる交通事故の発生件数 ^{※20}		242件 (平成29年)	130件 (令和6年)	120件
3 市に期待することとして、「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」を選んだ親の割合	就学前	59.5%	41.2%	35.0%
	小学生	61.7%	51.0%	45.0%
4 地域の人からこどものことで声を掛けてもらうことがあると回答した親の割合	小学生	63.6%	54.8%	60.0%
5 子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合	就学前	3.4%	5.4%	4.0%
	小学生	7.2%	9.3%	8.0%
6 子育てに関して気軽に相談できる先として行政機関や相談窓口を挙げた人の割合	就学前	9.7%	10.9%	12.0%

※19 福岡県刑法犯市区町村別認知件数(福岡県警察本部)

※20 「交通年鑑(福岡県警察本部)」の市区町村別こども関連交通事故発生状況・市区町村別若年層関連交通事故発生状況

基本目標5 多様な暮らし方に合わせた環境をつくる



小目標1 仕事と生活のバランスが取れた良好な子育て環境をつくる

【施策体系】

仕事と生活のバランスが取れた良好な子育て環境をつくる

目的① ワーク・ライフ・バランスを推進し、良好な子育て環境を確保する

[現状と課題]

共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、子育てと仕事の両立が親にとって大きな課題となっています。保護者アンケートでは、こどもと接する時間が少ないと思う親が増加していますが、女性のフルタイム就労者の増加に伴って、特に小学生の母親にその傾向が見られます。また、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」と感じる保護者も少なからず存在しており、特にこどもの世話をまだまだ手がかかる就学前児童の保護者において、その傾向が顕著です。このように、育児と仕事のバランスを取ることの難しさから、多くの家庭が子育てと仕事の両立に困難さを感じている実態があります。

特に、長時間労働を余儀なくされる、又は柔軟な勤務形態を取りにくい職場環境は、こどもとの関わりが減ることによる親子関係の希薄化や育児に対する自己肯定感の低下を招く恐れがあります。また、こども自身も親が疲弊している姿を日常的に見ることで、心理的な不安や孤独を感じやすくなり、情緒面や発達面に悪影響を与えることが懸念されます(こども・若者の意見等について、基本目標2-小目標1[現状と課題]参照)。

保護者アンケートでは、「子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じていること」について、こどもの就学前後にかかわらず、父親は「就労時間が長い、残業が多い」が、母親は「急な用事ができたときや、こどもが病気になったときに面倒を見てくれる人がいない」が前回同様に最も多く、子育てと仕事の両立支援で企業に期待することとして「こどもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」と回答した保護者が8割を超えていること、「仕事と子育ての両立しやす

第4章 施策の展開

い環境づくりについての企業への啓発を進めること」を市に期待する保護者が多いことの一因と考えられます。

仕事と生活のバランスが取れた良好な子育て環境を整えることは、親と子どもが共に心身ともに健やかに成長し、家庭生活の質を高めるだけでなく、企業にとっても従業員の生産性向上や離職率の低減といった効果が期待できます。地域、企業、行政が一体となって親を支え、子育てと仕事の両立を実現できる社会を築くことが、子どもたちの未来と地域社会全体の活力を生み出す基盤となります。

目的① ワーク・ライフ・バランスを推進し、良好な子育て環境を確保する

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・働く親が個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるよう、保育や子育てに関する情報を提供します。 ・仕事と生活を調和させながら働き続けることができる育児休業制度の定着・促進に努め、男女共同参画の啓発推進を図ります。 ・産後休暇や育児休業から職場復帰する保護者に対し、優先して保育所の利用調整をすることにより、円滑な職場復帰を支援します。 ・男女の固定的性別役割分担^{※21}に縛られず、個人の考えを尊重し、家庭における子育てについては男女の共同責任という意識の醸成を図ります。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の中で地域活動に参加する人が固定しないよう、家庭ぐるみで活動できる行事を企画したり、普段地域活動に参加しない保護者や子どもに積極的に参加を促したりします。 ・教育や地域活動において、男女平等の対応を心掛け、性にかかわらず、その個性と能力を發揮できるよう支援します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和のために、家庭の中における役割分担について話し合い、お互いに協力します。 ・男性も女性も積極的に育児休業を取得します。 ・男性も女性も子どもと触れ合う時間の確保に努め、仕事とのバランスを取りながら、子育てを積極的に実施します。

[具体的な施策・事業]

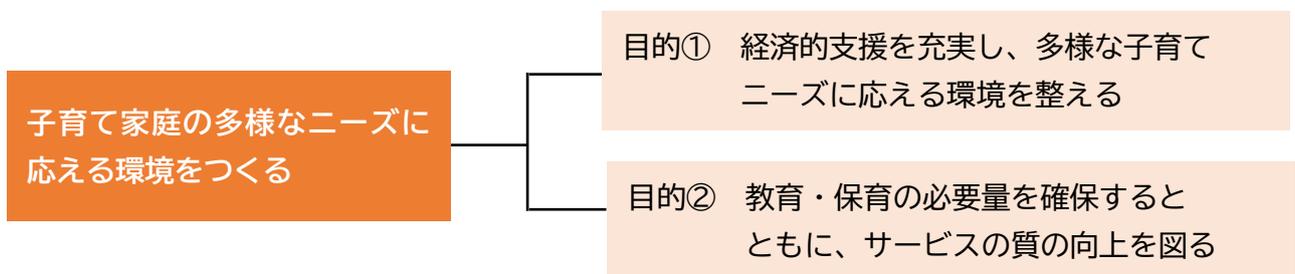
施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
利用者支援事業	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。	子ども未来課

※21 「男性は仕事、女性は家庭」など、性別を理由として役割を固定的に分けること

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
子育て応援宣言企業登録制度（県事業）の周知	春日市内の企業に対し、仕事と子育ての両立を支援する「子育て応援宣言企業」の登録制度についての周知を行います。また、子育て世帯が多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「子育て応援宣言企業」の登録制度について、各種広報媒体を活用して周知していきます。	こども未来課
男女共同参画の推進	固定的性別役割分担意識を解消するため、講座等を開催し、情報提供や労働に関する法制度の周知を図ります。	人権男女共同参画課
職場復帰する保護者の保育所への優先入所	育児休業から職場復帰する保護者に対し、加点をつけて保育所の利用調整を実施します。	こども未来課
父親参加型事業の推進	父親や妊婦のパートナーを対象に、今後の出産・育児について考える機会となる参加型事業を実施します。	子育て支援課

小目標2 子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる

【施策体系】



〔現状と課題〕

共働き世帯の増加といった親の就業形態の変化や、世帯人員の減少などの家庭形態の変容、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、様々なニーズに合った支援を受けられる環境の整備が求められています。中でも、経済的支援の充実が、保護者アンケートで「市に期待すること」の最も多くを占めました。前回調査から回答割合がやや上昇しており、物価高騰が続く中、経済的不安を感じる子育て家庭が増加している可能性があります。

また、これまでは保育所の定員見直しをはじめとした量の拡充に取り組んできましたが、待機児童の解消など一定の成果を得られたことから、今後は既存の施策について、更なる質の向上へ重点を移していく必要があります。

第4章 施策の展開

こども・若者アンケートにおいても、子育てに近い世代である大学生年代以上の3割以上が、今後も春日市で暮らすためには、出産・子育てのしやすい環境が必要と考えており、こども意見聴取の場でも「自分の親を見て大変そうだと思う」「自分にこどもを育てられるか不安がある」「経済的な拘束があるだけで、結婚・子育て・教育は難しくなる」などの声が挙がっていました。このため、将来を担うこども・若者が抱える「親になる不安」を解消するためにも取組を充実していく必要があります。

多様な子育てニーズに応える環境は、全ての家庭が安心してこどもを育てることができ、こどもが将来に夢を持って健やかに育つ社会を実現する基盤となります。この環境をつくるためには、幼児教育・保育事業者をはじめ、企業やボランティア団体、地域住民などの多様な主体と行政が力を合わせ、地域資源を最大限に活用して取り組み、子育て家庭を地域全体で支えていくことが不可欠です。

本市においては、春日新50年プランに基づき令和6年3月に策定した「春日市中央部市民活動交流拠点複合施設基本構想及び土地利用基本構想」において、「昇町福祉エリア」を「こども・子育て支援の拠点」と位置づけています。このため、同構想に基づく都市基盤整備も勘案しながら、子育て家庭の多様なニーズに応える環境整備を検討していきます。

目的① 経済的支援を充実し、多様な子育てニーズに応える環境を整える

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、子育てに係る経済的支援の充実を図ります。 ・子育て中の親子が気軽に利用できる居場所やサービスの充実に努めます。 ・病気等で保育所や幼稚園などで集団保育が困難な場合でも、保育できる体制を整備します。 ・共働き家庭等の児童の放課後の生活の場を整備し充実に努めます。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや子育てに関わる機関・団体は、お互いに連携することで、多様な子育てニーズに対応できるよう支援します。 ・教育・保育施設などにおいても、積極的に一時預かりを実施し、保護者のニーズに応える体制を整備します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、子育て支援サービスを活用することにより、個々の家庭に合った子育てをしていきます。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
妊婦支援給付金	全ての妊産婦が安心して出産・子育てすることができるよう、妊婦支援給付金を支給します。	子育て支援課

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、児童を養育している人に手当を支給します。	こども未来課
こども医療費支給制度	高校生世代までのこどもが医療機関を受診したときの医療費について、健康保険適用後に自己負担する一部負担金額を支給します。	国保医療課
保育料の保護者負担軽減	就労の多様化、核家族化、保育ニーズの多様化などに対応するため、よりこどもを育てやすい環境になるよう国基準よりも保育料を引き下げます。また、福岡県の第3子以降無償化事業を実施することで、多子世帯の負担軽減を図ります。	こども未来課
こども・子育て支援拠点整備事業 ^{※5} (親子交流ふれあいスペースの整備)	親子が気軽に訪問し、親同士の交流や子育てに関連した活動に参加できる居場所を整備します。	経営企画課 こども未来課
子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事などの事由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童の養育を支援します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手伝いをしたい人と、子育ての手伝いをしてほしい人との相互援助活動を促進し、安心して社会生活ができる環境づくりに取り組みます。	子育て支援課
一時預かり事業	保護者のパート就労や病気、看護、冠婚葬祭、出産や育児からのリフレッシュの際に、教育・保育施設で乳幼児を一時的に預かります。	こども未来課
乳児等通園支援事業	保育所等において、満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及び保護者の心身の状況及び養育の状況を把握するための保護者との面談並びに保護者への子育てについての情報提供、助言その他の援助を行います。	こども未来課
病児保育事業	病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、医療機関や保育所等に設けられた専用スペース等で一時的な保育等を実施します。	子育て支援課
放課後児童クラブ	放課後などにおいて保護者が不在の家庭の児童が、各学校敷地内に設置した施設で安全に楽しく過ごすことができる場を整備します。	地域教育課

※5 この事業に伴う具体的な施設整備の内容は、本計画の一部として位置付ける「こども・子育て支援拠点整備基本構想」及び関連設計を参照

第4章 施策の展開

目的② 教育・保育の必要量を確保するとともに、サービスの質の向上を図る

[施策の方向]

市（行政）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・保育が必要なこどもが待機することなく、保育所に入所できるような提供体制の確保を図ります。 ・幼児教育・保育の提供体制の充実を図るため、保育人材確保の取組を実施します。 ・職員の研修参加を促し、教育・保育の質の向上に努めます。 ・教育・保育等への財政的支援を通して、最低基準の遵守はもとより、保育の質の向上を図ります。
地域住民・団体・事業者等ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流や災害時の協力体制などを通じて、幼稚園や保育所との連携に努めます。 ・こどもを温かい目で見守り、幼稚園や保育所を支援します。
家庭ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育所の助言を活かし、こどもの望ましい生活習慣の確立に努めます。 ・幼稚園や保育所での出来事を自宅で話し合い、こどもの前向きな気持ちや成長を後押しします。

[具体的な施策・事業]

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
教育・保育事業	教育・保育のニーズに応じた供給量を確保するとともに、多様化する子育てニーズに対応する環境を整備します。	こども未来課
保育士確保支援事業 （保育士・保育現場の 魅力発信）	保育施設等への就業を希望する人が園の雰囲気や仕事内容等を直接聞くことができる場を提供します。また、中高生に対し、将来の就業希望につながるよう魅力を発信します。	こども未来課
保育士確保支援事業 （保育士等人材バンク）	保育人材の確保を促進するため、就業を希望する人と施設のマッチングの機会を提供します。	こども未来課
保育士確保支援事業 （潜在保育士研修）	離職から時間が経過するなど復職への不安から就労を迷っている有資格者に対し、保育の分野ごとの研修を実施することで不安を解消し、再就労へとつなげるよう手助けします。	こども未来課
特定教育・保育施設対象研修事業	特定教育・保育施設 ^{※22} を対象に、重大事故防止のための研修会を開催します。また、教育・保育実践の向上や専門知識を高めるための研修会を開催し、施設全体の専門性の向上を図ります。	こども未来課

※22 子ども・子育て支援法に基づき、市町村の確認を受けて教育・保育を行う施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

施策・事業名	施策・事業の概要	担当所管
保育所運営補助金	保育所の安定的な運営及び児童福祉の増進を目的に、市内私立保育所に対し、運営費の補助を行います。	こども未来課
届出保育施設助成事業	届出保育施設における保育の質の向上を目的に、市内届出保育施設に対し、運営費の補助を行います。	こども未来課
私立幼稚園運営補助事業	幼稚園教育の振興を目的に、市内私立幼稚園に対し、運営費の補助を行います。	こども未来課

[評価指数と目標]

評価指数		前回調査 (令和元年度)	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
1 育児、介護休業制度の整備をしていない市内の業者の割合※23	事業者	46.4% (平成29年度)	34.5% (令和5年度)	30.0%
2 子育てと仕事を両立させる上で、こどもと接する時間が少ないと回答した親の割合	小学生 (母親)	29.3%	37.2% (令和5年度)	30.0%
	小学生 (父親)	34.0%	33.1% (令和5年度)	30.0%
3 子育ての悩みとして「子育てに関して配偶者などの協力が少ない」を挙げた親の割合	就学前	5.4%	5.8% (令和5年度)	5.0%
	小学生	9.3%	5.3% (令和5年度)	5.0%
4 ふだん家族の間で会話などのコミュニケーションが「あまりできていない」「まったくできていない」と回答した親の割合	小学生	9.8%	6.5% (令和5年度)	5.0%
5 子育ての悩みとして「子育てにお金がかかりすぎる」を挙げた親の割合	就学前	22.9%	23.2% (令和5年度)	20.0%
	小学生	24.8%	27.9% (令和5年度)	25.0%

※23 「競争入札参加資格審査申請事業者に対する男女共同参画進捗状況報告」の調査項目

巻末資料

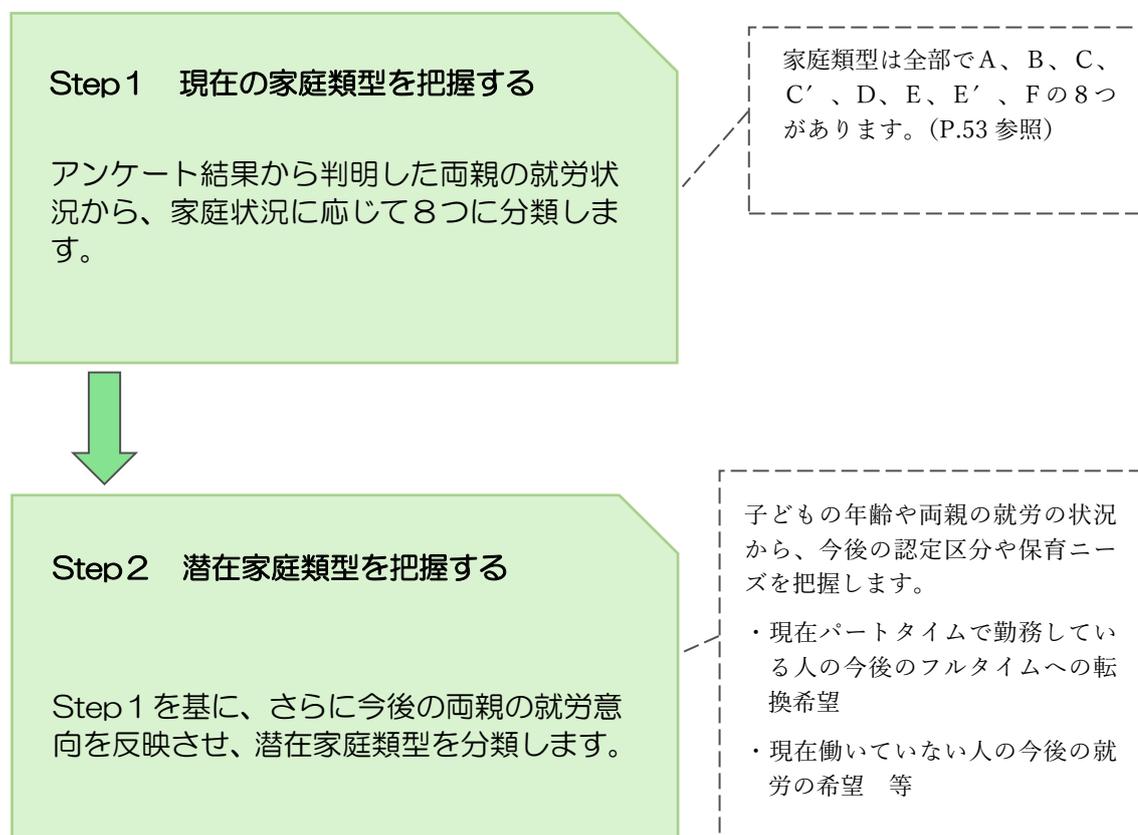
1. 第3期春日市子ども子育て支援事業計画（第3章抜粋）

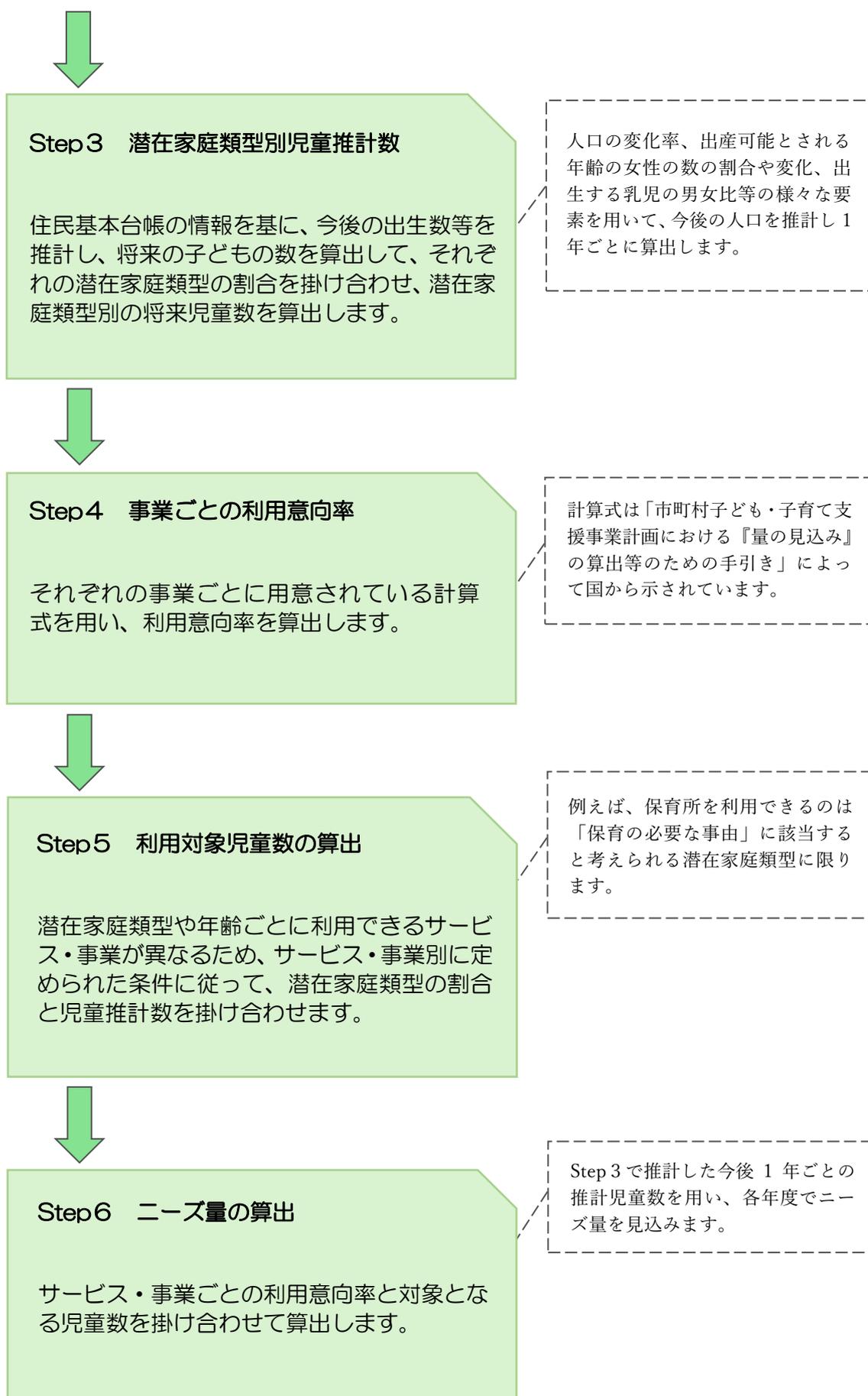
1 量の見込みの算出

子ども・子育て支援事業計画では、子育て中の保護者へのニーズ調査等を基に、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、その結果を踏まえ、量の見込みを推計し、それに対する「確保方策」の具体的な目標を設定して、年次的な計画を策定していきます。

1. 量の見込みの算出の計算方法

量の見込みは幼稚園、保育所、保育認定等の項目ごとに、アンケート結果からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。





2. 量の見込みの考え方

量の見込みの算出に際しては、国の手引きを基本としつつ、必要なサービスの供給量や実績値との乖離を分析し、補正を行う等、以下の4つの手法を用いて算出しています。

①国の手引きに準じて算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。

②国の手引きの算出結果を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出結果を補正することで対応しました。

③算出式を用いず算定

利用者支援事業等、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、算出式を用いずに量の見込みを算出しました。

④過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業ごとに過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市では、生活圏がおおむね市全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされており大きな偏りが見られないこと、施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするため等の理由から、市全体を一つの提供区域と考え、事業を実施することとしました。ただし、放課後児童クラブに関しては、提供区域を小学校区ごとに設定します。本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所（園）	市全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		市全域
	時間外保育事業		市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		市全域
	放課後児童クラブ		小学校区
	子育て短期支援事業		市全域
	乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		市全域
	地域子育て支援拠点事業		市全域
	一時預かり事業		市全域
	病児・病後児保育事業		市全域
	ファミリー・サポート・センター事業		市全域
	妊婦に対する健康診査		市全域
	産後ケア事業	(新設)	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	(新設)	市全域
児童育成支援拠点事業	(新設)	市全域	
親子関係形成支援事業	(新設)	市全域	

3 教育・保育施設の充実

1. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

①本市の考え方

本市は、子ども・子育て支援法に基づき、量の見込みに対し供給可能な量に不足が生じる場合、令和7年度から令和11年度までの5か年で計画的に提供体制の確保に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等による量の見込みの変動に伴い、計画の途中で必要に応じて見直しを行う場合があります。

見直しにより、量の見込みが供給可能な量を超えることになった場合は、認定こども園の整備等、新たな確保方策も検討し、待機児童の解消を図ります。

②教育・保育認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から教育・保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。

教育・保育認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	子どもの年齢が満3歳以上 教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもの年齢が満3歳以上「保育の 必要な事由」に該当	保育所・認定こども園
3号認定	子どもの年齢が満3歳未満「保育の 必要な事由」に該当	保育所・認定こども園

③量の見込みと確保の方策の読み方

教育・保育分野の事業においては教育・保育給付認定（1号・2号・3号）ごとに量の見込みと確保方策を明示します。

2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては、第2期計画では0歳児（3号認定Ⅰ）、1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みましたが、第3期計画では国の手引きに従い、さらに1歳児（3号認定Ⅱ）と2歳児（3号認定Ⅲ）を分けて見込みました。

量の見込みが供給可能な量を超える場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

2. 教育・保育施設の事業計画

① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

【算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート調査	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,040	1,009	952	922	913
供給可能な量②	966	972	981	986	988
過不足 ②－①	－74	－37	29	64	75

②：市内の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

【確保の方策】

ニーズに応じて定員の見直しを行う等により確保します。

② 2号認定 I（幼稚園の希望が強いとされるもの）

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育園・認定こども園を利用することができますが、保護者が幼稚園を希望する場合は、「2号認定 I（幼稚園の希望が強いとされるもの）」に該当します。

【算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	現在、幼稚園を利用していると回答し、かつ、今後特に幼稚園（預かり保育を併せて利用する場合を含む。）の利用を強く希望すると回答した人

【量の見込み】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	174	168	159	154	152
供給可能な量②	174	168	159	154	152
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

(人)

②：市内の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※確認を受けない幼稚園を含む。

③ 2号認定Ⅱ（認定こども園・保育所）

2号認定Ⅱは満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）の児童数を除いた数が該当します。

【算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、2号認定Ⅰを除く

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,515	1,470	1,387	1,343	1,330
供給可能な量②	1,482	1,542	1,542	1,632	1,632
②-1	1,224	1,284	1,284	1,374	1,374
②-2	258	258	258	258	258
過不足 ②-①	-33	72	155	289	302

②-1：市内の教育・保育施設（認定こども園・保育所）

②-2：市内の企業主導型保育施設の地域枠

【確保の方策】

令和7年度以降に、認可保育所の建て替えを行い、定員増を図ります。
 既存施設の改修等や認可保育所の年齢ごとの定員の見直しを検討します。
 ニーズを十分踏まえながら、幼稚園の認定こども園への移行を進めます。

④ 3号認定 I（0歳児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児、1歳児、2歳児に分けて量を見込みます。

【算出方法】

対象年齢	0歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	231	226	223	219	216
供給可能な量②	284	284	284	284	284
②-1	208	208	208	208	208
②-2	76	76	76	76	76
過不足 ②-①	53	58	61	65	68

②-1：教育・保育施設（認定こども園・保育所）

②-2：市内の企業主導型保育施設の地域枠

⑤ 3号認定Ⅱ（1歳児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児、1歳児、2歳児に分けて量を見込みます。

【算出方法】

対象年齢	1歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	508	528	518	510	501
供給可能な量②	433	443	443	463	463
②-1	335	345	345	365	365
②-2	98	98	98	98	98
過不足 ②-①	-75	-85	-75	-47	-38

②-1：教育・保育施設（認定こども園・保育所）

②-2：企業主導型保育施設の地域枠

【確保の方策】

令和7年度以降に、認可保育所の建て替えを行い定員増を図ります。

既存施設の改修等や認可保育所の年齢ごとの定員の見直しを検討します。

ニーズを十分踏まえながら、幼稚園の認定こども園への移行を進めます。

⑥ 3号認定Ⅲ（2歳児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児、1歳児、2歳児に分けて量を見込みます。

【算出方法】

対象年齢	2歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	519	495	513	504	497
供給可能な量②	487	507	507	537	537
②-1	368	388	388	418	418
②-2	119	119	119	119	119
過不足 ②-①	-32	12	-6	33	40

②-1：教育・保育施設（認定こども園・保育所）

②-2：企業主導型保育施設の地域枠

【確保の方策】

令和7年度以降に、認可保育所の建て替えを行い、定員増を図ります。

既存施設の改修等や認可保育所の年齢ごとの定員の見直しを検討します。

ニーズを十分踏まえながら、幼稚園の認定こども園への移行を進めます。

⑦ 0歳～2歳の保育利用率

国の指針で、3歳未満の子ども全体数に占める保育定員の割合の目標値を定めることとされています。

【算出方法】

対象年齢	0歳～2歳
算出方法	保育利用率 = 3号認定の利用定員 ÷ 推計児童数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	2,382	2,359	2,361	2,323	2,287
3号認定の利用定員（人）	1,204	1,234	1,234	1,284	1,284
保育利用率（%）	50.5	52.3	52.3	55.3	56.1

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

1. 利用者支援事業

市区町村等の窓口や保健センター等で、妊娠・出産や母子の健康、保育サービス等の利用に関する相談に応じ、地域の保育所や各種保育サービス、母子健康サービスに関する情報提供やその利用の支援等を行うものです。

子どもや保護者が、身近な場所で、支援事業計画に基づく事業をはじめ、様々な社会的資源の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

市では、春日市いきいきプラザに設置しているこども家庭センターで基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型を、春日市役所で特定型を実施しています。また、昇町保育所に地域子育て相談機関を設定し、市民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じて機関の確保について検討していきます。

【算出方法】

算出方法	算出式を用いず算出 ※妊婦等包括相談支援事業型については、国の手引きに準じて算出
------	---

【量の見込み】

(基本型)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
供給可能な量②	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	—	—	—	—	—

①②：実施箇所数

(地域子育て相談機関)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
供給可能な量②	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	—	—	—	—	—

①②：実施箇所数

(特定型)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
供給可能な量②	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	—	—	—	—	—

①②：実施箇所数

(こども家庭センター型)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
供給可能な量②	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	—	—	—	—	—

①②：実施箇所数

(妊婦等包括相談支援事業型)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	妊娠届出数 825 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,475回	妊娠届出数 811 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,433回	妊娠届出数 799 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,397回	妊娠届出数 786 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,358回	妊娠届出数 774 1組当たり 面談回数 3回 面談実施合 計回数 2,322回
供給可能な量②	2,475回	2,433回	2,397回	2,358回	2,322回
過不足 ②-①	—	—	—	—	—

2. 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等の通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

ニーズに応じて、受け入れ体制を整備しています。

【算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間を18時以降と回答した人

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	935	916	889	867	856
供給可能な量②	935	916	889	867	856
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収360万円未満相当の世帯は、副食費の実費負担が減免されています。

新制度未移行幼稚園の利用者についても、同様の支援を行うため、年収360万円未満相当の世帯が実費で負担した副食費の全額または一部を補助する事業です。

【算出方法】

算出方法	算出式を用いず算出
------	-----------

【確保の方策】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

4. 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に放課後児童クラブ舎や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。ニーズに応じ、小学校の余裕教室を活用する等の柔軟な対応を行っています。

【算出方法】

算出方法	過去の実績に基づき算出
------	-------------

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ^①	1,315	1,256	1,225	1,195	1,142
1年生	410	385	396	383	353
2年生	404	384	360	369	353
3年生	265	252	243	226	232
4年生	161	163	153	147	137
5年生	54	52	53	49	48
6年生	21	20	20	21	19
供給可能な量 ^②	1,315	1,256	1,225	1,195	1,142
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

【須玖小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	91	91	85	83	85
1年生	28	31	23	28	30
2年生	27	26	29	22	26
3年生	20	17	17	18	14
4年生	12	12	10	10	11
5年生	3	4	4	3	3
6年生	1	1	2	2	1
供給可能な量②	91	91	85	83	85
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

【春日小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	134	136	130	129	120
1年生	45	44	38	43	34
2年生	42	42	41	35	39
3年生	25	27	27	27	22
4年生	15	16	17	17	17
5年生	5	5	5	5	6
6年生	2	2	2	2	2
供給可能な量②	134	136	130	129	120
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

【春日西小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	139	133	131	126	122
1年生	43	41	41	38	39
2年生	45	41	40	39	36
3年生	26	28	26	25	25
4年生	17	16	17	16	15
5年生	6	5	5	6	5
6年生	2	2	2	2	2
供給可能な量②	139	133	131	126	122
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

【天神山小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	142	131	126	115	100
1年生	43	38	43	31	27
2年生	41	40	35	40	28
3年生	31	25	25	22	25
4年生	18	19	15	15	13
5年生	7	6	6	5	5
6年生	2	3	2	2	2
供給可能な量②	142	131	126	115	100
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

【大谷小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	95	88	88	86	85
1年生	33	25	32	27	30
2年生	28	30	22	29	24
3年生	20	17	19	14	18
4年生	10	12	10	11	8
5年生	3	3	4	3	4
6年生	1	1	1	2	1
供給可能な量②	95	88	88	86	85
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【春日南小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	180	166	163	155	148
1年生	60	44	55	46	46
2年生	58	57	42	52	44
3年生	30	36	35	26	32
4年生	22	19	22	22	16
5年生	7	7	6	7	7
6年生	3	3	3	2	3
供給可能な量②	180	166	163	155	148
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【春日原小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	77	67	69	69	68
1年生	21	18	27	23	23
2年生	26	19	16	25	20
3年生	17	16	12	10	16
4年生	9	10	10	7	6
5年生	3	3	3	3	2
6年生	1	1	1	1	1
供給可能な量②	77	67	69	69	68
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【春日東小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	145	149	139	135	133
1年生	48	51	37	46	41
2年生	42	46	49	35	44
3年生	28	27	29	30	22
4年生	18	17	16	17	18
5年生	6	6	6	5	6
6年生	3	2	2	2	2
供給可能な量②	145	149	139	135	133
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【春日北小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	94	85	84	88	83
1年生	25	24	30	31	25
2年生	31	24	22	28	29
3年生	21	19	15	14	17
4年生	11	13	12	9	8
5年生	4	4	4	4	3
6年生	2	1	1	2	1
供給可能な量②	94	85	84	88	83
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【春日野小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	94	85	82	79	75
1年生	24	23	27	25	22
2年生	31	23	22	25	23
3年生	20	20	15	14	16
4年生	12	13	12	9	9
5年生	5	4	4	4	3
6年生	2	2	2	2	2
供給可能な量②	94	85	82	79	75
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【日の出小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	60	63	64	63	59
1年生	20	24	20	20	18
2年生	16	18	22	19	18
3年生	14	10	12	14	12
4年生	7	8	6	7	8
5年生	2	2	3	2	2
6年生	1	1	1	1	1
供給可能な量②	60	63	64	63	59
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

【白水小学校区】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	64	62	64	67	64
1年生	20	22	23	25	18
2年生	17	18	20	20	22
3年生	13	10	11	12	13
4年生	10	8	6	7	8
5年生	3	3	3	2	2
6年生	1	1	1	1	1
供給可能な量②	64	62	64	67	64
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

5. 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童やその保護者について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

市民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じて利用可能な施設の確保について検討していきます。

【算出方法】

対象年齢	0～17歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
算出方法	国の手引きの算出結果を補正 (過去の実績とアンケート調査を利用して算出)

【量の見込み】

(ショートステイ、親子ショートステイ)

(人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	221	232	246	258	274
供給可能な量②	221	232	246	258	274
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

(トワイライトステイ)

(人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	18	18	18	18	18
供給可能な量②	18	18	18	18	18
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

6. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育てとその支援に関する情報提供を行う事業です。市の直営により、春日市いきいきプラザの保健師及び助産師2名体制で実施しています。

【算出方法】

対象年齢	0歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	825	811	799	786	774

7. 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。子どもを守る地域ネットワーク事業は、児童虐待の発生防止、その早期発見・早期対応を目的として、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関や関係機関等の連携強化と所属する職員の専門性のより一層の向上を図る事業です。市の直営により、資格を持った相談員5名体制で実施しています。

【算出方法】

対象年齢	0～17歳
算出方法	過去の実績に基づいて算出

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	118	116	113	111	108

8. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場です。

拠点には子育て支援員を配置し、子育てについての相談、情報提供、助言、子育て・子育て支援に関する講習のほか、様々な援助等を行っています。

市民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じて実施箇所の確保について検討していきます。

【算出方法】

対象年齢	0～5歳
算出方法	国の手引きの算出結果を補正 (過去の実績を利用して算出)

【量の見込み】

(人回/月あたり)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,697	1,878	2,058	2,238	2,419
供給可能な量②	1,697	1,878	2,058	2,238	2,419
②-1	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

②-1：実施箇所数

9. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において幼稚園、認定こども園、保育所が、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行う事業です。保育所入所の要件に満たない短時間労働の保護者の就労支援や保護者の入院時等の緊急対応に加え、障がいがある子どもの保護者の一時的な休息の場としての役割も担っています。

①一時預かり（幼稚園型）

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日以外や時間外に児童を預けることができる事業です。ニーズに応じて、受け入れています。

【算出方法】

（1号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート調査	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり又は預かり保育を利用している人

（2号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

【量の見込み】

（人日）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	46,585	45,226	42,674	41,314	40,911
供給可能な量②	46,585	45,226	42,674	41,314	40,911
②-1	10,237	9,939	9,378	9,079	8,990
②-2	36,348	35,287	33,296	32,235	31,921
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

②-1：1号認定による利用

②-2：2号認定による利用

②一時預かり（その他）

主として、保育所、認定こども園、幼稚園等に在籍していない子どもを対象に、保護者の仕事や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園に預けることができる事業です。ニーズに応じて受け入れています。

【算出方法】

対象年齢	0～5歳
算出方法	過去の実績に基づき算出

【量の見込み】

(人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,915	3,836	3,722	3,631	3,585
供給可能な量②	3,915	3,836	3,722	3,631	3,585
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

10. 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童で、病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が病児及び病後児の一時的な保育等を行う事業です。

【算出方法】

対象年齢	0～11歳
算出方法	国の手引きの算出結果を補正 (過去の実績とアンケート調査を利用して算出)

【量の見込み】

(人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,972	3,968	3,962	3,957	3,954
供給可能な量②	7,296	7,296	7,296	7,296	7,296
②-1	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足 ②-①	3,324	3,328	3,334	3,339	3,342

②-1：実施箇所数

11. ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

市民ニーズの動向に応じて、援助を行いたい人（まかせて会員）の確保に関する取り組みを検討していきます。

【算出方法】

対象年齢	0～11歳
算出方法	国の手引きの算出結果を補正 (過去の実績を利用して算出)

【量の見込み】

(就学前)

(人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	279	249	242	236	233
供給可能な量②	279	249	242	236	233
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

(就学後)

(人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	316	306	298	288	276
供給可能な量②	316	306	298	288	276
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

12. 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適切な時期に、必要な医学的検査を実施し、健康状態の把握及び保健指導を行う事業です。医療機関及び助産所において、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成 27 年厚生労働省告示第 226 号）」に基づき実施しています。

【算出方法】

対象年齢	0 歳（妊婦数相当）
算出方法	国の手引きに準じて算出

【量の見込み】

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	対象者数 825 人	対象者数 811 人	対象者数 799 人	対象者数 786 人	対象者数 774 人
	健診回数 11,550 人回	健診回数 11,354 人回	健診回数 11,186 人回	健診回数 11,004 人回	健診回数 10,836 人回

13. 産後ケア事業（新設）

退院直後から 1 年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。必要に応じて県での広域調整を踏まえ、需要に応じた提供体制の確保を図ります。また、支援対象者にメンタルヘルスの対応を必要とする者等もいることから、精神科医療機関との連携体制の構築のため、医療提供体制の確保を担う県と連携を図ります。

【算出方法】

対象年齢	0 歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

【量の見込み】

（人日）

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み [Ⓐ]	1,126	1,106	1,090	1,072	1,056
供給可能な量 [Ⓑ]	1,126	1,106	1,090	1,072	1,056
過不足 Ⓑ－ [Ⓐ]	—	—	—	—	—

14. 子育て世帯訪問支援事業（新設）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

市民ニーズの動向に応じて、実施する事業者の確保に関する取り組みを検討していきます。

【算出方法】

対象年齢	0～17歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

【量の見込み】

(人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ^①	220	216	211	207	202
供給可能な量 ^②	220	216	211	207	202
過不足 ②－①	0	0	0	0	0

15. 児童育成支援拠点事業（新設）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【算出方法】

対象年齢	6～17歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	15	15	15	14	14
供給可能な量②	15	15	15	14	14
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

16. 親子関係形成支援事業（新設）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

市民ニーズの動向に応じて、実施方法の見直し等を検討していきます。

【算出方法】

対象年齢	0～17歳
算出方法	国の手引きに準じて算出

【量の見込み】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	19	18	18	18	17
供給可能な量②	19	18	18	18	17
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

5 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者の就労状況にかかわらず、0歳から就学前までの全ての子どもが教育・保育を受けることのできる施設である認定こども園への移行を支援し、中でも、幼保連携型認定こども園の普及に取り組みます。また、既存施設からの移行については、事業者の意向を十分踏まえるとともに、施設整備を伴う場合は、市民ニーズも踏まえた上で施設整備補助を実施する等の移行支援を検討します。

2. 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

②認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校の連携

乳幼児期を含めた子どもの発達は連続性を有しており、特にこの時期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳幼児期から学童期を経て思春期に至る子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意しながら、関係機関で共有できるよう取り組んでいきます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校それぞれが実施している教育・保育カリキュラムの意義等についての相互理解を促進し、さらに子ども同士の交流や相互の学びの場を設ける等、共同して具体的な取組を行うことにより、幼保小中の滑らかな接続を図ります。

さらに、幼稚園教諭、保育士、小・中学校教諭の連携を強化するため、相互の保育・授業参観や合同研修等を実施します。

③教育・保育施設等の事故の発生防止（予防）について

教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故は、残念ながら国内のどこかで毎年のように発生しています。

子どもが育ち、少しずつ社会とのかかわりや行動範囲をひろげていくなかで起こる小さな事故や一定のケガをすべて未然に防ぐことはできません。

私たちが考えるべきは、子どもの生命を脅かし、後遺障がいが残るほど深刻な事故の予防です。重大事故の発生そのものの防止（予防）に取り組むこと、たとえ事故が起こったとしても重傷や後遺障がい、さらには死亡というような重大な結果に至らないようにする方法を考え、実践していく必要があります。

また、日々の教育・保育の実践を振り返り、具体的な改善策を考え、実行していくことで、保育の質を向上させ、教育・保育施設等の事故の発生防止（予防）に努めます。

④市内の教育・保育施設を対象とした研修

公立保育所が中心となり、施設類型を越えて市内全ての教育・保育施設、認可外保育施設等を対象として、保育環境、要録、行動分析学等の多岐にわたる専門分野別の研修を実施し、保育の質の確保及び向上に努めます。

また、市内全ての教育・保育施設や認可外保育施設等に特別支援コーディネーター研修等を実施し、特別支援保育の質の向上及び職員の資質向上に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

未移行の幼稚園、届出保育施設等に通園する子どもの保育料、幼稚園等の預かり保育の利用料等について、子育てのための施設等利用給付として支給要件に該当する保護者に対して給付を行います。

子育てのための施設等利用給付制度の周知、認定申請及び請求については、保護者の利便性や過誤請求・過誤払いの防止等を考慮し、各利用施設において保護者への周知や、申請書の取りまとめを依頼するとともに、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、子育てのための施設等利用給付の対象となるサービスを提供する未移行の幼稚園、届出保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を県に対して要請することが可能であることから、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

1. 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人の幼児が増えています。平成 31 年 4 月に外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管法（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律）が施行され、今後も外国につながる幼児の増加傾向は継続するものと考えられます。

本市に居住する外国につながる幼児とその家族や、市内の大学等に留学している外国人の学生やその家族のニーズを適切に把握し、これらの幼児が認定こども園、幼稚園、保育所や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要な手続きに関する支援、相談窓口の充実等を図ります。

2. 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行います。また、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設ける等の保護者の子育て支援を行います。

2. 第3期春日市子ども子育て支援事業計画 代用計画

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学 前 児 童 数	0 歳 児		825.		811.		799.		786.		774.
	1 歳 児		754.		782.		768.		757.		744.
	2 歳 児		803.		766.		794.		780.		769.
	合 計		2,382.		2,359.		2,361.		2,323.		2,287.
対 象 児 童 数	0 歳 児		270.5		263.5		257.5		251.		245.
	1 歳 児		321.		329.		315.		284.		271.
	2 歳 児		316.		239.		267.		223.		212.
	合 計		907.5		831.5		839.5		758.		728.
利 用 率	0 歳 児		0.0%		34.8%		34.8%		34.8%		34.8%
	1 歳 児		0.0%		53.2%		53.2%		53.2%		53.2%
	2 歳 児		0.0%		34.6%		34.6%		34.6%		34.6%
	合 計		0.00%		122.60%		122.60%		122.60%		122.60%
（利 用 者 ） 数	0 歳 児		0.		92.		90.		87.		85.
	1 歳 児		0.		175.		168.		151.		144.
	2 歳 児		0.		83.		92.		77.		73.
	合 計		0.		350.		350.		315.		302.
必 要 受 入 時 間 数	0 歳 児		0.		920.		900.		870.		850.
	1 歳 児		0.		1,750.		1,680.		1,510.		1,440.
	2 歳 児		0.		830.		920.		770.		730.
	合 計		0.		3,500.		3,500.		3,150.		3,020.
必 要 定 員 数	0 歳 児	0.	0.	5.	5.	5.	0.	5.	0.	5.	0.
	1 歳 児	0.	0.	10.	10.	10.	0.	9.	0.	8.	0.
	2 歳 児	0.	0.	5.	5.	5.	0.	4.	0.	4.	0.
	合 計	0.	0.	20.	20.	20.	0.	18.	0.	17.	0.
整 備 量	0 歳 児	0.	0.	3.	3.	5.	2.	5.	0.	5.	0.
	1 歳 児	0.	0.	7.	7.	10.	3.	10.	0.	10.	0.
	2 歳 児	0.	0.	4.	4.	5.	1.	5.	0.	5.	0.
	合 計	0.	0.	14.	14.	20.	6.	20.	0.	20.	0.

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

- 市内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業利用終了後の受入れ枠の確保に努める。
- 乳児等通園支援事業者が、公平に児童及び保護者のニーズに応じた教育・保育施設への円滑な利用移行を案内できるよう、乳児等通園支援事業者への情報提供等必要な支援を行う。

3. 委員名簿

春日市子ども子育て会議委員名簿

令和5年8月1日～令和7年7月31日

条例の項目	氏名 ※敬称略	肩書き等	備考
(1) 学識経験者	朝木 徹	精華女子短期大学 幼児保育学科長（教授）	
(2) 保護者	矢幡 恵	泉ヶ丘幼稚園保護者	
	滝脇 統	昇町保育所保護者	
	岩本 晃	春日市小・中学校PTA 連絡協議会会長	令和6年3月31日まで
	本田 利憲	春日市小・中学校PTA 連絡協議会会長	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	長瀬 勝義	春日市小・中学校PTA 連絡協議会会長	令和7年4月1日以降
(3) 子どもの教育 又は保育に従事する者	谷廣 麻衣子	春日幼稚園教諭	
	日高 貴明	あいあい保育園保育士	
(4) 子どもの教育 又は保育に関する事業を運営する者	重岡 宏実	岡本保育所長	
	白水 剛	学校法人白水学園理事長	
	庄山 剛	社会福祉法人春日福祉会 理事長	
(5) 子ども・子育て支援に関する活動に携わる者	洲崎 ゆかり	春日市主任児童委員	
	神山 美希	育ちあい学級ひよこ代表	
(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	杉森 克彦	塚原台地区自治会長	
	岩本 晃	宝町地区自治会長	令和6年3月31日までは、 (2)保護者
	川原 尚子	春日市立春日野小学校長	

春日市子ども子育て会議委員名簿

令和7年8月1日～令和9年7月31日

条例の項目	氏名 ※敬称略	肩書き等
(1) 学識経験者	朝木 徹	精華女子短期大学 幼児保育学科長 (教授)
(2) 保護者	垣手 舞衣	春日幼稚園保護者
	豊福 未来	青葉やまと保育園保護者
	長瀬 勝義	春日市小・中学校PTA 連絡協議会会長
(3) 子どもの教育 又は保育に従事する者	渋谷 順	恵星幼稚園教諭
	菊池 真紀	若竹保育園保育士
(4) 子どもの教育 又は保育に関する事業を運営する者	永島 正和	春日小鳩幼稚園長
	篠原 百合香	春日どろんこ保育園長
(5) 子ども・子育て支援に関する活動に携わる者	洲崎 ゆかり	春日市主任児童委員
	神山 美希	育ちあい学級ひよこ代表
(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	岩本 晃	宝町地区自治会長
	川原 尚子	春日市立天神山小学校長
	吉田 光貴	西南学院大学 学生

4. 春日市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 26 日条例第 23 号)

改 平成 26 年 9 月 25 日条例第 20 号 平成 27 年 12 月 17 日条例第 37 号
正 令和 4 年 12 月 21 日条例第 20 号 令和 5 年 6 月 29 日条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づく合議制の機関として、春日市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定によりその権限に属させられた事項その他児童の福祉の向上に関し市長が必要と認める事項についての調査審議
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域における次世代育成支援対策の推進その他の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項についての調査審議

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 13 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)
- (3) 子どもの教育又は保育に従事する者
- (4) 子どもの教育又は保育に関する事業を運営する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する活動に携わる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども支援部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月25日条例第20号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(春日市子ども・子育て会議条例の一部改正)

4 春日市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉支援部」を「こども支援部」に改める。

附 則(令和5年6月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

5. 計画の策定経過

期日	会議等	内容
令和5年11月27日	春日市子ども・子育て会議	第3期子ども・子育て支援事業計画に係る調査について
令和6年1月5日～ 令和6年1月26日	アンケート調査実施	
令和6年3月25日	春日市子ども・子育て会議	第3期子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査結果について
令和6年9月9日	春日市子ども・子育て会議	第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年11月15日	春日市子ども・子育て会議	第3期事業計画策定にかかる方針の変更について
令和7年5月21日	春日市子ども・子育て会議	・市町村こども計画策定業務について ・こども・若者アンケート調査について
令和7年6月9日～ 令和7年6月30日	こども・若者アンケート調査実施	
令和7年8月25日	春日市子ども・子育て会議	・市町村こども計画について ・こども・若者アンケート調査結果について ・市町村こども計画の修正骨子案について ・こども・若者の意見聴取について
令和7年9月～ 令和7年10月	こども・若者意見聴取	・市内学校等でのワークショップ ・市ウェブサイトでの意見提出用電子フォームの設置
令和7年12月8日	春日市子ども・子育て会議	・こども・若者意見聴取の結果について ・春日市こども計画案について ・パブリック・コメントの実施について
令和7年12月22日～ 令和8年1月19日	計画原案に対する パブリック・コメント	
令和8年2月17日	春日市子ども・子育て会議	・春日市こども計画案に対する意見への回答及び最終案について ・春日市こども計画概要版について ・こども・若者意見聴取に関するフィードバックについて

春日市こども計画

令和8年3月

春日市 こども未来課

〒816-8501

福岡県春日市原町3丁目1番地5

TEL:091-584-1111 FAX:092-584-1115



みんなで春をつくろう